

令和7年度

年次報告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

- ・報告書中の令和7年度に関するデータは、個別に記載がない限り、全て令和8年3月31日までの数値である。
- ・「株式会社」「国立研究開発法人」等の法人格の記載を省略している。
- ・下記の用語については全編を通じて略称等で表記している。

文中で用いている略称等	正式名称・定義
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
法令報告	<p>①第2章第1節及び第4節においては、原子炉等規制法第62条の3に基づき原子力事業者等が原子力規制委員会に行う報告</p> <p>②第2章第2節においては放射性同位元素等規制法第31条の2に基づき被規制者が原子力規制委員会に行う報告</p> <p>③上記以外の箇所では、①と②を合わせた報告</p> <p>なお、「法令報告事象」は法令報告を行うことが定められている事象のことである。</p>
東京電力	東京電力ホールディングス株式会社
原子力機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
IAEA	国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）
ERC	原子力規制庁緊急時対応センター（Emergency Response Center）

目次

要約（第1章～第5章の主な取組）	1
Ⅰ. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	2
1. 原子力施設周辺の地方自治体及び住民との対話の推進	2
2. IAEAによる我が国の原子力規制のレビュー	5
3. 原子力規制委員会の業務基盤の充実・改善	7
Ⅱ. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	9
1. 原子炉等規制法に基づく規制の着実な運用	9
2. 中部電力の不正行為への対応	11
3. 特定重大事故等対処施設の設置の経過措置に係る検討	13
4. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議を踏まえた規制の改善	14
5. グレーデッド・アプローチの原子力規制への適用の強化	15
6. 核融合等の新たな技術の利用への対応	16
7. 原子力規制委員会における安全研究の推進	18
Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	19
1. 核物質防護対策を充実する規制の見直し	19
2. 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討	21
Ⅳ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	22
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制の改善	22
2. 事故調査分析の推進	23
3. 福島県を中心とする放射線モニタリングの実施	24
Ⅴ. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	25
1. 放射線審議会の審議を踏まえた放射線防護の推進	25
2. 緊急時対応の実施、対応能力の維持・向上	26
3. 九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応	27
4. 屋内退避の効果的な運用のための原子力災害対策指針の改正	28
5. 放射線モニタリングの実施と測定結果の分かりやすい情報発信	31
第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	32
第1節 独立性・中立性・透明性の確保	33
1. 教訓の伝承と組織理念・原子力安全文化に関する宣言・核セキュリティ文化に関する 行動指針の実践	33
2. 独立性・中立性の堅持	34

3.	透明性の確保に係る取組	35
4.	双方向でのコミュニケーションの充実	35
5.	外部の声の受け止めと積極的な意見交換	37
第2節	規制業務を支える業務基盤の充実	40
1.	組織の維持・充実	40
2.	原子力規制人材の確保・育成	40
3.	業務の実施遂行	44
4.	業務の改善	56
第2章	原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	62
第1節	原子炉等規制法に基づく規制の実施	63
1.	原子炉等規制法に基づく審査等の実施	63
2.	原子炉等規制法に基づく検査の実施	76
第2節	放射性同位元素等規制法に基づく規制の実施	80
1.	放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	80
2.	放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善	81
第3節	規制活動の継続的な改善と新たな規制ニーズへの対応	82
1.	規制活動の継続的改善	82
2.	グレーデッド・アプローチに応じた制度・運用の改善	84
3.	新たな規制ニーズへの対応	85
4.	利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理	87
第4節	安全研究の推進と規制基準の継続的改善	88
1.	安全研究の積極的な実施	88
2.	最新の科学的・技術的知見の蓄積	91
3.	規制基準の継続的改善	92
第3章	核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	97
第1節	核セキュリティ対策の推進	98
1.	核セキュリティ対策の推進	98
2.	核セキュリティ上の課題への対応	100
3.	国際会議への参加	101
第2節	保障措置の着実な実施	102
1.	我が国の保障措置活動の着実な実施	102
2.	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置	106
3.	日本原燃六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設のしゅん工に向けた取組	106

4.	保障措置に関する国際貢献	107
5.	原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・ 監督	108
第3節 3Sの適切な取組と継続的な改善		108
第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明		111
第1節 廃炉に向けた取組の監視.....		112
1.	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等	112
2.	東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減マップの改定及び取組の監視 113	
第2節 事故の分析		115
1.	東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析	115
2.	事故の分析に係る情報発信等の取組	117
第3節 福島県を中心とする環境放射線モニタリングの実施.....		117
1.	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリン グの実施.....	117
第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		120
第1節 放射線防護対策の推進		121
1.	放射線審議会の調査審議	121
第2節 危機管理体制の整備・運用.....		121
1.	緊急時対応能力の強化	121
2.	原子力事業者防災の強化	124
3.	通信ネットワーク整備・システムの強化	126
4.	原子力災害医療体制の継続的改善	127
第3節 原子力災害対策指針の継続的改善		128
1.	原子力災害対策指針の改正等	128
第4節 環境放射線モニタリングの実施.....		129
1.	平時及び緊急時モニタリング体制の整備及び強化.....	129
2.	環境放射線モニタリングプラットフォームの運用.....	130
3.	モニタリング技術の発展	131
4.	訓練・研修による人材育成.....	132
5.	全国の中環境中の放射線等の測定.....	132
6.	原子力艦放射能調査.....	133

要約

(第1章～第5章の主な取組)

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

1. 原子力施設周辺の地方自治体及び住民との対話の推進

原子力規制委員会は、第3期中期目標において、「積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。」ことを目標の一つとしています。

原子力規制委員会委員長及び委員と地元関係者との意見交換を2回（美浜発電所周辺地域（令和7年7月29日）、川内原子力発電所周辺地域（令和8年2月14日））開催し、原子力規制委員会、地元自治体関係者双方の関心事項について理解を深めました。令和7年6月22日には新潟県柏崎市が主催する原子力防災セミナーで、伴原子力規制委員会委員が原子力災害による放射線被ばくの特徴と防護対策、災害時の心構えなどについての講演を行いました。

また、令和7年12月23日に山中原子力規制委員会委員長が福島県立安積高校の生徒との対話を行いました。

さらに、自治体からの要望を受けて地元で開催される議会や住民説明会に職員を派遣しました。そのうち、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可については、関係自治体からの要請に応じて、住民説明会（7会場）や北海道議会等で繰り返し審査結果を丁寧に説明しました。説明に当たっては、祝祭日を含む数週間にわたって、管理職級職員をはじめとする多くの審査官を現地に派遣し、平易な表現や図表等も積極的に活用しながら可能な限り分かりやすくなるよう工夫しました。



図 1. 美浜発電所周辺地域の地元関係者との意見交換



図 2. 川内原子力発電所周辺地域の地元関係者との意見交換



図 3. 柏崎市原子力防災セミナーでの伴原子力規制委員会委員の講演



図 4. 山中原子力規制委員会委員長と福島県立安積高校生との対話企画

2. IAEAによる我が国の原子力規制のレビュー

原子力規制委員会は、令和5年度にIAEAに正式要請した総合規制評価サービス（IRRS¹）について、令和7年9月3日及び4日にIAEAと共催した準備会合においてミッションの日程やレビュー範囲等を確定した上で、令和8年1月にミッションを受け入れました。

受入れに向けた準備として、令和7年1月から、IAEA安全基準との整合性に関する事前質問への回答をまとめた自己評価書とその分析を踏まえたアクションプラン等からなる事前提出資料の作成を進めました。作成にあたっては、原子力規制庁の各課室が事前質問に対する回答案を作成し、IAEA安全基準に精通した職員が回答案に対するレビューを行いました。さらに自己評価書案から対応すべき課題を特定し、原子力規制庁幹部の打合せも実施しながらアクションプランを整理しました。その上で、令和7年度第36回原子力規制委員会（令和7年10月15日）で委員間討議を行うなど、原子力規制委員会・原子力規制庁全体で確実に自己評価活動を行い、令和7年度第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）において事前提出資料を了承し、令和7年11月25日にIAEAに提出しました。

令和8年1月26日から2月6日まで、17か国からの18名の専門家及び5名のIAEA職員から成るチームによるIRRSミッションを受け入れました。レビューャーによるインタビューや検査の実施状況の現地確認等への対応や、IRRSチームとの綿密なコミュニケーションにより、IRRSチーム側が現状について十分に認識した状態で評価を受けるとともに、効率的なミッション運営に協力することができました。

IRRSチームは、原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っているとして評価しました。また、原子力規制委員会が、防災訓練を実施したすべての原子力事業者とともに訓練結果を合同でレビューを行う会合を開催していることは、世界的なモデルとなり得る「良好事例」であるとの見解を示しました。

さらに、IRRSチームは、勧告及び提言には以下が含まれるとしました。

- ・原子力規制委員会は、すべての規制機能にわたりグレーデッド（原子力・放射線安全上の重要性に応じて重み付けした）・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができます。このアプローチは、特に許認可プロセスとの関連性が高いです。
- ・原子力規制委員会は、複数年の人事戦略を通じて、独立した意思決定や将来の規制の実施のために必要となる高度な専門知識を維持することを確実に

¹ Integrated Regulatory Review Service。IAEAが加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューサービス。

することができます。政府は、原子力規制委員会が職員の流動性や採用の柔軟性をより大きく持つことができるようにすることで、人材の確保を支援できます。

- 原子力規制委員会は、そのマネジメントシステムの文書化とその実施を強化すべきです。

ミッションの結果は令和7年度第57回原子力規制委員会（令和8年2月10日）において報告され、ミッションでの指摘への対応について、ミッションから約3か月後にIAEAから提出される予定の最終報告書を待たずに検討できるものについては整理を進めることとしました。これを受け、令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、各指摘への対応を令和8年度原子力規制委員会年度業務計画に位置づけ、取組を進めていくこととしました。



図 5. IRRS ミッションの様子



図 6. IRRS ミッションでのレビューアからのインタビューの様子

3. 原子力規制委員会の業務基盤の充実・改善

(1) 原子力規制委員会委員の交代

原子力規制委員会会合を 67 回開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行いました。また、伴原子力規制委員会委員が令和 7 年 9 月 18 日に退任し、翌 9 月 19 日に神田原子力規制委員会委員が就任しました。

(2) 組織体制の充実

令和 7 年 7 月 1 日付けで長官官房に「調査室」を新設し、原子力規制に関する課題について、職員が自発的に調査を行い、幅広く知見や情報を収集して、原子力規制委員会内に共有する取組を試行しています。これまでに、海外での原子力規制の状況、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応や事故後の規制の状況などをテーマに職員が作成した 22 件の調査ペーパーが共有され、職員間でのコメントのやり取りが行われています。

(3) 業務改革の推進

原子力規制委員会第 3 期中期目標では、人口減少社会への移行でも持続可能な規制組織としていくため、多様で柔軟な働き方や効率的な業務遂行ができるための環境の整備を掲げています。

そのうち、各職員の業務上の気付き事項を収集する取組として、既存の業務改善提案を引き継ぐ形で、令和 7 年 6 月から NRA-CAP（日々の業務等における職員の気付き事項を「改善の種」として、組織横断的に改善活動を支援・管理していくための活動）の試行を開始しました。提出された 80 件の気付き事項に対して対応方針を適時整理し、9 割以上の案件について完了としており、例えば旅費手続での負担感に係る気付き事項等に対して、各作業の必要性等を周知しつつ可能な限り改善を図り、個々で問題を抱えず、組織として対応していくなどの改善を行っています。

(4) 情報システムの利活用推進

令和 8 年 1 月に原子力規制委員会ホームページをリニューアルし、利用者が必要な情報をより分かりやすく入手できるサイトへと再編しました（<https://www.nra.go.jp/>）。具体的には、これまでホームページに掲載していた会議等のアーカイブを保存性能が優れた N-ADRES（デジタルアーカイブシステム）へデータ移行し、ホームページから N-ADRES へのアクセスを改善することで、情報の閲覧性を落とすことなく、ホームページ側の掲載量を簡素化しました。並行して、ホームページ全体のアクセシビリティ向上を図るため、デザインを全面的に改修しました。

また、令和 7 年度上期に 27 申請等について、令和 7 年 10 月 1 日から電子政

府の総合窓口（e-Gov）上から行うことを可能としました。下期は、53 申請等について、令和 8 年度からオンラインでの申請を可能とするためのシステム構築を行いました。

（5）マネジメントシステムの運用による継続的改善

原子力規制委員会マネジメント規程に従って、年度業務計画の PDCA サイクルの運用、7 部署に対する内部監査、18 件の新規の要改善事項（業務上の要求事項を満たさない事案）への対応等を実施し、組織の運営管理の継続的改善を図りました。

要改善事項のうち、手数料の徴収に関する案件については、令和 7 年度第 35 回原子力規制委員会（令和 7 年 10 月 8 日）に実用発電用原子炉の許認可申請に係る手数料の未徴収があったことが報告され、それ以前にも原子力規制検査に係る手数料の徴収に関する誤りがあったことから、原子力規制委員会が所管する法令に基づく手続における手数料の徴収の過去 5 年間の実績を調査し、令和 7 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 19 日）において追加の誤りがあったことが報告されました。これらが発生した原因を除去する措置を進めています。また、当該措置の一部として、申請と同時に手数料をオンラインで納付することが可能な環境の整備を進めています。

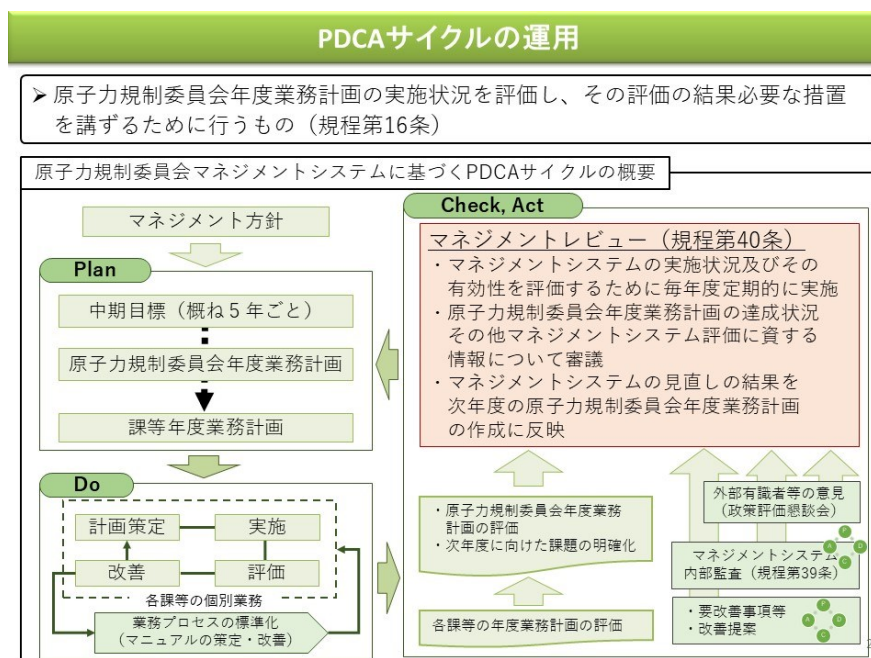


図 7. マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルの運用

II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

1. 原子炉等規制法に基づく規制の着実な運用

(1) 審査の進捗

実用発電用原子炉については、平成 25 年 7 月 8 日に新規規制基準を施行した後、新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等に対し、原子力規制委員会が了承した方針に基づき、審査を行っています。

令和 7 年度は、主なものとして、北海道電力泊発電所 3 号炉（本体施設）の新規制基準適合性に係る設置変更許可を行いました。また、東北電力女川原子力発電所及び関西電力高浜発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設に係る設置変更許可を行いました。

令和 7 年 6 月 6 日（本格施行日）より、従来の「運転期間延長認可制度」及び「高経年化技術評価制度」を統合した「長期施設管理計画認可制度」が施行されることを踏まえ、準備行為としてあらかじめ申請された長期施設管理計画のうち、運転を継続するために本格施行日の前日までに認可が必要なもの全てについて同日までに認可しました。

また、核燃料施設等については、試験研究炉等において設置変更許可 1 件、設計及び工事の計画の認可 1 件並びに保安規定変更認可 6 件、再処理施設において保安規定変更認可 2 件、加工施設において設計及び工事の計画の認可 4 件並びに保安規定変更認可 2 件、廃棄物管理施設において保安規定変更認可 2 件、廃棄物埋設施設において保安規定変更認可 2 件、核燃料物質使用施設において使用（変更）許可（承認）15 件、保安規定変更認可 8 件、合併・分割認可 2 件及び廃止措置計画認可 1 件等の処分を行いました。

(2) 検査の実施

令和 8 年 1 月に起動した東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉を含めた各地の原子力施設に対して、原子力規制委員会は、所定のガイドを活用して計画どおりに厳正かつ適切に原子力規制検査を実施しました。

また、原子力規制検査の結果をもって、事業者の安全活動の劣化の程度に基づく施設の状態の区分付けや、総合的な評定を行っています。令和 6 年度の総合的な評定においては、全ての原子力施設について年間を通じて対応区分が第 1 区分であり、自律的な改善が見込める状態と評価し、令和 7 年度も引き続き第 1 区分として通常の基本検査を行いました。

なお、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉については、令和 6 年度第 1～4 四半期の安全実績指標の結果を踏まえ、令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 30 日）において同発電所 7 号炉の原子力規制検査の対応区分を第 1 区分から第 2 区分に変更することを了承しました。追加検査を令和 7 年 5 月 22

日及び23日に実施し、追加検査の結果については、令和7年度第19回原子力規制委員会（令和7年7月9日）において報告を受け、当該検査結果を受けた原子力規制検査における対応区分の変更（第2区分から第1区分）を了承しました。

また、令和7年6月12日及び令和7年10月7日に確認された東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについては、原子力規制検査の結果を踏まえ、令和7年度第60回原子力規制委員会臨時会議（令和8年2月24日）において暫定的な重要度評価（重要度「白」及び深刻度「SLⅢ」）を了承し、当該評価を東京電力に通知しました。令和8年2月25日に受領した東京電力からの当該通知に対する回答を踏まえ、令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）において重要度評価を確定し、原子力規制検査における対応区分を第1区分から第2区分に変更することを了承し、追加検査の実施等を東京電力に通知しました。なお、本検査指摘事項は第4四半期原子力規制検査の結果として報告される予定です。



図8. 長崎原子力規制委員会委員による泊発電所の現地視察

2. 中部電力の不正行為への対応

中部電力浜岡原子力発電所の新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請については、3号炉は平成27年6月16日、4号炉は平成27年1月26日付けの申請書に対する審査を進めてきました。

令和8年1月5日に中部電力は「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を公表しました。

本事案の概要について、以下のように令和7年度第50回原子力規制委員会（令和8年1月7日）に報告されました。

- ・令和7年2月に原子力施設安全情報申告制度に基づく情報提供として、原子力規制庁に連絡があったことから、原子力施設安全情報申告調査委員会に諮りつつ、原子力規制庁で情報提供者からの詳細な聞き取りなど、中部電力への調査に向けた準備を行い、同年5月から、原子力規制庁が中部電力との面談を数度にわたり実施し、不正行為の有無等について事実関係の確認を進めてきました。
- ・令和7年12月18日の中部電力との面談において、中部電力から会社内部の調査でも不正行為が確認された旨の説明がなされました。
- ・それまでに判明している不正行為は、基準地震動の策定における断層モデルを用いた地震動評価のうち統計的グリーン関数法による評価に関するものでした。

原子力規制委員会は、令和7年度第51回原子力規制委員会（令和8年1月14日）において、設置変更許可申請書の新規規制基準への適合性を説明する審査資料のうち、基準地震動の策定に関して、中部電力がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、中部電力に対し原子炉等規制法に基づく報告徴収命令の発出を行うことを決定しました。また、中部電力に対する原子力規制検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認する等、原子力規制庁の対応方針を了承しました。

前述の対応方針の了承を踏まえ、令和7年度第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日）及び令和7年度第66回原子力規制委員会（令和8年3月18日）において、原子力規制委員会は、中部電力の不正行為に係る検査状況の報告（1回目及び2回目）を受けました。また、令和8年3月31日に、原子力規制委員会は、中部電力から原子炉等規制法第67条第1項の規定に基づく報告を受けました。

引き続き、本事案の事実関係及び経緯について、関係者への聞き取りや関係資料の確認などを進め、検査の状況については、その情報が一定程度まとまった段

階で報告を受ける予定としています。

なお、今回の事案を受けて、原子力規制委員会として審査プロセスの改善などにより対応すべき点について、今後検討していくこととしています。



図 9. 中部電力本店での原子力規制検査

3. 特定重大事故等対処施設の設置の経過措置に係る検討

特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）²の設置については、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の日から5年間は適用しないとする経過措置規定が設けられています。

第22回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和7年10月9日）において、事業者側から、建設業界の労働環境変化による特重施設の設置工事の工期長期化の懸念が生じており、現行の5年の経過措置期間を3年延長してほしいとの提案がなされました。これを受け、事業者から追加の情報も聴取しつつ、原子力規制委員会において複数回議論を行った結果、事業者の経過措置期間を3年延長してほしいという要望については、事業者から具体的かつ定量的な根拠等が提示されなかったことから、経過措置期間を見直すに足る理由はないとして認めないこととしました。他方で、これまでの特重施設の工事実績に鑑み、当該施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであったことから、規制の継続的改善の観点から、経過措置規定を見直すこととしました。具体的には、令和8年度第1回原子力規制委員会（令和8年4月1日）において、特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する形で見直すこととし、規定の改正作業を進めることとしました。

² 特定重大事故等対処施設の他、もう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）も同様に経過措置の議論に含まれる。

4. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議を踏まえた規制の改善

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議結果として令和6年7月5日に取りまとめられた「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」を踏まえ、令和7年度第7回原子力規制委員会（令和7年5月14日）において、安全性向上評価制度の短期的な見直しに対応するための関係規則・ガイドを改正しました。

原子炉安全専門審査会（炉安審）・核燃料安全専門審査会（燃安審）

- 原子力規制委員会設置法第13条第1項の規定に基づき設置。
- 原子力規制委員会は、原子炉及び核燃料の安全性に関する事項について、審査会に調査審議を指示。
- 審査会は、原子力規制委員会の指示を受けた事項について、原子炉の安全性（炉安審の所掌）と核燃料の安全性（燃安審の所掌）に関して調査審議を行い、原子力規制委員会に報告するとともに、必要に応じ、指示を受けた事項に関する助言を行うことができる。
- 審査会の委員は、原子炉^{※1}、核燃料物質^{※2}、放射性廃棄物^{※2}、放射線、自然災害、人的・組織的要因等の学識経験者を選定。任期2年。

※1は原子炉安全専門審査会のみ、※2は核燃料安全専門審査会のみ。

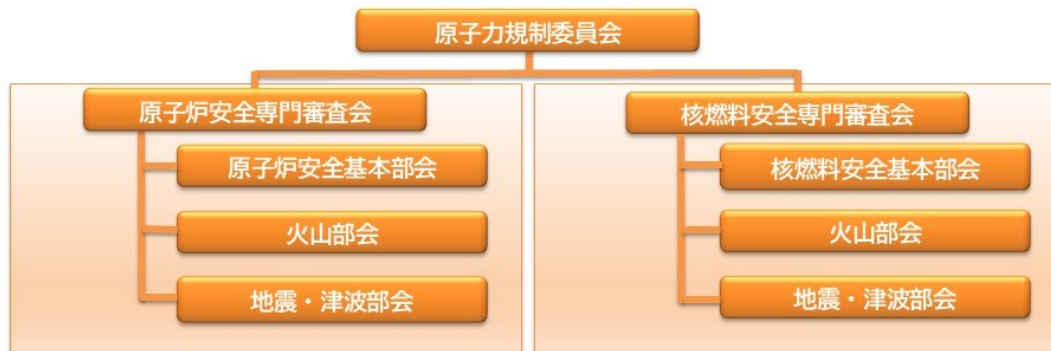


図 10. 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会について

5. グレーデッド・アプローチの原子力規制への適用の強化

原子力規制委員会は、第3期中期目標において、グレーデッド・アプローチ³の積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進めることとしています。グレーデッド・アプローチに基づく規制を一層進めることで、規制リソースを安全上の重要性や効果に応じて最適な形で割り当てることが可能となり、真に実効ある規制を推進していきます。また、IRRS ミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会の取組を自ら見直す機会として自己評価を実施し、作成した事前提出資料（ARM）（令和7年度第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）了承）においては、以下の点に対応すべき課題としました。

- ・ 今後想定される人的資源が厳しくなる状況においても規制の実効性を確保し続けるために審査業務の効率性の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・ グレーデッド・アプローチの更なる積極的な適用を行うために、また新規制基準適合性審査の経験も踏まえて、とりわけ実用発電用原子炉に係る許認可制度について、安全上の重要度に応じた規制制度となるよう見直しを検討すべきです。

これらの課題への対応方針として、以下に示す取組をアクションプランに定めました。

- ・ 実用発電用原子炉施設の各種許認可制度におけるグレーデッド・アプローチの適用を強化します。
- ・ 廃止措置計画認可制度について、グレーデッド・アプローチを踏まえ必要な見直しを行います。
- ・ 審査の予見性の向上に資する許認可の在り方等規制のプロセスについて必要な見直しを行います。
- ・ その他の施設についても実用発電用原子炉の検討を踏まえて必要な見直しを行います。

その後、第3期中期目標や上記アクションプランを踏まえ、令和7年度第41回原子力規制委員会（令和7年11月19日）及び令和7年度第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）において、実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しに関して2回の討議を実施しました。また、実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合を2回（令和8年2月20日及び令和8年3月26日）開催し、事業者意見の聴取及び担当者レベルでの意見交換

³ IAEAによるところの、安全を統制するシステムにおいて、統制の厳しさを起こりうる事故やリスクに応じたものとする手法のこと。

を実施しました。引き続き、IRRS ミッションでの指摘も踏まえ、各種許認可制度に係る見直しの方向性について事業者との意見交換や委員会での討議を継続しながら、検討を進める予定です。

6. 核融合等の新たな技術の利用への対応

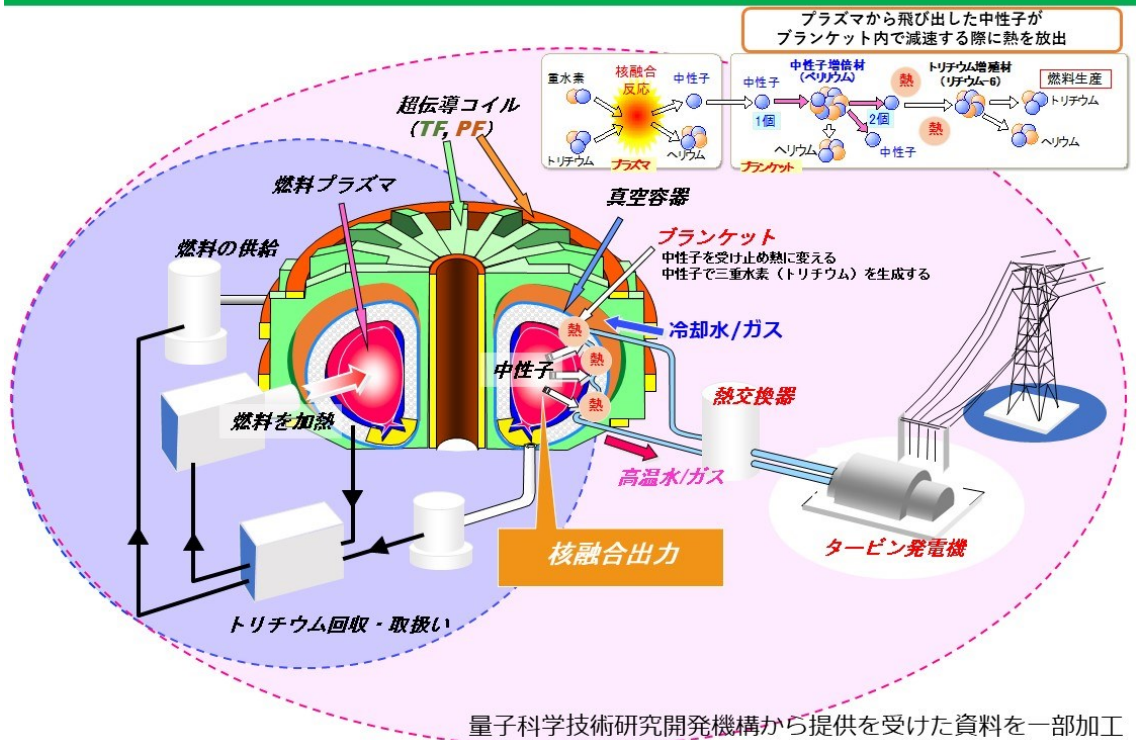
核融合（フュージョン）装置については、原子力規制庁において、国内のフュージョン装置の現地確認を行うだけでなく、上期に米国、下期にフランス、英国、ドイツに出張し、現地のフュージョン装置の確認及び開発者や規制機関と意見交換を行い、海外の規制情報を収集しました。令和7年度第15回原子力規制委員会（令和7年6月18日）において、フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会合の設置を了承し、原子力規制庁において計6回の意見交換会合を実施しました。令和7年度第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）及び令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、意見交換会合の状況について2回の間接報告を受けています。

フュージョン装置の安全確保においては、放射線影響の観点から、放射性同位元素（燃料のトリチウム）の閉じ込め、放射線の遮蔽、放射線による材料の脆化対策、放射化物等の管理等の論点が複数存在しますが、令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、最も重要な論点として、まずはトリチウムの「閉じ込め」機能について、公衆への放射線影響を評価する考え方を検討することとしました。また、引き続き、事業者等の開発の進捗に応じて意見交換を行うこととしています。

建替原子炉については、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を計5回開催しました。令和7年度第40回原子力規制委員会（令和7年11月12日）において、意見交換会での意見聴取結果について中間報告を受けるとともに、令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、中間報告後に事業者から聴取した内容を含め、原子力規制庁において規制上の論点等を整理した結果の報告を受け、規制上の対応方針について了承しました。

AIの利用については、原子力規制庁は、産業界や米国での取組状況等を調査し、第75回技術情報検討会（令和7年9月25日）で報告しました。

核融合発電のしくみ



量子科学技術研究開発機構から提供を受けた資料を一部加工

図 11. 核融合発電のしくみ

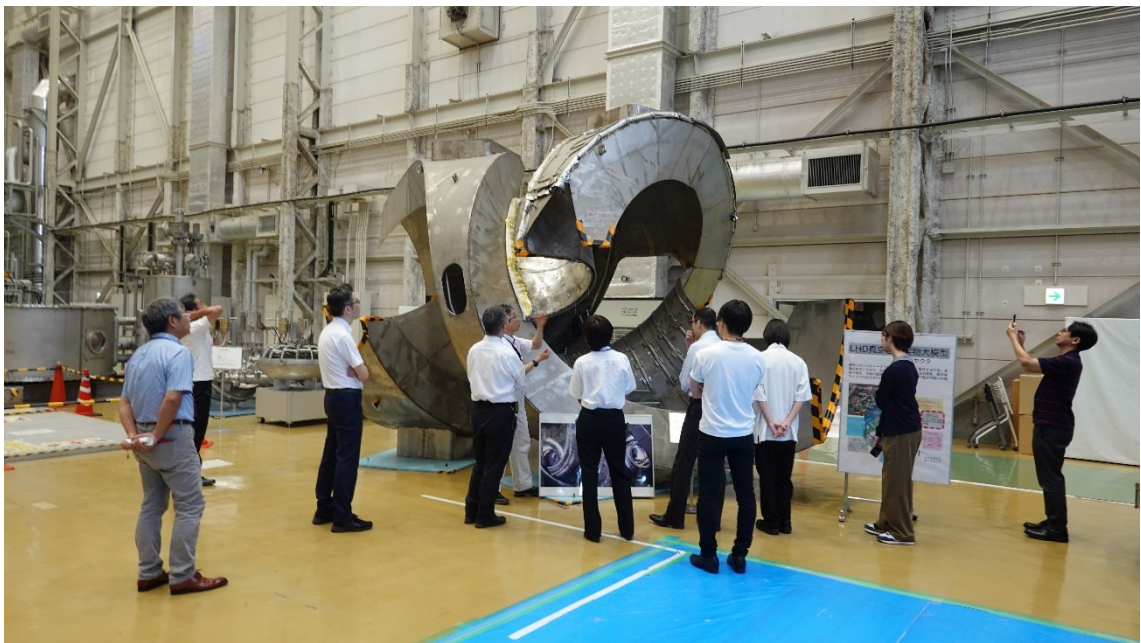


図 12. 核融合科学研究所の現地確認 (写真提供:核融合科学研究所)

7. 原子力規制委員会における安全研究の推進

原子力規制委員会の技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究を着実に実施し、その成果を、NRA 技術報告 2 件、NRA 技術ノート 1 件、論文 21 件、査読付きプロシーディングス 7 件、学会発表 53 件として公表しました。また、公表した安全研究活動について、米国原子力学会原子力臨界安全部会の最優秀論文賞や日本保健物理学会の奨励賞など、計 8 件の外部表彰を受けました。

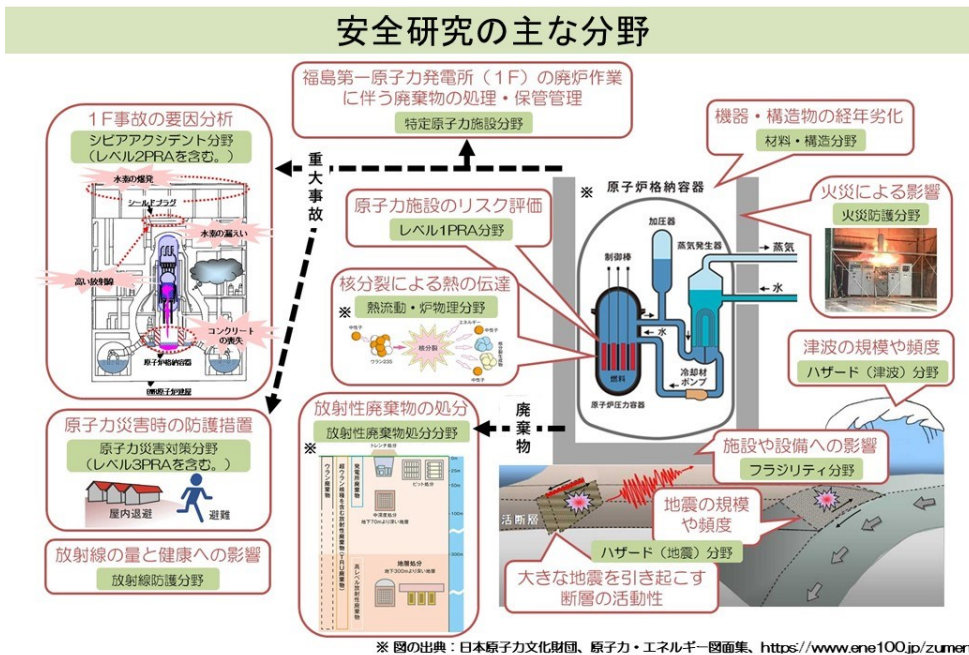
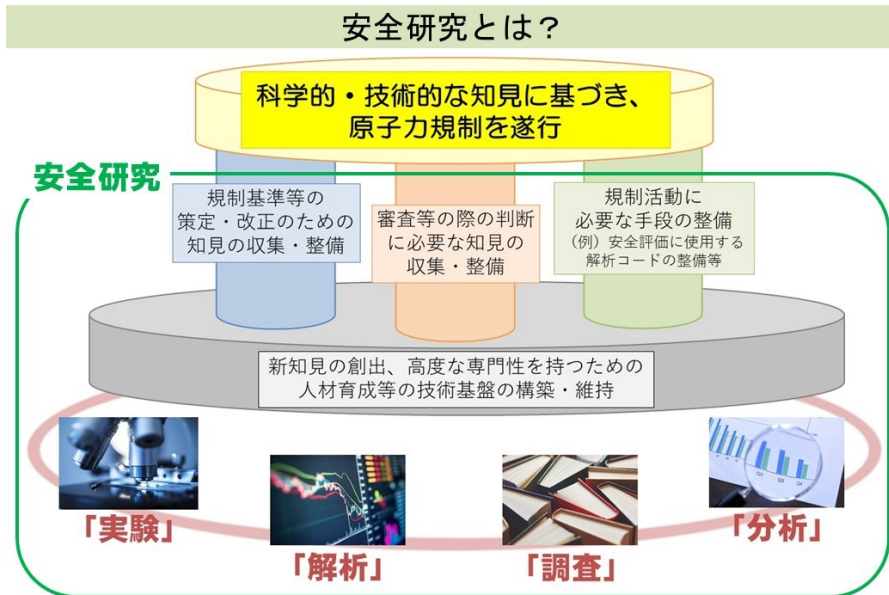


図 13. 安全研究とその主な分野

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

1. 核物質防護対策を充実する規制の見直し

核物質防護に係る取組をより効果的かつ効率的なものとすることを目的として実施している核物質防護に関する意見交換会合等での議論及び令和 6 年度第 12 回原子力規制委員会臨時会議（令和 6 年 5 月 29 日）における核物質防護に係る要求水準の特定の在り方についての了承事項を踏まえ、核物質防護に係る制度の改正を検討してきました。

令和 7 年度第 18 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 7 月 8 日）において、特定重大事故等対処施設内での 2 人ルールの運用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化などについての原子力施設の核物質防護に係る審査基準等の改正案を了承し、事業者への意見聴取を経て、令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）にて改正を決定しました。改正後の審査基準に基づく核物質防護規定の審査について、審査を加速し、全 52 件すべての認可の手続を終えることができました。

また、令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 4 日）及び令和 7 年度第 62 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 3 月 3 日）において、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた核物質防護規制のあり方の検討状況について報告を受けるとともに、関連する原子力規制委員会規則の改正等の今後の進め方を了承しました。これらを踏まえ、令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 18 日）において、原子炉等規制法に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直し、小型無人機を検知するための設備の設置を義務付けるための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案を了承し、パブリックコメントを開始しました。

一方、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日までの期間で受け入れた IAEA の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションによる勧告・助言への対応については、各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえて対応計画を作成し、対応を進めているところです。

原子力施設のテロ対策

- 原子力施設のテロ対策は、原子炉等規制法に基づき防護措置を義務付け
- テロリストに対する侵入防止や早期検知するための防護措置は、IAEAの核物質防護に関する勧告文書等に準拠
 - ・多層の区域境界を設定し、フェンス、センサー、監視カメラ等の設置や警備員による巡視、出入管理を実施
 - ・サイバーセキュリティ対策として、外部からのアクセスを遮断
- テロ事案が発生した場合に対処するため、治安機関（警察、海上保安庁）が警備、警戒を実施

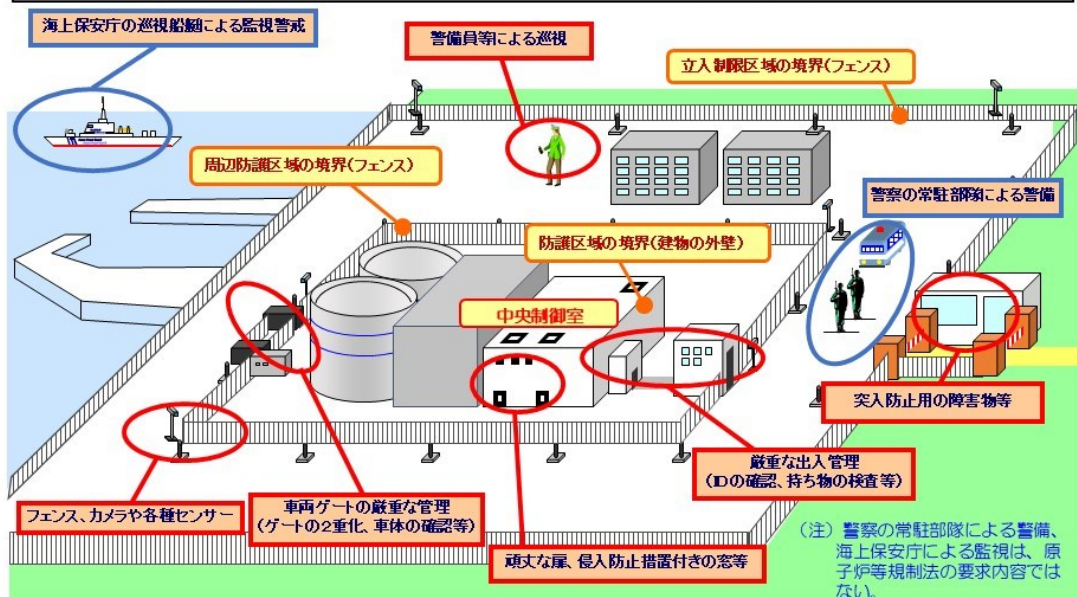


図 14. 原子力施設のテロ対策

2. 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討

六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設におけるしゅん工等の動向を踏まえ、今後の保障措置活動（図 15 を参照）の増大に対応するため、保障措置体制の拡充に取り組む必要があります。

このため、令和 7 年 7 月 1 日に保障措置室長を課長クラスに格上げして室を部門に改組することで、体制の充実を図りました。

また、保障措置に関する現状と課題について、令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）に報告がなされ、課題への対応に当たって検討が必要な項目として、以下の 4 項目が示されました。

- ① 保障措置に対応する査察官等の人材確保及び育成
- ② 六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設の本格操業を見据えた、国内保障措置制度の実施体制の強化（指定機関制度のあり方の検討を含む）
- ③ 保障措置の試料分析に必要な設備や機器の適切な維持管理のあり方
- ④ 事業者における保障措置対応のあり方（保障措置上のトラブル対応、対応の品質向上、コスト負担等も含む）

これらの項目について検討を進めるため、令和 7 年度第 33 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 24 日）において、国内保障措置制度のあり方検討会の設置を了承し、第 1 回（令和 7 年 10 月 6 日）、第 2 回（令和 7 年 11 月 11 日）及び第 3 回（令和 8 年 2 月 19 日）会合を開催し、検討を進めました。

また、令和 8 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 8 年 4 月 1 日）において、本検討会における検討状況の中間報告を受けました。

保障措置活動とは

- 原子力を平和的に利用するためには非核兵器国は必ず保障措置を受けなければならない、日本も国際約束に基づきIAEAによる厳格な保障措置を受諾している。
- 保障措置とは、平和的原子力活動において用いられる核物質が核兵器などに転用されていないことを確認するとともに、万一、核兵器などに利用しようとしても早期に発見するための措置をいう。
（保障措置活動：査察官による放射線計測やカメラ等を用いた監視等の査察活動）
- IAEAは、各国から得られた情報を元に、毎年、保障措置結論を導出している。日本は「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」という拡大結論を得ており、国際的信頼の下、平和目的の原子力活動を行っている。



査察活動の様子

監視装置の保守管理

申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候が見られない



未申告の核物質及び活動の兆候が見られない



拡大結論

「すべての核物質が平和的活動にとどまっている」

図 15. 保障措置活動とは

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制の改善

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査・検査の見直しについて、令和7年度第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）において今後の見直しの全体像を了承しました。令和7年度第47回原子力規制委員会（令和7年12月10日）及び令和7年度第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）での議論を経て、これまで10年ほど積み上げてきた審査の事務手続や審査内容など審査に係る実績や知見を集約し、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となる審査実務要領を作成しました。加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の改正等により、溶接検査、使用前検査及び施設定期検査を一体化するなどの検査の枠組みを整理し、リスクに応じてより柔軟な検査が可能となる制度へと改善しました。審査実務要領及び実施計画検査の枠組みの見直しについては、特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合及び特定原子力施設監視・評価検討会などにおいて事業者・外部有識者と議論しつつ検討を進めました。

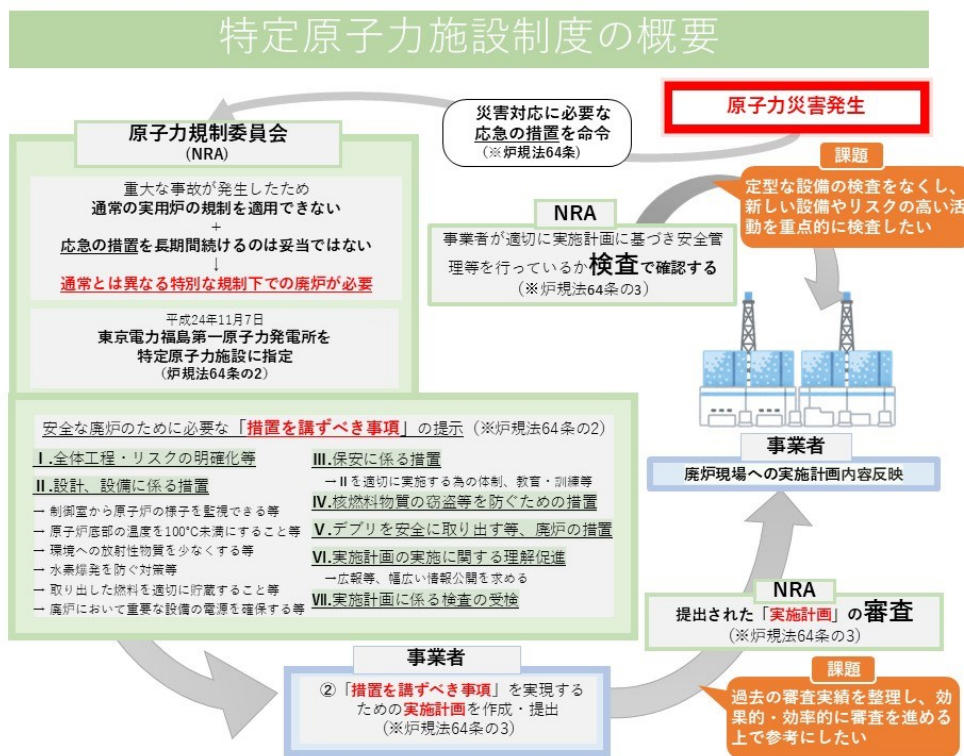


図 16. 特定原子力施設制度の概要

2. 事故調査分析の推進

令和7年度第54回原子力規制委員会（令和8年1月28日）において、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・分析の今後の取組方針について了承しました。まず、4つの主要課題（放射性物質の放出経路、水素爆発のメカニズム、機器設計に係る事項、原子炉格納容器内部調査の結果を踏まえた事項）については、分析などに一定の目処が得られているものは、具体的な調査・分析の計画に沿って行い、これらの取組は短期的（2～3年程度を目途）に成果を取りまとめることとしました。その後については、短期的な取組において解明できないもの（物理・化学などの基礎的分野における検証等）や廃炉作業に伴って得られる情報等から調査が必要と判断した事項（原子炉格納容器内部調査等から新たに得られる情報）について、その時点における最新の知見、廃炉の進捗状況、現場へのアクセス性等を考慮して取組方針を検討し、具体的にどのような事故調査を実施するか判断することとしました。

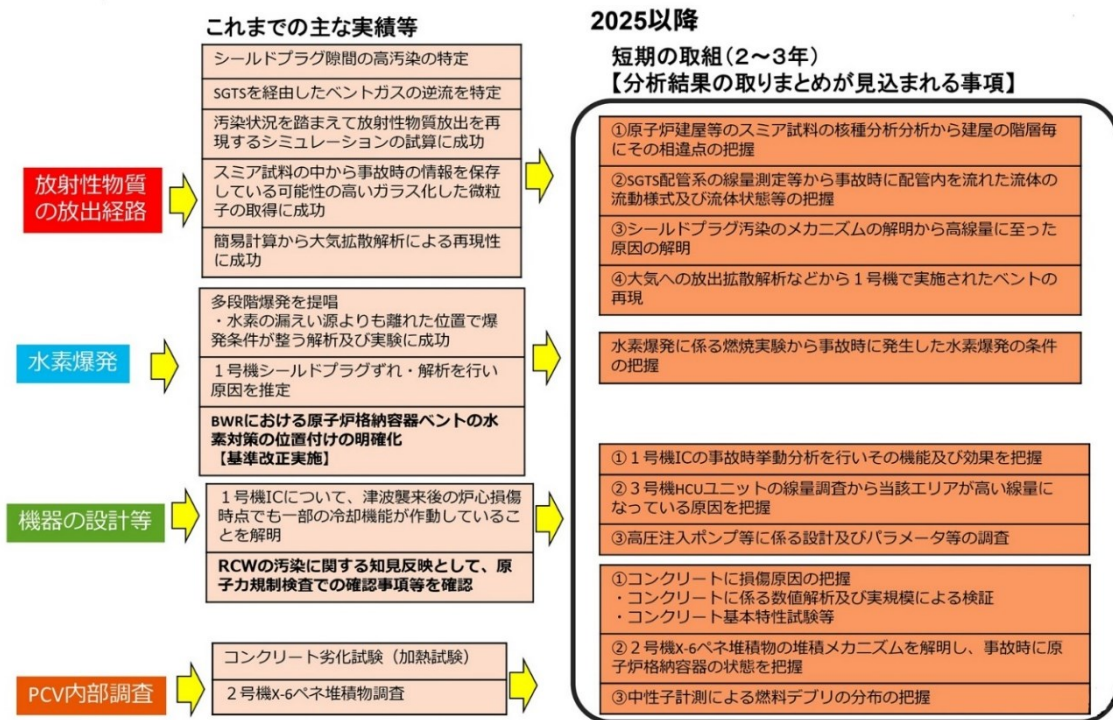
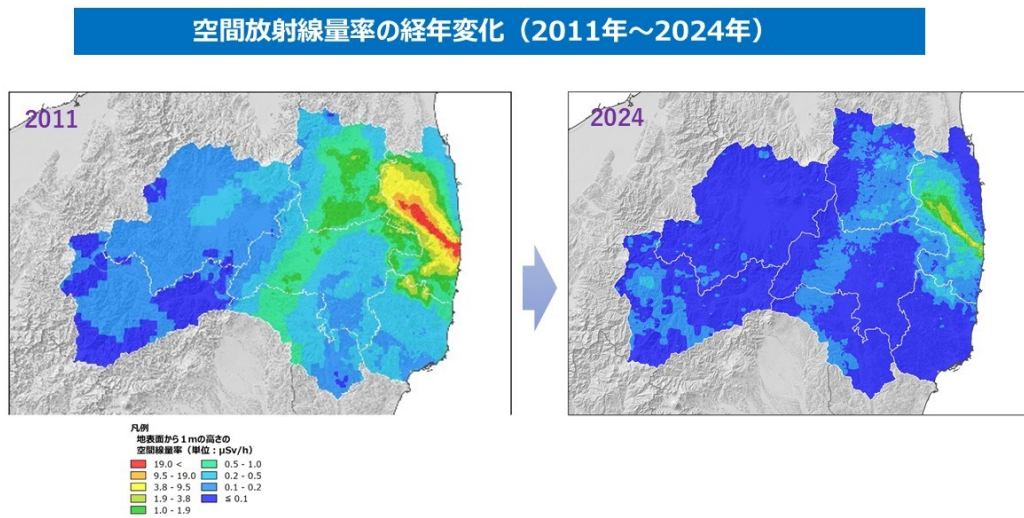


図 17. 短期の取組の整理

3. 福島県を中心とする放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を引き続き実施しました。また、事故後、福島県内に設置したモニタリングポストで測定された空間放射線量率のデータを経年変化でまとめ分かりやすく示した資料を作成し、令和8年2月までに福島県内全ての市町村に対して説明を行いました。



出典：原子力規制委員会「福島県における空間放射線量率の状況（令和7年9月3日 第28回原子力規制委員会資料）」を元に作成

図 18. 福島県の空間放射線量率の経年変化（2011年～2024年）

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

1. 放射線審議会の審議を踏まえた放射線防護の推進

放射線審議会では、ラドンや鉱石等に含まれるトリウムなど、自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方について検討を進めてきました。最新の国際知見や調査研究の結果を踏まえ、放射線審議会第168回総会（令和7年9月29日）において、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」を取りまとめ、NORMに対する放射線防護や屋内環境のラドンに対する防護措置等に関する考え方を示しました。

参考レベル、推奨値、自主的管理のための指標

- 国際機関が定める「参考レベル」をもとに、放射線審議会が我が国での「推奨値」を定め、事業者が自主的管理のための「指標」を作成し、作業員や一般公衆の保護に活用する
- 参考レベル： 国際的に合意された放射線量や放射能濃度等の値、あるいはその考え方。
 - 推奨値： 我が国の制度的・社会的背景や文化等を踏まえて、放射線審議会が提示する放射線量や放射能濃度等の値。
 - 自主的管理のための指標： 推奨値をもとに、各事業者又は所有者が独自に設定する値。

数値を設定する主体	国際機関		放射線審議会	事業者
名称	参考レベル		推奨値	自主的管理のための指標
現存被ばく状況	1~20mSv/年 (Pub. 103)			
NORM	数mSv/年未満 (less than a few mSv) (Pub. 142)	年間1mSv程度 (GSR Part 3)	数mSv/年未満 (less than a few mSv)	実用場面においては、線量率(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)に換算可能
ラドン	上限300 Bq/m ³ (可能であれば100 Bq/m ³ を目指すべき) (Pub. 126)	300 Bq/m ³ 以下 (GSR Part 3)	100 Bq/m ³ 達成困難な国では、300 Bq/m ³ (10mSv/年に相当)上限とすべき (WHO radon handbook) • 100 Bq/m ³ : この値を超える可能性があるとして認められた際には、より綿密に調査を実施 • 300 Bq/m ³ (年平均): この値を超える状態が継続すると見込まれる際には、必要に応じて線量を評価し、低減対策を講じる	議論事項

1) この「年間1 mSv程度」について、一最安全指針(GSG-17「規制免除概念の適用」)では、実際的には1~2 mSvの範囲の線量を念むと解釈されるべきであると推奨されている

図 19. NORM に対する放射線防護における参考レベル、推奨値、自主的管理のための指標

2. 緊急時対応の実施、対応能力の維持・向上

(1) 事故トラブル・大規模自然災害への対応

事故トラブルへの対応として、原子力施設等における法令報告事象、その他法令報告に該当しない軽微な事象及び管理下にない放射性物質の発見が発生した際に係る対応等を行いました。令和7年度は3件の法令報告がありました。

また、大規模自然災害等が発生した際には、原子力施設等の異常の有無を確認し、関係機関や報道機関への情報共有、対外的な情報発信等の対応を行いました。令和7年度は、3件の情報収集事態のほか、情報収集連絡体制強化等への対応を行いました。

(2) 対応能力の維持・向上

四国電力伊方発電所を対象とした令和7年度原子力総合防災訓練（令和7年11月）をはじめとする、原子力災害を想定した多数の訓練への参加等を通じて、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図りました。

また、実際の情報収集事態等への対応や訓練等を通じて得られた教訓を活かし、各種マニュアルの改定を行うとともに、令和6年度原子力総合防災訓練で得られた教訓等について内閣府原子力防災担当とも連携して改善点の抽出等を行い、「原子力災害対策マニュアル」の改訂協力を行いました。

原災法の規定に基づき、原子力事業者は防災訓練を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告することとされています。原子力規制庁は、毎年度原子力事業者から報告を受けた訓練結果をとりまとめた上で、原子力規制委員会委員及び原子力事業者の参加を得て、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っています。令和7年7月17日に第17回原子力事業者防災訓練報告会を開催し、令和6年度原子力事業者防災訓練に対する原子力規制庁の評価結果や能登半島地震の教訓を踏まえた訓練の実施成果、事業者が主体的に運営している訓練経験共有ワーキンググループの活動状況（ノウハウやマルファンクションなどのデータベース化）等について報告があり、良好事例や教訓などが共有されました。また、同報告会の結果は令和7年度第25回原子力規制委員会（令和7年8月20日）で報告を受けました。

(3) 緊急時活動レベル（EAL）の見直しについて

緊急時活動レベル（EAL）の長期課題に関する検討の進め方について、令和7年度第9回原子力規制委員会（令和7年5月21日）において了承しました。また、令和7年度第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日）において、EAL見直しの検討状況及び「屋内退避を解除できる原子炉施設の要件等の具体化」の検討状況について報告を受けました。



図 20. 令和 7 年度原子力総合防災訓練

3. 九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

令和 7 年 7 月 26 日に発生した核物質防護事案（九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案）に係る初動対応とその課題及び今後の対応方針について、令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）で報告を受けました。また、上記臨時会議後の核物質防護事案に係る初動対応の課題への対応状況及び改善策検討中に同事案が発生した場合の対応について、令和 7 年度第 43 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 11 月 20 日）で報告を受けました。

改善策として、まず、報道対応強化のために広報室員（広報担当）が ERC に参集することとし、核物質防護事案において情報発信する際には核物質防護事案担当等に確認を行うこと等について、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しを行いました。

引き続き、関係機関等と調整の上、追加の改善策を取りまとめ、これを踏まえた関連マニュアルの改正を計画的に進めます。

4. 屋内退避の効果的な運用のための原子力災害対策指針の改正

令和 6 年 1 月 13 日に女川地域において開催した地元自治体との意見交換の場での意見を踏まえ、原子力災害対策指針（以下本項において「指針」という。）が定める防護措置の 1 つである、屋内退避の効果的な運用方法の検討のため、令和 5 年度第 73 回原子力規制委員会（令和 6 年 3 月 27 日）において、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」を設置しました。同検討チームは約 1 年にわたって議論を行い、令和 7 年 3 月 28 日に、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切替え、一時的な外出等の考え方を「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」に取りまとめました。令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 2 日）において、同報告書の内容を指針に反映することを了承しました。

令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 18 日）では、指針の改正案のパブリックコメントの実施を了承し、その結果を踏まえ、令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 10 日）で指針の改正を決定しました。改正した指針は令和 7 年 10 月 3 日から適用が開始されました。

また、指針の関連文書として、屋内退避の運用の詳細を解説した文書である「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」を作成することとし、令和 7 年度第 39 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 5 日）では文書案のパブリックコメントの実施を了承し、その結果を踏まえ、令和 7 年度第 58 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 18 日）において策定しました。また、それに併せて、「原子力災害対策指針に関する Q & A（屋内退避編）」を公表しました。

また、報告書や改正した指針の内容を踏まえた、屋内退避の運用の周知についてもあわせて取り組んでおり、自治体から要請を受けた説明会や各地域の原子力防災協議会作業部会等の場において、住民や自治体関係者等へ説明を行いました。例えば、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域においては、令和 7 年 6 月の新潟県柏崎市、長岡市での住民説明会、柏崎市原子力防災セミナーでの講演会、令和 7 年 10 月の新潟県議会などの場で屋内退避の説明を行いました。

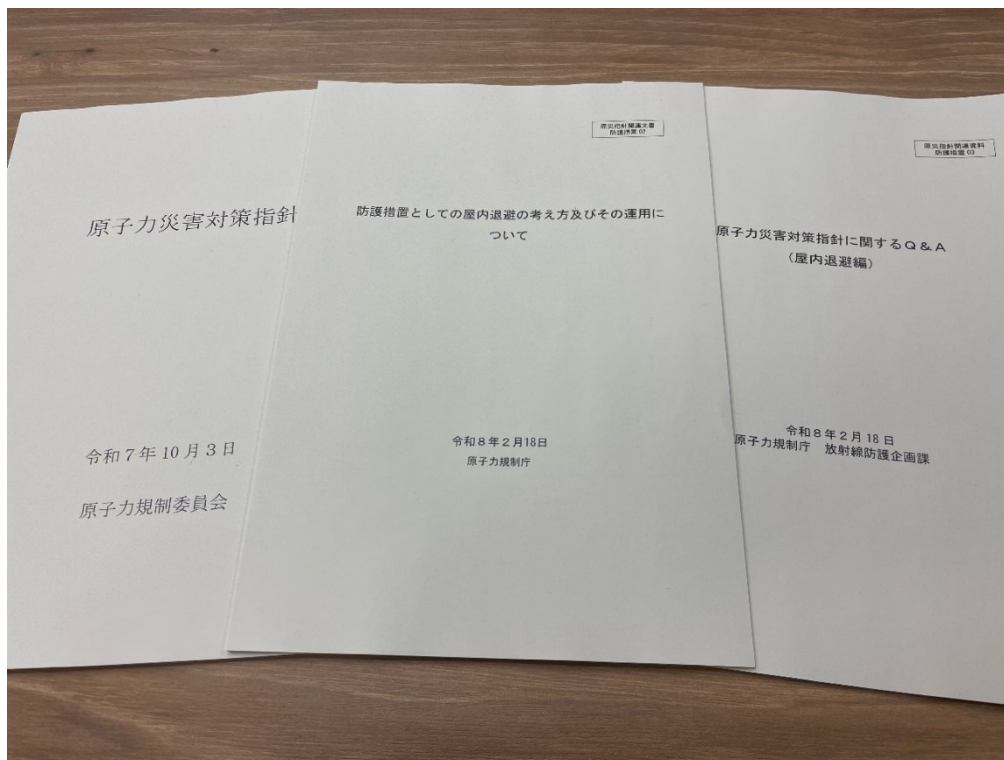


図 21. 原子力災害対策指針と関連文書

参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース① 放射性物質の放出がない場合)

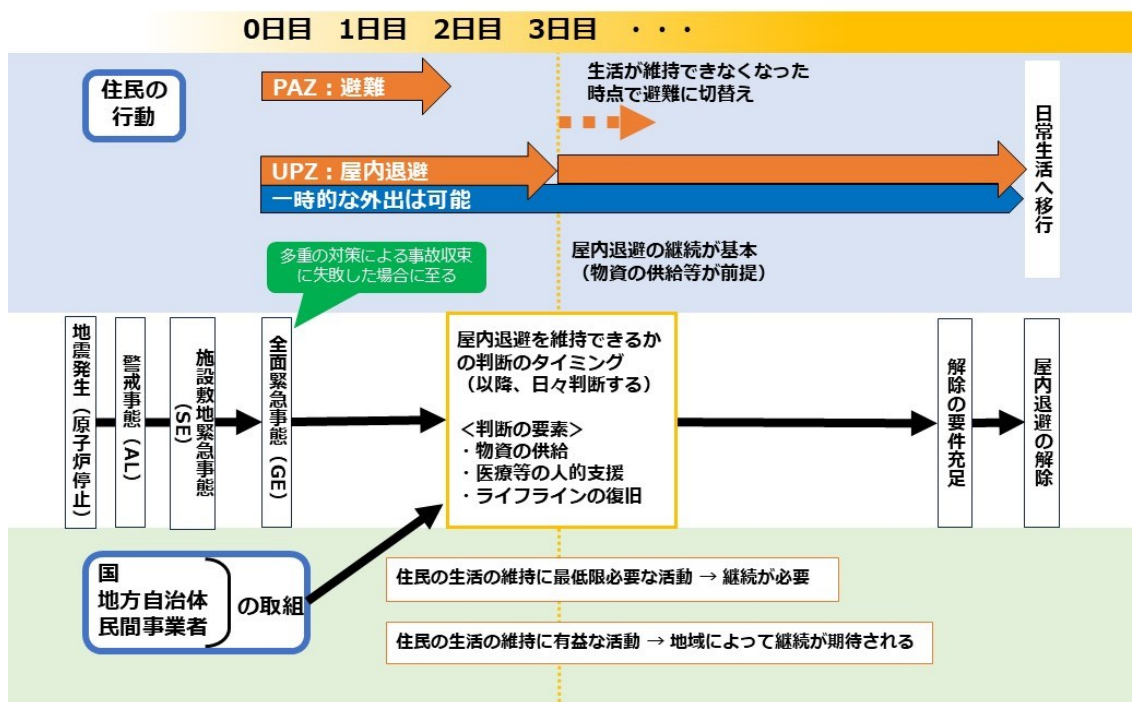


図 22-1. 屋内退避の運用のイメージ

参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース② 重大事故等対策が成功した場合)

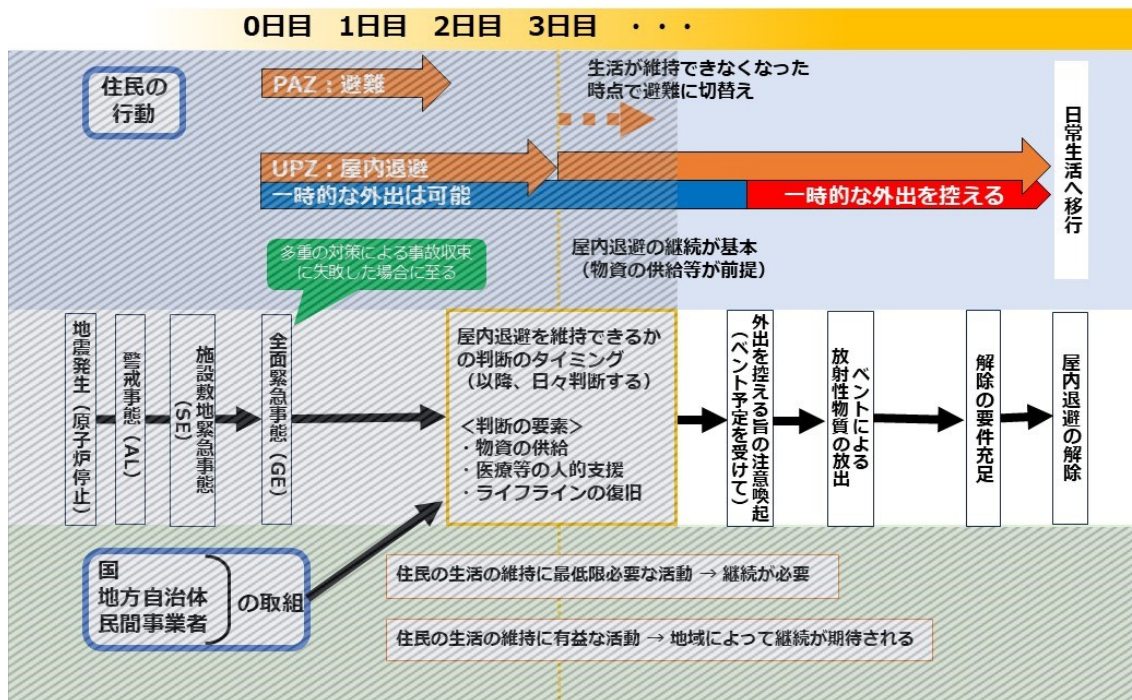


図 22-2. 屋内退避の運用のイメージ

参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか
(ケース③ 重大事故等対策が失敗した場合)

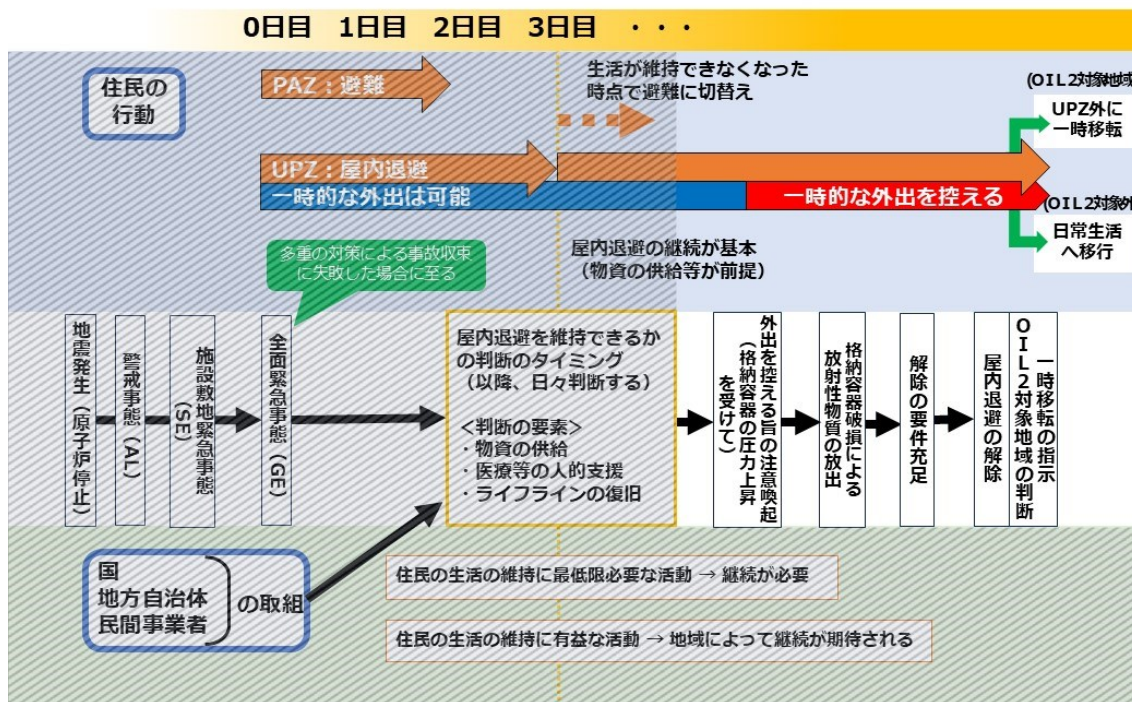
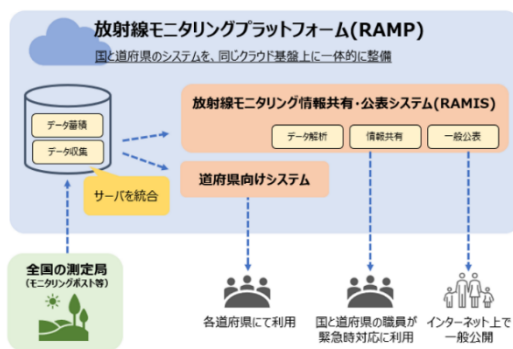


図 22-3. 屋内退避の運用のイメージ

5. 放射線モニタリングの実施と測定結果の分かりやすい情報発信

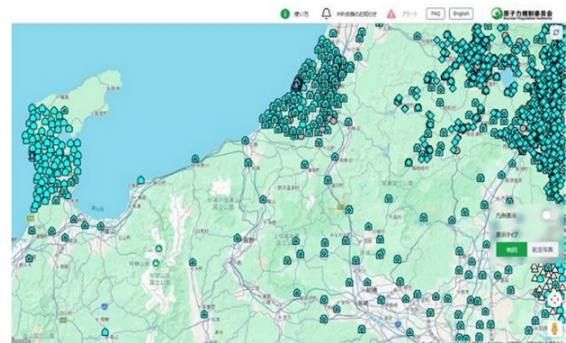
原子力規制委員会は、「放射線モニタリング情報共有・公表システム (RAMIS)」にて、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のために、平常時からモニタリング情報の公表を行っています。当該システムについて、従来関係道府県が個別に整備していた環境放射線モニタリング結果のデータ収集・解析のためのサーバを含めて、クラウド環境上に一体的に整備を行い、「放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP)」として令和 8 年 3 月に運用を開始しました。

また、放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムの実現に向けた取組を進めました。



放射線モニタリングプラットフォームの概要

図 23. 放射線モニタリングプラットフォームの概要



放射線モニタリング情報共有・公表システムの表示画面

図 24. 放射線モニタリング情報共有・公表システムの表示画面

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の 充実

第1節 独立性・中立性・透明性の確保

1. 教訓の伝承と組織理念・原子力安全文化に関する宣言・核セキュリティ文化に関する行動指針の実践

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承

新規採用職員を対象とする東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について令和7年11月に実施し、対象者全員が参加した。また、同研修へ新たな視察先を追加すべく、現地の視察を行う等の内容の充実に向けた検討を開始した。

新規及び中途採用職員向け研修について、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者による講話を研修に組み込み、令和7年4月に新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修を、令和7年10月に中途採用職員向け研修（第2回）をそれぞれ実施し、計74名が参加した。

(2) 組織理念の浸透と原子力安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持

① 組織理念の浸透と原子力安全文化の育成・維持

原子力規制委員会では職員を対象に、原子力安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの実施状況等を確認するためのアンケート及びインタビュー調査を実施している。令和6年度においては、実施した同調査の中で、組織理念等を構成する一部の概念について、職員からの理解等が不足している傾向が見られたことから、令和7年度はその要因を深掘りするため、一部の設問を見直した上でアンケート調査を実施するとともに、係長級及び補佐級の職員を対象としたグループ形式でのインタビュー調査を実施した。アンケート調査については、調査対象を組織の全ての階層に拡大した上で実施し、原子力安全文化及び核セキュリティ文化に対する意識向上の必要性、マニュアル整備を始めとした業務の引き継ぎ、リソース配分等に関する個々の課題が抽出された一方で、令和6年度と比較して概ね肯定率に有意な差はなかった。本調査において得られた結果については、令和7年度マネジメントレビューにおいて令和8年度の取組等に係る議論に活用したほか、各課室における原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの具体的な改善につなげるため、課室ごとにフィードバックを行った。

また、令和6年度調査で特定された世代間ギャップの解消、職場のコミュニケーションの改善、組織文化の改革等の課題を踏まえ、安全のための組織文化の育成及び職員間のコミュニケーションの活性化を目的とした意見交換会を実施するとともに、職員同士の交流の場として「ギャラリースペース」の運営及び職員向けの展示内容の更新を継続して行い、合わせて原子力規制委員会委員長及び委員と職員との交流機会の創出等につながるコーヒーズブレイクを令和7年度

から開催頻度を増やした上で引き続き実施した。さらに、原子力規制委員会発足の原点を改めて意識し、組織理念等と照らして職員が自らの行動を振り返る機会とするため、組織理念等の浸透を目的としたポスター及び「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全課室に向けて配布した。

② 核セキュリティ文化の醸成

原子力規制委員会は、原子力規制組織としての核セキュリティ文化の醸成・維持を図るための指針として、「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成 27 年 1 月 14 日に策定している。この指針に則して、新規採用職員・検査官への着任が見込まれる職員等を対象として、核セキュリティ文化に関する研修等を継続的に実施している。

2. 独立性・中立性の堅持

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関においても、組織理念の重要な要素として掲げられている。原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこととしている。令和 7 年度は 67 回の原子力規制委員会会合を通じて、科学的・技術的見地からの議論と意思決定の徹底により、原子力規制行政の独立性を確保した。

(2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取を禁止するとともに、就任前 3 年間の寄附及び指導学生の原子力事業者等への就職の状況を公開している。令和 8 年 3 月末時点で在任の 5 人の委員に係る情報について、原子力規制委員会ホームページ上で公開している。

また、原子炉等規制法の運用に関して外部有識者から意見を聴く場合には、透明性・中立性を確保するために当該外部有識者と電気事業者等との関係に関する情報の公開を徹底することとしている。さらに、電気事業者等の個別施設に係る事案の検討会等の構成員として、外部有識者を任命する場合には、直近 3 年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として 1 年度当たり 50 万円以上の報酬等の受領及び当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとしている。原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）、核燃料安全

専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会の委員を任命するにあたって、同様の取組を実施している。

令和 7 年度も、各種検討会等に属する外部有識者からの自己申告に基づき、定められた情報を原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

3. 透明性の確保に係る取組

原子力規制委員会では、平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、開示請求を前提としない情報公開、公開議論の徹底及び文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会、審査会合、検討チーム等の会合を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開やインターネット動画サイト⁴によるリアルタイム配信を行っている。

また、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せについては、議事概要を作成し、公開している。原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても、議事概要を作成し、使用した資料とともに公開している。重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとしている。さらに、審査会合のためのヒアリングについては、平成 31 年 4 月から継続的に自動文字起こし結果公開の運用を行っており、自動文字起こしによる議事録を「原子力規制委員会アーカイブ検索システム N-ADRES」（以下「N-ADRES」という。）に掲載している。

原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回実施し、それらの記者会見録等も N-ADRES に掲載している。さらに、原子力規制委員会委員長及び委員の現地調査・視察に際して、終了後の委員長等への取材対応や写真及び動画の提供を 22 件行った。

4. 双方向でのコミュニケーションの充実

(1) 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

原子力規制委員会は、デジタル庁が推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、原子力規制委員会ホームページのガバメントクラウドへの移行、外部有識者会合や職員から寄せられたアクセシビリティ及びユーザビリティに関する改善要望を反映したデザインの刷新等のシステム更改を実施した。また、N-ADRES にホームページの表示に必要なデータを連携する API 機能を実装した。これにより、ホームページで当該データを活用した情報表示が可能となり、利用者が必要な資料を直感的に探しやすくなる等、ホームページの視認性・利便性の向上を図った。

⁴ 「YouTube」及び「ニコニコチャンネル」

さらに、原子力規制委員会ホームページで公開していた重要情報は、令和 5 年度に構築を行った新システムの N-ADRES でアーカイブ化し公開する運用を継続しており、N-ADRES の利便性向上のため、メタデータ種別の追加や検索結果表示の挙動改善等の機能改修を行った。

原子力規制に対する社会的な関心を踏まえ、国民への迅速かつ丁寧な情報発信に努めた。具体的には、原子力規制委員会会合における議論のうち重要なものの概要、法令報告情報、地震による原子力施設への影響等、国民への速やかな情報提供が必要な情報をソーシャルメディアで迅速に配信した。また、原子力規制委員会委員長及び委員が実施した現地調査等の主要な活動を原子力規制委員会のホームページトップへ掲載し、現地調査等終了後の委員長等への取材の様子をソーシャルメディアでリアルタイム配信した。さらに、中部電力の不正行為事案に関連する広報対応として、撮影した映像及び画像素材を報道関係者に提供するなど、情報発信の強化に努めた。

また、令和 8 年 3 月には東京電力福島第一原子力発電所事故から 15 年を迎える節目の年であることを踏まえ、山中原子力規制委員会委員長の主導の下、東京電力福島第一原子力発電所の現状等についても積極的な情報発信を行った。具体的には、山中原子力規制委員会委員長に対する複数社合同取材を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の現状に関する理解促進を目的として、同発電所原子炉建屋の高線量区域に入る際に使用する全面マスクや全身防護装備を装着する体験会を実施した。

加えて、原子力規制委員会の取組をわかりやすく伝えるために、令和 5 年度からスタートしたわかりやすい説明資料の作成を令和 7 年度も引き続き実施した。作成した資料は、原子力規制委員会資料の参考資料として公開した。

(2) 多様なコミュニケーションに関する取組の充実

平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において了承された「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」に基づき、委員による原子力施設の視察や、地元関係者との意見交換を実施している。令和 7 年度は、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を 2 か所で開催した。具体的には、令和 7 年 7 月 29 日に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員が福井県において、関西電力美浜発電所 3 号炉の緊急時対策所等の視察並びに福井県美浜原子力防災センターでの福井県知事及び美浜町長等の地元関係者との意見交換を行った。また、令和 8 年 2 月 14 日には、山中原子力規制委員会委員長及び神田原子力規制委員会委員が鹿児島県において、九州電力川内原子力発電所の乾式貯蔵施設の建設予定地等の視察並びに鹿児島県原子力防災センターでの鹿児島県知事及び薩摩川内市長等の地元関係者との意見交換を行った。

また、原子力規制委員会は、地元自治体からの要望を受け、規制活動についての説明を行っている。令和 7 年度は、北海道電力泊発電所 3 号炉の新規制基準適合性審査の結果等について、各地元自治体及び地元住民へ説明を行った。その他、原子力災害時の屋内退避の運用、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号炉の審査状況（特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の認可）、四国電力伊方発電所 3 号炉の審査結果（長期施設管理計画の認可）、関西電力高浜発電所の審査結果（使用済燃料乾式貯蔵施設に係る設置変更の許可）、九州電力川内原子力発電所 2 号炉の審査結果（長期施設管理計画の認可）等について、各地元自治体へ説明を行った。

さらに、新たな取組として令和 7 年 6 月 22 日に、伴原子力規制委員会委員が新潟県柏崎市主催の柏崎市原子力防災セミナーに講師として登壇し、原子力事故による放射線被ばくの特徴と防護対策、災害時の心構えについて講演した。また、令和 7 年 12 月 23 日には、山中原子力規制委員会委員長がステークホルダーとの対話の一環として、福島県立安積高等学校を訪問し、東京電力福島第一原子力発電所事故の概要についての講演及び学生との意見交換を行った。

5. 外部の声の受け止めと積極的な意見交換

(1) IRRS ミッションの受入れ

原子力規制委員会は、令和 5 年度に国際原子力機関（IAEA）に正式要請した総合規制評価サービス（IRRS⁵）について、令和 7 年 9 月 3 日及び 4 日に IAEA と共催した準備会合においてミッションの日程やレビュー範囲等を確定した上で、令和 8 年 1 月にミッションを受け入れた。

受入れに向けた準備として、令和 7 年 1 月から、IAEA 安全基準との整合性に関する事前質問への回答をまとめた自己評価書とその分析を踏まえたアクションプラン等からなる事前提出資料の作成を進めた。作成にあたっては、原子力規制庁の各課室が事前質問に対する回答案を作成し、IAEA 安全基準に精通した職員が回答案に対するレビューを行った。さらに自己評価書案から対応すべき課題を特定し、原子力規制庁幹部の打合せも実施しながらアクションプランを整理した。その上で、令和 7 年度第 36 回原子力規制委員会（令和 7 年 10 月 15 日）で委員間討議を行うなど、原子力規制委員会・原子力規制庁全体で確実に自己評価活動を行い、令和 7 年度第 38 回原子力規制委員会（令和 7 年 10 月 29 日）において事前提出資料を了承し、令和 7 年 11 月 25 日に IAEA に提出した。

令和 8 年 1 月 26 日から 2 月 6 日まで、17 か国からの 18 名の専門家及び 5 名の IAEA 職員から成るチームによる IRRS ミッションを受け入れた。レビューーによるインタビューや検査の実施状況の現地確認等への対応や、IRRS チーム

⁵ Integrated Regulatory Review Service。IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューサービス。

との綿密なコミュニケーションにより、IRRS チーム側が現状について十分に認識した状態で評価を受けるとともに、効率的なミッション運営に協力することができた。

IRRS チームは、原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っていると評価した。また、原子力規制委員会が、防災訓練を実施したすべての原子力事業者とともに訓練結果を合同でレビューを行う会合を開催していることは、世界的なモデルとなり得る「良好事例」であるとの見解を示した。

さらに、IRRS チームは、勧告及び提言には以下が含まれるとした。

- ・原子力規制委員会は、すべての規制機能にわたりグレーデッド（原子力・放射線安全上の重要性に応じて重み付けした）・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができる。このアプローチは、特に許認可プロセスとの関連性が高い。

- ・原子力規制委員会は、複数年の人事戦略を通じて、独立した意思決定や将来の規制の実施のために必要となる高度な専門知識を維持することを確実にすることができる。政府は、原子力規制委員会が職員の流動性や採用の柔軟性をより大きく持つことができるようにすることで、人材の確保を支援できる。

- ・原子力規制委員会は、そのマネジメントシステムの文書化とその実施を強化すべきである。

ミッションの結果は令和 7 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 10 日）において報告され、ミッションでの指摘への対応について、ミッションから約 3 か月後に IAEA から提出される予定の最終報告書を待たずに検討できるものについては整理を進めることとした。これを受け、令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において、各指摘への対応を令和 8 年度原子力規制委員会年度業務計画に位置づけ、取組を進めていくこととした。

（2）事業者、産業界との意見交換や情報共有

被規制者に対しては、安全性向上に係る取組や改善事項等について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解しあうこと等をテーマに、4 事業者の経営責任者（CEO）と計 4 回意見交換を行った。また、円滑な規制の導入や予見性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等を目的に主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）等と 2 回意見交換を行った。さらに、規制当局の問題意識を周知する「被規制者向け情報通知文書（NIN⁶）」を、令和 7 年度は原子力規制庁より 3 件発出した。これらの取組を通して、多様なコミュニケーションの充実に努めている。

⁶ NRA Information Notice

(3) 学協会との意見交換や学協会への参加

原子力規制委員会は、安全研究への反映や規制の改善に向けて、学会活動等への参加を通じ、継続的な情報の収集や原子力規制庁内への共有を行っている。具体的に令和7年度は、学会の部会や大会の企画セッションに参加し、積極的に意見出しや提案を行った。また、安全研究の成果は技術報告や論文として取りまとめ、外部に発表するとともに、原子力規制委員会ホームページ等を通じて発信した（公表済みの NRA 技術報告 2 件、NRA 技術ノート 1 件、論文 21 件、査読付きプロシーディングス 7 件、学会発表 53 件）。安全研究や国際会議等で得た最新知見は原子力規制庁内に共有するとともに、規制に関連する情報は、必要に応じて技術情報検討会で報告した。

また、将来における技術評価を円滑に行うことに資するとの観点から、許認可申請図書において引用される日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会における規格策定の検討を行う分科会や作業会等（以下「規格策定委員会」という。）に原子力規制庁職員が参加し、職員の専門性に基づく技術的事項について積極的に意見を述べるなどした。

さらに、規格策定委員会における議論への職員の参加機会を充実させ、原子力規制庁職員の持つ問題意識を発信するとともに、最新知見に触れることによる職員の技術力向上等を目的として、現状において原子力規制委員会の技術評価の対象とされていない規格に関する規格策定委員会であっても、一定のルールの下、職員の積極的な参加を可能とする方針について了承した。主にリスク情報活用の観点から、確率論的リスク評価（PRA⁷）に係る分科会等に参加するとともに、運転中保全（オンラインメンテナンス）や地震 PRA の活用に関する学会のセッションやシンポジウムに規制担当者として参加し、産業界や大学関係者等と率直な意見交換を行った。

(4) 長期的な課題の調査研究

外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題を幅広く調査するとともに、継続的に対応できる仕組みを構築するため、令和7年7月1日に長官官房調査室を設置した。

内外にある多様かつ有用な知見と経験を規制活動の改善に役立てるため、原子力規制庁の職員が個人の立場での自発的調査を行い、結果を取りまとめた資料を作成し、庁内に共有するという取組の試行を行った。

⁷ Probabilistic Risk Assessment

第2節 規制業務を支える業務基盤の充実

1. 組織の維持・充実

(1) 原子力規制委員会委員の交代

平成27年9月19日から原子力規制委員会委員を務めてきた伴信彦原子力規制委員会委員が令和7年9月18日に退任し、翌9月19日に神田玲子原子力規制委員会委員が就任した。令和7年度第32回原子力規制委員会臨時会議（令和7年9月19日）では、杉山智之原子力規制委員会委員を筆頭に、各委員が委員長代理として、順に指名されるとともに、神田原子力規制委員会委員が伴原子力規制委員会委員の業務を引き継ぐことを確認した。

(2) 機構・定員の充実

令和7年7月1日に、日本原燃六ヶ所再処理施設の稼働に備え、原子力施設に対する保障措置業務を着実に実施するための参事官（保障措置担当）を新設した。また、令和8年度に、監視情報課に置かれる放射線環境対策室を廃止し、緊急時における放射線モニタリングを一貫して行う環境放射線企画室の新設等を行うこととした。

なお、令和7年度に1,145名であった定員数は、令和8年度は1,156名となっている。

2. 原子力規制人材の確保・育成

(1) 人事戦略

原子力規制委員会第3期中期目標（以下「第3期中期目標」という。）では、原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特性や各部署の状況等を踏まえた新たな人事戦略を作成するとしている。人事戦略立案に当たっての検討の方向性として、人事戦略の位置付け、人事施策を通じて目指す組織像及び強化すべき人事施策の方向性を整理した上で、令和7年度第57回原子力規制委員会（令和8年2月10日）で、委員間での討議を行った。強化すべき人事施策の方向性としては、採用、職員に対する人材育成（研修、任用及び評価）、職場環境・働き方改善及びセルフマネジメントを軸とし、検討していくこととした。引き続き、討議の結果等を踏まえ、人事戦略を検討していく。

また、原子力に関する人材育成に対して、関係省庁及び関係機関を横断する課題の解決に向けて議論を行うために資源エネルギー庁が立ち上げた「原子力人材育成・強化に係る協議会」について、令和7年度第28回原子力規制委員会（令和7年9月3日）で、原子力規制庁職員の正式なメンバーとしての参加を了承した。同協議会は令和7年度に3回開催され、その結果、令和8年3月31日に「原子力人材育成の今後の方向性について」が資源エネルギー庁により取りまとめられた。

(2) 人材確保

有為な人材を確保するため、原子力規制委員会の認知度向上及び魅力の発信等を目的とした採用広報活動を積極的に実施した。具体的には、新規採用に向けた取組として、原子力業界を対象とした就職セミナーや大学での説明会等における業務紹介、夏季及び春季の職場体験プログラムの実施、全国の大学・高等専門学校・高等学校を訪問しての周知活動等を精力的に実施した。また、実務経験者の採用に向けた取組として、年 2 回の公募を行う中で、転職サイト・新聞広告・自治体広報誌を活用した周知を行ったほか、立地地域の駅等へのポスター掲示や関連する学会ホームページ等への公募掲載等により応募者の確保に努めた。

新規採用については、国家公務員採用試験合格者を対象とした官庁訪問に加え、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の採用試験「原子力規制庁原子力工学系職員採用試験」及び技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を採用するための研究職選考採用試験を実施し、令和 8 年度の新規採用者として 33 名を内定した。

実務経験者採用については、審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の関連分野における実務経験を有する者を中心に 25 名を内定した。

人材確保に関する取組の結果、職員数は令和 8 年 1 月 1 日時点で 1,083 名、定員充足率 94.6%となった。

表 1-1 直近 5 年度における採用状況（単位：人）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規採用職員	26	40	38	31	33
実務経験者採用職員	31	33	46	23	25

※各年度における選考活動を通じ、当該年度内又は翌年度に採用した人数（令和 7 年度には令和 8 年度採用予定の内定者を含む）

(3) 原子力規制人材育成事業

将来も原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するための補助金事業「原子力規制人材育成事業」を大学や高等専門学校等と連携して実施している。令和 7 年度は、新たに採択した 7 件を加えた 22 件の事業を実施し、合わせて約 4.3 億円の補助を行った。

また、本事業では、3 年から 5 年の事業実施の後、自立して事業を継続していくことを求めているが、令和 6 年度に実施した委託調査の結果から、自立的継続を実施している大学等であっても、学内の厳しい予算状況や人員不足の中では補助事業をそのまま自立的に継続していくことがほぼ不可能との声が寄せら

れた。これを踏まえ、令和7年度から、終了した事業についても「継続事業」として改めて応募することを認めることとした。令和7年度は、新たに採択した7件のうち、3件を「継続事業」として採択した。

(4) 人材育成

① 職員のキャリアパス

原子力規制委員会では、職員の人材育成に係る基本理念や施策の大枠等を明確にするため、平成26年度に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を制定した。同基本方針を踏まえ、総合職職員、一般職技術系職員、一般職事務系職員及び研究職職員のそれぞれについて、経験年数に応じて期待される役割、有すべき専門知識、専門性を向上させるための機会の付与、取得可能な任用資格等について具体化したキャリアパスイメージを設定し、職員の人材育成や任用に活用している。職員一人一人のキャリアパスに対してより細やかな配慮ができるようキャリアコンサルティング体制を構築しており、各職員は、年1回以上、コンサルティング担当者とキャリアに関する面談を実施している。また、異動時には、職員の不安等を軽減するため、異動元と異動先で異動趣旨を共有した上で、異動対象者に対して齟齬なく伝える取組を行っている。

② 研修の実施と充実化

高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用される者が有しなければならない資格（任用資格）制度を継続的に運用し、「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」、「放射線規制」の5分野について、3段階（基本、中級、上級）からなる任用資格制度の下、研修やOJTを行い、令和7年度は114名に対して任用資格を付与した。

また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するため、5分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施し、令和7年4月24日には、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を受講していた7名が同教育訓練課程を修了した。

なお、これまでの教育訓練課程の実施状況や有効性評価の結果を踏まえ、令和7年度に制度見直しを行った。具体的には、「集中型コース」について、5分野全ての任用資格の取得を義務付ける制度から、職員が希望する2分野以上の任用資格を選択して取得を目指すことができる制度とし、令和7年5月から、新たに職員7名を選抜し、新制度での「集中型コース」の運用を開始した。また、選抜された職員が業務と並行して研修を受講していた「分散型コース」については、コース区分を設けず、全ての職員が資格取得に向けた研修を受講できる制度へと再編した。

さらに、資格を取得してから一定の期間が経過した者の資格継続のため、専門

性維持の観点から規制基準等の最新知見を学ぶとともに、中級資格はコミュニケーション能力、上級資格はマネジメント能力を維持向上させる継続教育を実施した。

③ 研究職の人材育成

共同研究を活用した人材育成や人材交流を促進するため、令和 7 年度は延べ 42 名の職員を共同研究に従事させた。また、研究職が自らの専門性を高めるために博士号を取得すべく大学で指導を受けるための環境を整え、令和 7 年度に 1 名が博士号を取得した。さらに、安全研究の結果に基づく学会発表等を積極的に行い、専門家との議論を通じた研究職の研究能力の向上に努めた。

④ 国際人材の確保

原子力規制委員会では、国際業務に必要な技量を確保するために国際経験豊富な人材を実務経験者採用で確保しているほか、教育・訓練による英語力等の基礎能力の向上、諸外国の研究機関との共同研究等を通じた職員の国際活動に係る力量向上、若手職員の国際経験の機会の確保等に取り組んでいる。また、人材育成の観点からも IAEA や経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA⁸) の国際機関に職員を延べ 15 名派遣したほか、国際会議参加メンバーとして中堅・若手職員を登用し、国際経験の獲得、長期的・継続的な国際人材としての活躍の機会を確保した。

(5) 高い倫理観の保持

原子力規制委員会では、組織理念において「高い倫理観」を持って職務を遂行することを求めており、人と環境を守るという使命を果たすべく、職員一人ひとりが 5 つの活動原則に沿って職務に取り組んでいる。

この取組を確実なものとするため、新たに採用した職員全員に対し、「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を配布しているほか、令和 7 年 4 月 8 日及び 10 月 8 日には、国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) における服務規律を学び、国民全体の奉仕者としての使命を自覚させることを目的とした公務員倫理研修を実施した。

また、12 月の国家公務員倫理月間には、倫理監督官 (原子力規制庁長官) から全職員に向けて、倫理保持に関するルールへの理解を深め、規律ある行動を実践するよう促すメッセージを配信した。さらに、各課室の所属長自らのメッセージを盛り込んだ啓発ポスターや研修教本、原子力規制委員会が独自に追加しているルールを含むリーフレット (「常に高い倫理観を持つ」) を配布するとともに、

⁸ Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency

全職員を対象に e-ラーニングによる公務員倫理研修を受講させるなど、倫理意識の浸透に継続的に努めている。

さらに、公用携帯の紛失事案や検査官の不適切言動が認められた現状を踏まえ、再発防止に向けた取組を行うとともに、山中原子力規制委員会委員長による「透明な自律」に基づく規制組織の職員としての心構えや振る舞いについての訓示等を繰り返し行った。

3. 業務の実施遂行

(1) 法令に基づく業務の遂行

① 公文書管理

原子力規制委員会では、行政文書の適切な管理の実現に向け、文書管理体系に関する理解の促進及び基礎的知識の習得を目的とした研修を実施するとともに、組織的な文書管理体制の確認及び適正化を図るため、行政文書点検及び監査を実施した。

研修については、省庁共通の研修に加え、原子力規制委員会が実施する研修として内閣府及び国立公文書館から講師を招聘する研修を企画し実施した。

行政文書監査については、本庁における監査に加え、令和 7 年度から原子力規制事務所を対象とした監査を試行的に実施し、当該事務所について文書管理状況の把握を行うとともに、文書管理に対する意識の向上を図った。

また、庁舎移転を見据えた課題の整理や、保存期間満了文書の大幅な増加に伴う移管及び廃棄に係る手続・作業を着実に実施した。

② 情報公開法に基づく適切な情報開示

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求に関し、令和 7 年度は、65 件を受け付け、継続案件を含む 77 件のうち 70 件について、基準に基づいた審査を適切に行い、開示決定等を行った。

③ 個人情報保護

原子力規制委員会における保有個人情報等の管理状況について、監査を実施するとともに課室ごとに点検を実施し、適切に管理されていることを確認した。

また、個人情報の漏えいのおそれを含む情報セキュリティインシデントに該当する事案に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の法令に基づく対応を適切に行った。

④ 会計業務

原子力規制委員会の給与、共済、旅費、契約、国有財産管理等の会計業務について、令和 7 年度は、国家公務員等の旅費制度の改正を含む各種会計法令等の改正を受けた規程類の整備等を適切に実施し、各種会計法令等に基づく適切な執行管理を行った。

⑤ 国立研究開発法人の業務の実績等に係る評価

原子力規制委員会は、原子力機構及び量子科学技術研究開発機構の業務のうち原子力規制委員会所管に関する業務の実績について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく主務大臣の評価（以下「業務実績評価」という。）を毎年度実施している。

（i）原子力機構

原子力規制委員会は、令和 7 年 6 月 23 日に原子力機構から提出された令和 6 年度業務実績に関する自己評価結果を踏まえ、第 24 回国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（令和 7 年 7 月 24 日）及び第 25 回国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 8 月 1 日）において部会委員から聴取した意見等を参考として、令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）において令和 6 年度における業務実績評価（原子力規制委員会共管部分）（評定：A）を決定した。当該評価を含め文部科学省で取りまとめた評価結果については令和 7 年 8 月 29 日に原子力機構に通知するとともに公表した。

（ii）量子科学技術研究開発機構

原子力規制委員会は、令和 7 年 6 月 26 日に量子科学技術研究開発機構から提出された令和 6 年度業務に関する自己評価結果を踏まえ、第 21 回国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会（令和 7 年 7 月 8 日）及び第 22 回国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会（令和 7 年 7 月 29 日）において部会委員に意見聴取を行い、令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）において、令和 6 年度における業務実績評価（原子力規制委員会共管部分）（評定：A）を決定した。当該評価を含め文部科学省で取りまとめた評価結果については令和 7 年 8 月 29 日に量子科学技術研究開発機構に通知するとともに公表した。

⑥ 原子炉主任技術者試験、核燃料取扱主任者試験

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、核燃料取扱主任者試験及び原子炉主任技術者試験を実施しており、合格した者に対して核燃料取扱主任者免状及び原子炉主任技術者免状を交付している。

令和7年6月25日に、同年3月3日及び4日に実施した第57回核燃料取扱主任者試験（受験者72名）の合格者26名に核燃料取扱主任者免状を交付し、同年3月17日から19日まで実施した第67回原子炉主任技術者試験筆記試験（受験者105名）の合格者31名に合格証を交付した。また、令和7年9月19日に第67回原子炉主任技術者試験口答試験（受験者66名）を実施し、同年10月20日に合格者22名に原子炉主任技術者免状を交付した。さらに、令和8年3月2日及び3日に第58回核燃料取扱主任者試験（受験者84名）、同年3月16日から18日まで第68回原子炉主任技術者試験筆記試験（受験者88名）を実施した。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和7年法律第38号）が令和7年5月23日に公布され、両試験及び次項の放射線取扱主任者試験を含む国家試験の受験申込等において、マイナンバーを用いた本人確認が可能となった。これを受けて将来的にマイナポータルからの電子申請を可能とするために、令和7年度第55回原子力規制委員会（令和8年2月4日）において、関係する原子力規制委員会規則を改正し、令和8年3月24日に公布・施行した。

⑦ 放射線取扱主任者試験

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に基づき、国が行う業務の一部を指定する民間機関に代行させる登録機関制度を整備しており、第1種及び第2種放射線取扱主任者試験業務を行う登録試験機関として原子力安全技術センター（以下「センター」という。）を指定している。

令和7年8月27日及び28日にセンターが実施した第70回第1種放射線取扱主任者試験（受験者3,074名）の合格者824名に第1種放射線取扱主任者免状を交付し、8月29日に実施した第67回第2種放射線取扱主任者試験（受験者1,468名）の合格者254名に第2種放射線取扱主任者免状を交付した。

なお、令和7年度第1種放射線取扱主任者試験の課目「化学」において、多肢択一式問題文中の式に誤りが確認されたことから、原子力規制委員会はセンターと再発防止策等について協議を重ね、センターから問題誤りの原因と再発防止に向けた取組が報告された。令和8年度の試験問題作成にあたり、原子力規制庁はセンターに対し複数回の立入検査を実施して再発防止策の履

行状況を確認することとしている。

⑧ 重要経済安保情報保護法

令和 7 年 5 月の重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行に先立ち、原子力規制委員会における同法の円滑な施行のため、令和 7 年度第 5 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 23 日）において原子力規制委員会重要経済安保情報保護規程を制定するとともに、関連する訓令等の整備を行った。また、同法第 6 条第 2 項に基づく他の行政機関に重要経済安保情報を提供するための協議、同法第 11 条第 1 項に基づく重要経済安保情報の取扱いを行わせる職員の適性評価など、必要な手続等を進めた。

令和 7 年度第 64 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 3 月 4 日）では、原子力規制委員会の保有する情報について、同法第 3 条の規定に基づき、重要経済安保情報に指定した。

⑨ 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子力規制委員会は、原子炉等規制法及び公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）等に基づき、広く原子力施設等の安全に関する情報を受け付け、事実関係を調査し、必要に応じて事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報申告制度」を設けている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査を監督し、指導・助言するため、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会（以下「申告調査委員会」という。）」を設置している。

原子力規制委員会は、申告調査委員会の監督の下、情報提供があった案件が、申告として取り扱うべきものであるかどうかを確認し、申告者の個人情報の保護に細心の注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。令和 7 年度は、2 件の申告案件を新規受理した。

そのうちの 1 件は、中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為である。本件は、令和 7 年 2 月に情報提供を受けた後、同年 5 月から、原子力規制庁が中部電力との面談を数度にわたり実施し、不正行為の有無等について事実関係の確認を進めた。その結果、令和 7 年 12 月 18 日に、中部電力から会社内部の調査でも不正行為が確認された旨の説明が原子力規制庁になされた。その後、令和 8 年 1 月 5 日に中部電力自身によって不正行為が公表され、令和 7 年度第 50 回原子力規制委員会（令和 8 年 1 月 7 日）で、原子力規制庁から事案の概要の報告を受けた。本件については、令和 8 年 1 月 14 日付けで中部電力に対して原子炉等規制法に基づく報告徴収命令を発出した。また、原子力規制検査により、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等の確認を行っている。

⑩ 年次報告

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条に基づき、令和 6 年度原子力規制委員会年次報告を令和 7 年度第 11 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 28 日）において決定し、令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定を経て国会へ報告した。その後、計 12 件の記載誤りを確認したことから、記載の誤りを修正すること及び再発防止に向けた複数人による記載内容の確認、前年度の記載との比較、確認内容や作業進捗のチェックリスト作成などの対策を講じることについて、令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 9 日）において了承し、誤りの修正対応を行った。

また、令和 2 年度第 2 回原子力規制委員会（令和 2 年 4 月 8 日）において決定した原子力規制委員会年次報告の作成方針について、毎年 3 月 11 日に公表している原子力規制委員会の取組（以下「3.11 報告」という。）は取組状況の要点を簡潔に記載し図表を積極的に活用するものとし、原子力規制委員会年次報告は取組を網羅的かつ体系的に記載するものと整理する変更を令和 7 年度第 48 回原子力規制委員会（令和 7 年 12 月 17 日）において決定した。これに基づいて作成した 3.11 報告を令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）において決定し、令和 8 年 3 月 11 日に公表した。

⑪ 災害時における職場の安全確保と業務継続

原子力規制委員会は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）（以下「業務継続計画」という。）を策定している。令和 7 年度は、政府全体で行う令和 7 年度「防災の日」総合防災訓練の一環として、首都直下地震の発生に伴い ERC を含む本庁舎が使用不可となる仮想シナリオの下、対策本部での代替庁舎への移転等の意思決定及び移転等に係る国内外への情報発信の訓練を実施した。訓練における気付き事項や令和 6 年 8 月に南海トラフ地震臨時情報が発表され注意喚起等を行った経験を参考に、令和 7 年度第 47 回原子力規制委員会（令和 7 年 12 月 10 日）において業務継続計画を改正した。

また、令和 8 年 1 月には、緊急災害対策本部が立川地区へ移転することを想定した政府全体の訓練に参加し、立川地区の代替庁舎への移動、衛星通信設備による本庁との通信などについて訓練を実施した。

（2）法令類の適切な整備、法令相談の活用

最新の科学的・技術的知見を規制に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。

令和 7 年度に改正した主な法令は以下のとおりである。

表 1-2 令和 7 年度に改正した政令

法令名	概要
原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 218 号）	令和 7 年 7 月 1 日施行 令和 7 年度機構・定員要求の結果を踏まえ、長官官房に置く「課長に準ずる職」の数を「八人」から「九人」に改めた。

表 1-3 令和 7 年度に改正した主な規則

法令名	概要
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 4 号）	令和 7 年 5 月 27 日施行 発電用原子炉設置者が原子力施設の安全性について自ら調査及び評価する安全性向上評価について、その届出の合理化を図るため、安全性向上評価の評価実施時期及び届出時期についての改正を行った。
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 5 号）	令和 7 年 6 月 1 日施行 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）等の施行に伴い、所要の規定の整理を行った。
原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 6 号）	令和 7 年 7 月 1 日施行 令和 7 年度機構・定員要求の結果を踏まえ、長官官房に置く参事官の数を「二人」から「三人」に改める等の改正を行った。
加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 7 号）	令和 7 年 10 月 3 日施行 核燃料施設に係る規制基準につき、加工施設及び再処理施設における重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る規制基準についてその内容の明確化を行うなど、所要の改正を行った。
原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部	令和 8 年 2 月 17 日施行 原子力規制委員会の所管する許認可申請等のうち機密性の高い情報等が

を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 1 号）	含まれるものについても、電子申請ができるようにするための所要の改正を行った。
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 2 号）	令和 8 年 2 月 25 日施行 放射線取扱主任者に係る手続のデジタル化を図るため、放射線取扱主任者の免状交付申請書等の様式等に所要の改正を行った。
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 4 号）	令和 8 年 3 月 24 日施行 原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者に係る手続のデジタル化を図るため、これらに係る試験の受験申込書等の様式等に所要の改正を行った。
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 3 号）	令和 8 年 4 月 1 日施行 現在の東京電力福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、原子力安全上より重要なものに重点的に原子力規制委員会の検査に係る資源を投入できるようにする観点から、検査の種別の統合をする等の改正を行った。

表 1-4 令和 7 年度に改正した主な告示

法令名	概要
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示（令和 7 年原子力規制委員会告示第 4 号）	令和 7 年 5 月 19 日施行 原子力機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置の進捗を踏まえ、当該施設によって原子力緊急事態に至るリスクが小さくなったことに伴い、所要の改正を行った。
原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害	令和 7 年 6 月 4 日適用 災害対策基本法等の一部を改正する

対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（令和7年原子力規制委員会告示第6号）	法律（令和7年法律第51号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行った。
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の一部を改正する件（令和7年原子力規制委員会告示第16号）	令和7年9月5日施行 診療用放射性同位元素使用器具について、放射性同位元素等規制法と医療法（昭和23年法律第205号）の双方の規制の対象となっていたところ、放射性同位元素等規制法に基づく規制と同等の規制が医療法に基づく規制において行われていることが確認できたことから、診療用放射性同位元素使用器具を放射性同位元素等規制法の規制対象から除外する改正を行った。
原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（令和7年原子力規制委員会告示第17号）	令和7年10月3日適用 原子力災害対策指針（令和6年原子力規制委員会告示第8号）に屋内退避の運用に関する検討結果を追加する改正を行った。
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和8年原子力規制委員会告示第2号）	令和8年4月1日適用 現在の東京電力福島第一原子力発電所の状況を鑑みて、運転管理責任者の要件を適正化する改正を行った。

また、原子力規制庁の各部署から寄せられた法令相談について、法曹有資格者等を中心として適切に対応した。

（3） 訴訟案件への着実な対応

原子力規制委員会の所掌事務に関し、現在係争中の34件の訴訟について、法務省等の関係機関と連携して、迅速かつ適切に準備書面の作成、口頭弁論、証人尋問等への対応を行った。なお、令和7年度に判決の言渡しは、7件あった。

（4） 戦略的な予算要求と予算の効果的かつ効率的な執行

① 戦略的な予算要求

令和8年度予算編成プロセスにおいて、各予算事業に係る庁内ヒアリング結

果、行政事業レビューにおける外部有識者の所見等を基に、原子力規制人材の育成、研究基盤の構築、放射線モニタリングの確実な実施等の重点施策の着実な実施のため、効果的な予算配分を検討した。その際には、新規又は増額となる事業についての必要性、有効性等の整理を適切に行い、原子力規制委員会の施策を効果的に実施するために必要となる予算額を要求した。

② 予算の効果的かつ効率的な執行

原子力規制委員会全体の予算執行見込みを把握し、効果的かつ効率的な予算執行に供するため、予算執行状況調査を年 3 回実施し、その結果を基に適切な予算執行を行った。

また、随意契約案件等の審査に係る「契約委員会」を都度開催し、厳格な審査を行うとともに、第三者機関として設置している「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」を令和 8 年 1 月に開催し、抽出された 9 件の契約について、契約方式を含む契約過程、契約内容の妥当性等について審議を実施した。業務発注の見通しについては、原子力規制委員会のホームページにおいて四半期ごとに公表し、契約予定案件を事前に幅広く周知することで、事業者の業務参加の増加を図った。

(5) 国際機関との連携及び国際社会への貢献

① 国際機関との連携

原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA の各種会合への出席や専門職員の派遣等を通じて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓等を国際社会と引き続き共有するとともに、国際的な原子力安全及び核セキュリティの向上のための情報発信や意見交換を行った（核セキュリティについての詳細は第 3 章第 1 節を参照）。

(i) IAEA

令和 7 年度は、IAEA の安全基準委員会 (CSS⁹)、原子力安全基準委員会 (NUSSC¹⁰)、廃棄物安全基準委員会 (WASSC¹¹)、輸送安全基準委員会 (TRANSSEC¹²)、放射線安全基準委員会 (RASSC¹³)、緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPRReSC¹⁴) 及び核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC¹⁵) 等の国際会合に専門職員を出席させ、我が国で得ら

⁹ Commission on Safety Standards

¹⁰ Nuclear Safety Standards Committee

¹¹ Waste Safety Standards Committee

¹² Transport Safety Standards Committee

¹³ Radiation Safety Standards Committee

¹⁴ Emergency Preparedness and Response Standards Committee

¹⁵ Nuclear Security Guidance Committee

れた最新の知見等を踏まえた議論を行い、国際的な基準の策定及び改定、共通認識の形成に貢献した（国際機関等との共同研究については第2章第4節を参照）。

国際的な情報発信の一環として、引き続き東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海域モニタリングの結果を定期的に公表するとともに、IAEAと海洋試料の共同採取及び分析結果の相互比較を実施している（詳細は第4章第3節を参照）。IAEAが各国の環境放射線モニタリング情報を収集し、共有する枠組みとして整備している国際放射線モニタリング情報システム（IRMIS¹⁶）に関して、令和2年2月から原子力規制委員会が集約する日本国内の代表的なモニタリングポストの環境放射線（空間線量率）のデータをIRMISへ伝送している。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「ALPS¹⁷処理水」という。）の海洋放出に関して、令和3年7月8日にIAEAと日本政府との間で署名されたALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項に基づき実施されるIAEAレビューを受けている。令和7年5月26日から30日まで海洋放出後第4回のIAEAレビューが実施され、その後令和7年12月15日から19日まで、海洋放出後第5回のIAEAレビューが実施された。IAEAは海洋放出後第4回のIAEAレビューの報告書の中では、関連する国際安全基準の要求と合致しない事項は認められなかったとしている。

また、保障措置については「対IAEA保障措置技術開発支援計画（JASPAS¹⁸）」等の枠組みを通じて、IAEA及びほかの加盟国の保障措置の技術的能力向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与した。

加えて、原子力規制委員会は、令和8年1月26日から2月6日までIRRSミッションを受け入れた。ミッションではIRRSチームから、原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っていると評価された（詳細は第1章第1節を参照）。

（ii） OECD/NEA

OECD/NEAの原子力規制活動委員会（CNRA¹⁹）の議長を市村原子力規制庁原子力規制技監が務めており、令和7年6月5日から6日ま

¹⁶ International Radiation Monitoring Information System

¹⁷ Advanced Liquid Processing System

¹⁸ Japan Support Programme for Agency Safeguards

¹⁹ Committee on Nuclear Regulatory Activities

で開催された第 53 回会合及び令和 7 年 12 月 4 日から 5 日まで開催された第 54 回会合に参加し、議論を主導した。また、当該委員会傘下のリーダーシップ及び安全文化ワーキンググループ（WGLSC²⁰）の議長を伴原子力規制委員会委員が務めており、令和 7 年 4 月 22 日から 24 日まで開催された第 5 回会合に参加し、議論を主導した。

また、OECD/NEA の核セキュリティ課題の把握と実践の枠組み（FUNSEC²¹）プロジェクトの運営委員を古金谷原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官が務めており、令和 7 年 7 月 8 日に開催された第 4 回運営委員会会合に参加した。

② 原子力安全等に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約（以下「原子力安全条約」という。）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、核物質の防護に関する条約及び核物質の防護に関する条約の改正条約等の下での活動に参画している。

原子力安全条約の枠組みの下、令和 8 年 4 月 13 日から 4 月 24 日まで開催される予定の同条約の第 10 回検討会合に向けて、我が国の国別報告を取りまとめ、令和 7 年 9 月に提出した。

③ 多国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全等の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めている。

国際原子力規制者会議（INRA²²）は、原子力発電所を保有する主要国の原子力規制当局の責任者から構成され、原則毎年 2 回、原子力安全規制上の広範な課題について意見交換を行う枠組みであり、日本、米国、フランス、英国、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の 9 か国がメンバーとなっている。令和 7 年 5 月 5 日にパリ（フランス）で開催された第 55 回会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、第 3 期中期目標の策定及び原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討等について報告した。また、令和 7 年 9 月 15 日にウィーン（オーストリア）で開催された第 56 回会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、各国の原子力規制を巡る情報や諸課題について議論を行った。

西欧原子力規制者会議（WENRA²³）は、欧州各国を主体とする原子力規制当局の責任者により構成され、原則毎年 2 回総会が開催されている。日本は令和 5

²⁰ Working Group on Leadership and Safety Culture

²¹ Framework for understanding nuclear security challenges and implementation

²² The International Nuclear Regulators Association

²³ Western European Nuclear Regulators Association

年からアソシエイトメンバーとして参画している。令和7年4月8日から9日までリュブリャナ（スロベニア）で開催された総会に金子原子力規制庁次長がオンライン参加し、第3期中期目標の策定及び原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討について紹介した。また、令和7年11月6日から7日までバース（英国）で開催された総会に金子原子力規制庁長官が参加し、参加国の関心に応じた議題について議論を交わした。

日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM²⁴）は、日中韓の原子力規制機関上級規制者が、原子力安全に関する共通課題や技術向上のための有益な情報を共有し、原子力安全の向上と地域協力の強化を図ることを目的とした枠組みとして、平成20年から開催している。令和7年7月24日から25日まで北京（中国）で開催された第15回TRMに伴原子力規制委員会委員が参加し、各国の原子力規制機関の最近の取組や、TRM傘下の作業部会の活動の総括、合同緊急時訓練（JED²⁵）についての報告等がなされ、今後の活動について議論が行われた。また、令和7年11月25日から26日まで連雲港（中国）でTRM傘下の活動である第9回JEDが実施され、これに参加した。同訓練では、自然災害に関する緊急時活動レベル（EAL²⁶）等についても議論した。

④ 二国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、9か国の11原子力規制機関等²⁷と交わした各種協力に関する覚書等に基づき、二国間の協力を通じて、諸外国の原子力規制機関等と原子力規制に関する情報交換等を行っている。

フランス原子力安全・放射線防護機関（ASNR²⁸）との間では、令和8年3月23日から25日まで東京で第10回日仏規制情報交換会合を開催した。当該会合には山中原子力規制委員会委員長、杉山原子力規制委員会委員及び長崎原子力規制委員会委員が出席し、双方の規制当局の最新動向をはじめとして、応力腐食割れ、検査官交流活動等について情報交換を行った。

令和8年3月10日から12日まで、米国原子力規制委員会（NRC²⁹）が主催した規制情報会議（RIC³⁰）に杉山原子力規制委員会委員が参加し、東京電力福島第一原子力発電所事故から15年を迎えての原子力安全と防災に関するパネル

²⁴ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety

²⁵ Joint Emergency Drill

²⁶ Emergency Action Levels

²⁷ 米国原子力規制委員会(NRC)、米国エネルギー省(DOE)、フランス原子力安全機関(ASN)、フランス放射線防護原子力安全研究所(IRSN)、英国原子力規制機関(ONR)、ロシア連邦環境・技術・原子力監督庁(Rostekhnadzor)、スウェーデン放射線安全機関(SSM)、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省(BMUB)、スペイン原子力安全委員会(CSN)、フィンランド放射線・原子力安全庁(STUK)、カナダ原子力安全委員会(CNSC)。令和7年1月にASNとIRSNはASNRに統合されたが、当面の間、統合前の各機関との覚書が有効。

²⁸ Autorité de sûreté nucléaire et de radioprotection

²⁹ Nuclear Regulatory Commission

³⁰ Regulatory Information Conference

ディスカッションに参加するとともに、NRC 委員長、委員及び運営事務局長、ASNR 委員並びに英国原子力規制機関（ONR³¹）首席検査官等と会談し、規制情報の交換を行った。

また、山中原子力規制委員会委員長が令和 7 年 9 月の第 69 回 IAEA 総会等に出席するためオーストリアに出張した際に、スウェーデン放射線安全機関（SSM³²）長官、スイス原子力安全検査局（ENSI³³）長官及び ONR 首席検査官と会談し、規制情報の交換を行った。

このほか、実務レベルでの技術専門家による二国間会合として、令和 7 年 9 月 1 日から 4 日までソルナ（スウェーデン）にて、SSM と放射性廃棄物やリスク情報の活用等について意見交換するなどの規制情報交換会合を行った。

⑤ 原子力規制国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることを目的とし、原子力規制についての豊富な経験と高度な学識を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制制度の在り方などの課題について意見交換等を行っている。令和 7 年度は次年度以降の原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合の開催に向けて、原子力規制国際アドバイザーとの関係を維持するためのコミュニケーションを継続した。

4. 業務の改善

(1) マネジメントシステムに基づく組織の運営管理

① 政策評価の実施

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき、令和 6 年度実施施策及び特定放射性同位元素の防護措置や新検査制度等の施行後 5 年を経た規制の事後評価について、令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和 7 年 8 月 21 日）における意見を踏まえて、令和 7 年度第 27 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 27 日）において政策評価書を決定し、決定した評価書を総務大臣へ送付するとともに原子力規制委員会ホームページにて公表した。

また、PDCA サイクルに沿った政策評価プロセスとなるよう実施施策の事後評価の結果を翌年度の原子力規制委員会年度業務計画に反映するために、政策評価の実施時期をマネジメントレビューに揃えることとした原子力規制委員会政策評価基本計画及び令和 7 年度原子力規制委員会政策評価実施計画の変更に

³¹ Office for Nuclear Regulation

³² Strålsäkerhetsmyndigheten

³³ Eidgenössisches Nuklearsicherheitsinspektorat

ついて、令和 7 年度第 47 回原子力規制委員会（令和 7 年 12 月 10 日）において決定した。

この変更に従って、令和 7 年度実施施策の令和 8 年 1 月 31 日時点の進捗状況を基にした政策評価書案について、令和 7 年度第 2 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和 8 年 2 月 19 日）の意見とともに、令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）で報告を受けた。令和 7 年度第 65 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 11 日）でのマネジメントレビューの結果を反映して、令和 8 年度原子力規制委員会年度業務計画を令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において決定した。

これらを踏まえた原子力規制委員会における政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和 7 年度公表分）とともに、令和 8 年度原子力規制委員会政策評価実施計画を令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において決定し、総務大臣へ送付した。

② マネジメントシステムの運用と改善

原子力規制委員会では「原子力規制委員会マネジメント規程」に基づき、中期目標を達成するための年度業務計画を毎年度策定し、計画的に業務を実施するとともに、マネジメントシステム内部監査の実施や要改善事項の管理等を通じて、マネジメントシステム及び業務の継続的な改善を図っている。令和 7 年度から令和 11 年度を目標期間とする第 3 期中期目標を令和 7 年 2 月 5 日に策定しており、令和 7 年度はその初年度であった。令和 7 年度の活動状況は以下のとおり。

(i) 年度業務計画に基づく業務の着実な遂行

令和 7 年度においては、第 3 期中期目標の達成に向けて、令和 6 年度第 71 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 26 日）で決定した令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき業務を着実に遂行した。同計画の 9 月末時点での進捗状況に係る評価に際して、それまでの業務進捗や新たな課題の発生を含む状況の変化等を踏まえて計画変更の必要性が認められたことから、令和 7 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 19 日）において当該計画の変更を決定した。

さらに、令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）及び令和 7 年度第 65 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 11 日）においてマネジメントレビューを実施し、原子力規制庁等のマネジメントシステムの実施状況及び評価等に係る原子力規制庁等からの報告を受けた上で原子力規制委員会において議論を行った。これらのマネジメントレビューの結果等を踏まえ、令和 8 年度原子力規制委員会年度業務計画を令和 7

年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）で決定した。

(ii) マネジメントシステム内部監査の実施

令和 7 年度は、原子力規制庁等内の 7 部署を対象にマネジメントシステム内部監査を実施し、各部署におけるマネジメントシステムの適切性及び有効性を確認した。その結果、要改善事項は認められず、他課室等への展開が望ましい良好事例を 15 件、当該部署や関連する部署において改善が望ましい事項を 8 件特定した。

(iii) 要改善事項等の管理

令和 7 年度の業務遂行について新たに 15 件（このほか手続中 3 件）の要改善事項を確認し、令和 6 年度以前に確認した事項も含めて、要改善事項の発生の要因分析や再発防止を確実にするための是正処置の検討、是正処置の有効性の評価などを適切に行っている。また、令和 7 年度内に 9 件の要改善事項に係る是正処置の実施とその効果の確認を行った。

要改善事項のうち、原子力規制委員会が所管する法令に基づく手数料の徴収に関する案件については、令和 7 年度第 35 回原子力規制委員会（令和 7 年 10 月 8 日）に実用発電用原子炉の許認可申請に係る手数料の未徴収があったことが報告され、それ以前にも原子力規制検査に係る手数料の徴収に関する誤りがあったことから、手数料の徴収の過去 5 年間の実績を調査し、令和 7 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 19 日）において追加の誤りがあったことが報告された。これらが発生した原因を除去する措置を進めており、当該措置の一部として、申請と同時に手数料をオンラインで納付することが可能な環境の整備を進めている。

(2) 業務改革の推進

第 3 期中期目標では、人口減少社会への移行でも持続可能な規制組織としていくため、多様で柔軟な働き方や効率的な業務遂行ができるための環境の整備を挙げており、令和 7 年度はテレワーク・フレックス制度の利用推進、AI 等の IT 技術の積極的な活用等に取り組んだ。そのうち、各職員の業務上の気付き事項を収集する取組として、既存の業務改善提案を引き継ぐ形で、令和 7 年 6 月から NRA-CAP（日々の業務等における職員の気付き事項を「改善の種」として、組織横断的に改善活動を支援・管理していくための活動）の試行を開始した。提出された 80 件の気付き事項に対して対応方針を適時整理し、9 割以上の案件について完了としており、例えば旅費手続での負担感に係る気付き事項等に対して、各作業の必要性等を周知しつつ可能な限り改善を図り、個々で問題を抱えず、組織として対応していくなどの改善を行った。

(3) 個々の職員が働きがいを感じる職場環境の構築

① 柔軟な働き方の活用

原子力規制委員会では、ワークライフバランス推進のための働き方改革、女性の活躍推進のための改革を推進するため、平成 28 年度に、「女性活躍とワークライフバランス及び次世代育成支援対策のための特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

令和 7 年度においては、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)の改正に伴い、現在の行動計画を改定するための検討を行った。

また、原子力規制委員会では、行動計画に基づき、「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画等フォローアップ」及び「女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報」をホームページで毎年度公表している。

その他の取組として、令和 7 年度は、フレックスタイム制の見直しに伴う庁内実施要領の改正及び勤務時間管理システムの運用マニュアルの整備、遠隔地テレワーク制度の整備、各種制度の利用に関するシステムの操作方法のマニュアル類の充実等を行った。

本人又は配偶者の出産を予定している職員に対しては、プレパパ・プレママ登録等の各種制度について分かりやすい情報発信を行い、育児休業等の取得促進を図った。

② 多様な職員が活躍できる職場環境の整備

ハラスメント防止については、組織全体で取り組むべき重要な課題であることを明確にするため、対応方針及び相談窓口を改めて周知した。あわせて、個別の事案については、相談者の保護等に十分配慮しつつ、迅速かつ適切な解決を図るよう対応した。さらに、12 月初旬の「国家公務員ハラスメント防止週間」に合わせ、全職員を対象とした研修を実施し、ハラスメント防止に関する理解の一層の促進及び意識の向上を図った。

また、障害者雇用については、令和 7 年 6 月時点において、実雇用率は法定雇用率を上回る 2.94%を達成した。さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度末までを計画期間とする新たな障害者活躍推進計画を策定するとともに、令和 8 年 7 月から法定雇用率が 3.0%に引き上げられることを踏まえ、庁内において、令和 7 年 9 月 16 日に障害者雇用推進チーム会合を開催し、障害者の活躍を推進する体制を改めて確認した。引き続き、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに努め、積極的な採用活動を実施する。

③ 360度評価の実施

令和2年度第16回原子力規制委員会(令和2年7月15日)にて決定した「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」で、原子力安全文化の育成・維持の観点から風通しの良いコミュニケーションを促進するため導入することとした360度評価(多面観察)について、内閣人事局が作成している「国家公務員のためのマネジメントテキスト」を踏まえて評価項目を見直した上で継続して実施した。被評価者に対して、評価項目毎の5段階評価の結果及び職員が自由記載欄に記載したコメントのうち本人に伝達することが望ましい内容をフィードバックし、自らの気付きを促すこととしている。

④ 庁舎環境の構築

組織改編及び職員のニーズに合わせ、レイアウト変更、物品の整備等を行い、職場環境の改善を実施した。

また、フリーアドレスの導入等執務環境改善に係る取組については、庁内に対し実施したアンケート結果を踏まえ、庁舎移転後の働きやすさを考慮した仕様を検討の上、2部署を対象にフリーアドレスを導入した。

(4) 情報システム

① 情報システムの管理

原子力規制委員会は、業務で利用するシステムの共通化を通じた将来的な業務効率化を見据え、情報システムの管理を実施するとともに、システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を継続的に検討し、遺漏なく適用した。

業務効率化のための情報管理については、令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき、組織横断での業務遂行を支える情報共有・検索の在り方を整理するとともに、会議運営、申請・届出に関連する運用上の課題を踏まえた改善を検討した。また、多様な働き方に応じた機器整備の一環として、在宅勤務等の多様な働き方を円滑に実施するため、職員が勤務場所に依存せず業務環境へ安全にアクセスできる仕組みの整備を進めた。業務継続性の確保と情報セキュリティの両立を図りつつ、ICT環境の適切な整備を進めていく方針を確認した。

サイバーセキュリティ対策については、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ教育を実施して情報セキュリティポリシーの理解を促進し、情報セキュリティ対策の自己点検及び情報セキュリティ監査により保有する情報システムの情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、十分な対策が取られていない部分に改善を促し、情報セキュリティ対策を向上させた。

② 行政文書の電子化、電子申請

情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子媒体化及び電子申請の導入を進めた。

電子申請の導入については、令和 7 年 10 月 1 日から、27 の申請等について電子政府の総合窓口（e-Gov）上から行うことを可能とした。53 申請等について、令和 8 年度から、オンラインでの申請を可能とするためのシステム構築を行った。

なお、令和 7 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 4 日）において、関連する原子力規制委員会規則の所要の改正を行い、機密性の高い情報等が含まれる申請等については、その一部を電子媒体で提出できるようにし、情報セキュリティ等の確保に配慮した電子申請の手続を構築した。

③ 情報システムの新たな利活用

原子力規制委員会は、令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき、業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づき、定例業務の自動化（RPA³⁴）及び AI の利活用を進めるほか、勤務場所を問わず業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進することを目標に、業務効率化への取組を実施した。

RPA は、単純又は定型化された繰り返し作業の負担軽減及び人為的な誤入力の削減を目的として活用し、作業時間の短縮を図った。

生成 AI は、業務内容や特性に応じた各種デジタル技術の活用を推進する観点から業務効率化に資する手段の一つとして位置付け、デジタル社会推進会議幹事会（令和 7 年 5 月 27 日）において決定された「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」に沿って策定された環境省の「環境省生成 AI システム利活用ルール」（令和 7 年 8 月 8 日）に基づき、「原子力規制庁生成 AI 利活用ガイドライン」（令和 7 年 9 月 30 日）を作成し、導入した。

コミュニケーションツールの効果的な活用を目的として、多様な働き方への対応及び業務内容に応じた効率的な業務遂行の実現を図るため、業務改善及び業務効率化に関する意見・要望を踏まえ、原子力規制庁職員向けの組織内ポータルサイト等を通じて、情報の集約及び利便性の向上を図った。

³⁴ Robotic Process Automation

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤 の強化

第1節 原子炉等規制法に基づく規制の実施

1. 原子炉等規制法に基づく審査等の実施

(1) 実用発電用原子炉に係る審査の状況

① 新規規制基準適合性に係る審査

実用発電用原子炉については、平成25年7月8日に新規規制基準を施行した後、新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等に対し、原子力規制委員会が了承した方針に基づき、審査を行っている。令和7年度には、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（以下本項目において「審査会合」という。）等を76回開催した。また、審査の透明性及び予見性を確保するため、四半期に一度、新規規制基準適合性審査等に係る審査の状況を取りまとめ、原子力規制委員会で報告を受けるとともに、ホームページで公表している。

(i) 本体施設

これまで27プラントの申請を受理し、表2-1のとおり審査を進めている。

設置変更許可申請に関し、令和7年度は、北海道電力泊発電所3号炉の審査書案に対する科学的・技術的意見を募集して参酌するとともに、原子炉等規制法の規定に基づき、原子力委員会及び経済産業大臣から意見を聴取した。これらを踏まえ、令和7年度第24回原子力規制委員会（令和7年7月30日）において、設置変更を許可することを決定した。

中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉については、中部電力の不正行為が確認されたことから、令和7年度第51回原子力規制委員会（令和8年1月14日）において、審査会合、ヒアリング、面談等を実施しないことを了承した（詳細については後述）。

電源開発大間原子力発電所については、事業者による基準地震動の設定及び火山影響評価について、それぞれ第1336回審査会合（令和7年5月16日）及び第1395回審査会合（令和8年2月27日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。また、敷地の地質・地質構造について、第1366回審査会合（令和7年10月31日）において、事業者の説明内容はおおむね理解し、今後、原子力規制委員会委員による現地調査を行うこととした。基準地震動及び基準津波の設定に係る審査状況を踏まえ、施設の設計方針等に係る審査を第1343回審査会合（令和7年6月26日）から再開している。

東北電力東通原子力発電所1号炉については、事業者による火山影響評価について、第1347回審査会合（令和7年7月18日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。また、更なる安全性向上の観点から実施する敷地造成に伴う基準津波の再評価について、第1368回審査会合（令和7年11月7日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。

北陸電力志賀原子力発電所2号炉については、事業者による震源を特定せず

策定する地震動の評価について、第 1358 回審査会合（令和 7 年 9 月 12 日）において、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。

中国電力島根原子力発電所 3 号炉については、事業者による敷地の地質・地質構造の評価、基準地震動及び基準津波の設定並びに火山影響評価について、第 1366 回審査会合（令和 7 年 10 月 31 日）までの審査会合において、おおむね妥当な検討がなされていると評価するとともに、山岡原子力規制委員会委員が令和 7 年 12 月 12 日に敷地の地質・地質構造に係る現地調査を行った。また、杉山原子力規制委員会委員が令和 8 年 3 月 6 日に新規制基準対応の設備の設置状況等に係る現地調査を行うとともに、第 1402 回審査会合（令和 8 年 3 月 27 日）までの審査会合において、施設の設計方針等に係る審査項目について事業者から一通り説明を聴取した。引き続き、最新知見を踏まえた敷地周辺の地質・地質構造、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びにその結果を踏まえた可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートへの影響の有無等に係る審査を行っている。

設計及び工事の計画の認可申請に関し、北海道電力泊発電所 3 号炉について、令和 7 年 7 月 10 日以降本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正を 5 回受理し、審査を進めている。

（ii）特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設に係る審査では、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムが発生した場合でも、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことなどを確認しているところであり、これまで 18 プラントの申請を受理し、表 2-2 のとおり審査を進めている。

設置変更許可申請に関し、令和 7 年度は、北海道電力泊発電所 3 号炉について、令和 7 年 7 月 25 日に本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正を受理し、審査を進めている。

電源開発大間原子力発電所については、本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請がされていたが、令和 7 年 6 月 25 日に当該申請から特定重大事故等対処施設に係る記載を削除する補正を受理した。

設計及び工事の計画の認可申請に関し、令和 7 年度は、東北電力女川原子力発電所 2 号炉について、令和 7 年 12 月 19 日に全 2 回の分割申請のうち第 2 回申請を認可した。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉については、令和 7 年 9 月 29 日に全 4 回の分割申請のうち第 1 回、第 2 回及び第 3 回申請を認可した。引き続き、第 4 回申請の審査を進めている。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉については、令和 7 年 9 月 29 日に全 3 回の分割申請のうち第 1 回申請を認可した。さらに、令和 7 年 11 月 28 日に第

2回申請を受理し、審査を進めている。

日本原子力発電東海第二発電所については、防潮堤の施工不良に伴う設計変更等を含め、全5回の分割申請のうち第5回申請の審査を進めている。

中国電力島根原子力発電所2号炉については、全2回の分割申請のうち第1回申請の審査を進めている。

所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査において、令和7年度は、設置変更許可申請に関し、北海道電力泊発電所3号炉について、令和7年7月25日に本体施設に関する設置変更許可等を踏まえた補正を受理し、審査を進めている。設計及び工事の計画の認可申請に関し、東北電力女川原子力発電所2号炉について、令和7年8月28日に認可をした。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号炉について、令和8年2月25日に申請を受理し、審査を進めている。

(iii) その他

原子力発電所のサイトにおける使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る審査については、令和7年度は、設置変更許可申請に関し、東北電力女川原子力発電所2号炉及び関西電力高浜発電所1～4号炉について令和7年5月28日に、関西電力美浜発電所3号炉について令和7年10月29日に、それぞれ許可をした。引き続き、関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉について、審査を進めている。また、関西電力高浜発電所1～4号炉(2期工事)について令和7年6月13日に、九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉について令和7年10月24日に、それぞれ申請を受理し、審査を進めている。設計及び工事の計画の認可申請に関し、九州電力玄海原子力発電所4号炉について令和7年4月30日に認可した。また、東北電力女川原子力発電所2号炉について、令和8年2月6日に申請を受理し、審査を進めている。

地震調査研究推進本部が令和6年8月2日に公表した「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―(令和6年8月版)」及び令和7年6月27日に公表した「日本海中部の海域活断層の長期評価(第一版)―近畿地域・北陸地域北方沖―」への対応として、関西電力美浜発電所3号炉については、第1345回審査会合(令和7年7月4日)において、基準地震動及び基準津波への影響がないことを確認した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉については、第4回日本海側の海域活断層の長期評価(令和6年8月版)への対応の現状聴取に係る会合(令和8年3月23日)において、基準地震動及び基準津波への影響がないことを確認した。関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉については、審査会合において、引き続き基準地震動及び基準津波への影響について確認を行っている。

表 2-1 実用発電用原子炉に係る新規規制基準適合性審査・検査の状況

No.	申請者	対象発電炉		新規規制基準適合性審査			使用前 確認※1
				設置変更 許可	設計及び工事の 計画の認可	保安規定 変更認可	
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中
2		敦賀発電所	2号 PWR	未申請※2	未申請	審査中	
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請	
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号 PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号 PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号 PWR	了	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中	
8		女川原子力 発電所	2号 BWR	了	了	了	了
9		3号 BWR	未申請	未申請	未申請		
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請	
11		柏崎刈羽原子 力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号 BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号 BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号 BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号 BWR	了	了	了	検査中
17			7号 BWR	了	了	了	検査中
18	中部電力(株)	浜岡原子力 発電所※3	3号 BWR	審査中	未申請	未申請	
19		4号 BWR	審査中	審査中	審査中		
20		5号 BWR	未申請	未申請	未申請		
21	北陸電力(株)	志賀原子力 発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
22		2号 BWR	審査中	審査中	審査中		
23	関西電力(株)	美浜発電所	3号 PWR	了	了	了	了
24		大飯発電所	3号 PWR	了	了	了	了
25			4号 PWR	了	了	了	了
26		高浜発電所	1号 PWR	了	了	了	了
27			2号 PWR	了	了	了	了
28			3号 PWR	了	了	了	了
29			4号 PWR	了	了	了	了
30		中国電力(株)	島根原子力 発電所	2号 BWR	了	了	了
31	3号 建設中		審査中	未申請	未申請		
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号 PWR	了	了	了	了
33	九州電力(株)	玄海原子力 発電所	3号 PWR	了	了	了	了
34		4号 PWR	了	了	了	了	
35		川内原子力 発電所	1号 PWR	了	了	了	了
36			2号 PWR	了	了	了	了

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

(※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

(※2)平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

(※3)当該発電所に係る申請については、基準地震動の策定に際して申請者がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、審査を行わないこととした。

■ :令和7年度に変更があったもの

表 2-2 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況
(特定重大事故等対処施設)

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前確認 ^{※1}	
				設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可		
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	未申請 ^{※2}				
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了 4回目:了 5回目:審査中	審査中	検査中	
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中			
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号	特重	了	1回目:了 2回目:審査中 3回目:未申請		
5			7号	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:了 4回目:審査中		検査中
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	了	了	了	了
7		大飯発電所	3号	特重	了	了	了	了
8			4号	特重	了	了	了	了
9		高浜発電所	1号	特重	了	了	了	了
10			2号	特重	了	了	了	了
11			3号	特重	了	了	了	了
12			4号	特重	了	了	了	了
13		中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	了	1回目:審査中 2回目:未申請	
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	了	了	了
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	了	了	了	了
16			4号	特重	了	了	了	了
17		川内原子力発電所	1号	特重	了	了	了	了
18			2号	特重	了	了	了	了
19	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号	特重	了	1回目:了 2回目:了		検査中

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

※2)令和7年6月25日付けの補正で、申請内容から特定重大事故等対処祖説が削除された。

■:令和7年度に変更のあったもの

② 高経年化した発電用原子炉施設に係る審査

令和 5 年 6 月 7 日に公布された脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）により、原子力発電所の高経年化対策に係る制度が見直され、従来の「運転期間延長認可制度」及び「高経年化技術評価制度」が、「長期施設管理計画認可制度」に一元化されることとなった。本制度の下では、運転開始後 30 年を経過した発電用原子炉施設について、以降 10 年を超えない期間ごとに、事業者が経年劣化を踏まえた長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けることが求められている。

新たな制度の本格施行（令和 7 年 6 月 6 日）に向けて、準備行為としてあらかじめ申請された長期施設管理計画のうち、運転を継続するために本格施行日の前日までに認可が必要なもの全てについて同日までに認可するとともに、新制度への移行に伴う保安規定の変更認可申請についても同日までに認可した。

また、本格施行日以降においては、新制度に基づく長期施設管理計画の審査を着実に進めている。

長期施設管理計画認可申請の審査及び認可の状況は表 2-3 のとおりであり、令和 7 年度は、準備行為としてあらかじめ申請されたもののうち、新制度の本格施行日から 1 年以内に 30 年を経過する東北電力女川原子力発電所 2 号炉の長期施設管理計画について令和 7 年 7 月 9 日に認可し、認可した長期施設管理計画の期間が 1 年以内のため期間を更新する九州電力川内原子力発電所 2 号炉及び関西電力高浜発電所 2 号炉の長期施設管理計画について、それぞれ令和 7 年 9 月 5 日及び令和 7 年 11 月 4 日に認可した。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び関西電力美浜発電所 3 号炉の長期施設管理計画について、令和 7 年 12 月 24 日に申請を受理し、審査を進めている。

表 2-3 長期施設管理計画認可申請の審査及び認可の状況

申請者	対象発電炉	経過年数※4	申請日	処分日
関西電力(株)	大飯発電所 3・4号炉※1	3号炉：34年 4号炉：33年	令和5年12月21日	令和6年6月26日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1・2号炉※1	1号炉：41年 2号炉：40年	令和6年6月24日	令和6年11月29日
東北電力(株)	女川原子力発電所 2号炉※2	30年	令和6年6月27日	令和7年7月9日
関西電力(株)	高浜発電所 2号炉※1	50年	令和6年7月19日	令和6年12月16日
中国電力(株)	島根原子力発電所 2号炉※1	37年	令和6年7月30日	令和7年5月21日
関西電力(株)	高浜発電所 3号炉・4号炉※1	3号炉：41年 4号炉：40年	令和6年8月20日	令和7年1月17日
九州電力(株)	玄海原子力発電所 3号炉※1	32年	令和6年8月30日	令和7年3月5日
関西電力(株)	美浜発電所 3号炉※1	49年	令和6年10月15日	令和7年3月27日
関西電力(株)	高浜発電所 1号炉※1	51年	令和6年10月24日	令和7年3月27日
四国電力(株)	伊方発電所 3号炉※1	31年	令和6年10月31日	令和7年3月27日
関西電力(株)	高浜発電所 2号炉※3	50年	令和6年12月25日	令和7年11月4日
九州電力(株)	川内原子力発電所 2号炉※3	40年	令和7年1月31日	令和7年9月5日
東京電力(株)	柏崎刈羽原子力発電所 6号炉	29年	令和7年12月24日	
関西電力(株)	美浜発電所 3号炉	49年	令和7年12月24日	

※1 運転を継続するために本格施行日の前日までに認可が必要なもの。

※2 本格施行日から1年以内に30年を経過することから、長期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。

※3 認可した長期施設管理計画の期間が1年以内であることから、期間を更新した次期長期施設管理計画が本格施行日前に申請されたもの。

※4 令和8年3月31日時点。

■ : 処分済

③ 安全性向上評価に関する届出

安全性向上評価制度は、発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、その安全性について自ら総合的な評価を行い、その結果等について原子力規制委員会に届け出る制度である。

令和7年度は、関西電力高浜発電所1号炉（令和7年4月3日）及び2号炉（令和7年9月2日）、四国電力伊方発電所3号炉（令和7年5月1日）、九州電力川内原子力発電所2号炉（令和7年6月23日）並びに関西電力美浜発電所3号炉（令和7年12月11日）の安全性向上評価の届出を受理し、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドに従ってその内容を確認した。また、関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉について、令和8年3月4日に安全性向上評価の届出を受理し、その内容の確認を進めている。

（2） 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明等に係る審査の状況

型式認証制度は、汎用的な機器の設計について基準への適合を確認することで、その機器を設置する際の許認可の審査の一部を省略することができる制度である。

① 特定兼用キャスク

使用済燃料の輸送と貯蔵の双方に使用できる特定兼用キャスクの型式認証に関し、令和7年度は、三菱重工業のPWR用キャスク及びGNS Gesellschaft für Nuklear-Service mbHのPWR用キャスクについて、それぞれ令和7年10月10日及び令和7年12月4日に型式証明を行った。また、日立GEベルノバニュークリアエナジーのBWR用キャスクについて令和7年10月27日に型式指定を行った。さらに、カナデビアのPWR用及びBWR用キャスク並びに三菱重工業のPWR用キャスクについて、型式指定の審査を進めている。

② 燃料体

令和7年度は、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンからの燃料体の型式認証に関し、BWR用10×10燃料について、型式証明の審査を進めている。

（3） 核燃料施設等に係る審査等の状況

① 新規制基準適合性に係る審査

核燃料施設等については、平成25年12月18日に新規制基準を施行した後、新規制基準への適合に係る事業変更許可申請等に対し、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成25年度第37回原

子力規制委員会（平成 25 年 12 月 25 日）決定、平成 28 年 6 月 1 日一部改正）に沿って審査を行っており、令和 7 年度には審査会合を 30 回開催した。

また、審査の透明性及び予見性を確保するとともに、多種多様な核燃料施設等の審査の状況を整理するため、半期に一度、新規制基準適合性審査等の進捗の全体像を示す報告を取りまとめ、原子力規制委員会ホームページで公表した。

事業変更許可等については、これまでに 9 事業者等から 21 施設の事業変更許可申請等を受理し、令和 7 年度までに 8 事業者等の 20 施設に対して許可を行っており、残る申請についても前述の原子力規制委員会決定に沿って審査を行っている。

設計及び工事の計画に関しては、令和 7 年 9 月 29 日にグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設の第 5 回分割申請（全 7 回）について認可を行った（日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設に係る審査の状況については次を参照）。

原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）については、令和 6 年 12 月 20 日に標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る設計及び工事の計画の認可申請を受理し、審査を進めている。また、令和 7 年 3 月 27 日に熱利用試験施設の新設等に係る設置変更許可申請を受理し、審査を進めている。

原子力機構大洗原子力工学研究所（南地区）の高速実験炉原子炉施設（常陽）については、新規制基準への適合に係る設計及び工事の計画の認可申請について、第 548 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和 7 年 4 月 21 日）で申請の全体概要等を確認し、各条文への適合性について順次審査を進めている。

② 日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設に係る審査

日本原燃再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更認可申請等については、令和 2 年度第 12 回原子力規制委員会（令和 2 年 6 月 24 日）で了承した「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」に基づき審査を行っており、令和 4 年 12 月 21 日に第 1 回申請（全 5 申請のうち 1 申請）を認可した。現在、令和 4 年 12 月 26 日に第 2 回申請（全 5 申請のうち 4 申請）を受理し、事業者が標準的な説明の形を反映した全体計画を踏まえ、審査を進めている。日本原燃再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の認可申請等については、令和 4 年 9 月 14 日に第 1 回申請（全 7 申請のうち 1 申請）、令和 7 年 3 月 25 日に第 2 回申請（全 7 申請のうち 2 申請）を認可した。現在、令和 7 年 7 月 7 日に第 3 回申請（全 7 申請のうち 2 申請）を受理し、審査を進めている。

令和 7 年度は、再処理施設について、全体の審査項目のうち大部分は事業者

による説明が終了し、説明が残っている個々の具体的な設計結果については、可搬型重大事故等対処設備の保管や耐震設計を中心に確認を進めている。また、使用前事業者検査の項目（ガラス熔融炉等）の整理状況についても聴取を進めている。MOX 燃料加工施設については、審査会合での議論が終了し、審査結果の取りまとめを進めている。なお、日本原燃再処理施設及び MOX 燃料加工施設に係る審査会合では、令和 5 年 10 月の審査会合から原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図るなどにより、着実に審査を進める取組を行っている。

③ 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明及び型式指定並びに核燃料輸送物の設計承認及び容器承認に係る審査

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明及び型式指定並びに核燃料輸送物の設計承認申請及び容器承認申請等については、「輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合」において審査を進めており、令和 7 年度は、2 回開催した。また、核燃料輸送物の設計承認については 10 件及び輸送容器の承認については 15 件の処分を行った。使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式指定については、1 件の申請を受け、審査を進めている。

④ 安全性向上評価に関する届出

安全性向上評価制度は、加工事業者及び再処理事業者が、それぞれの施設における安全性の向上を図るため、その安全性について自ら総合的な評価を行い、その結果等について原子力規制委員会に届け出る制度である。

令和 7 年度は、原子燃料工業熊取事業所加工施設（令和 7 年 5 月 16 日）、日本原燃ウラン濃縮工場（令和 7 年 10 月 17 日）、三菱原子燃料加工施設（令和 8 年 2 月 25 日）の安全性向上評価の届出を受理し、加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドに従って、原子燃料工業熊取事業所加工施設及び日本原燃ウラン濃縮工場についてはその届出内容を確認した。現在、三菱原子燃料加工施設について確認を進めている。

表 2-4 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の状況

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前 確認 ^{※3}
			設置変更 許可又は事 業変更許可	設計及び工 事の計画の 認可 ^{※1}	保安規定 変更認可 ^{※2}	
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
3		ウラン濃縮施設	了	了	了	了
4		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請	未申請
5		廃棄物埋設施設 ^{※4}	了		了	
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	了	了
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了
8	日本原子力研究開発機 構	廃棄物管理施設	了	了	未申請 ^{※5}	検査中
9		試験研究用等原子炉施設 (JRR-3)	了	了	了	了
10		試験研究用等原子炉施設 (HTTR)	了	了	了	了
11		試験研究用等原子炉施設 (共通施設としての放射性 廃棄物の廃棄施設)	了	了	未申請	検査中
12		試験研究用等原子炉施設 (NSRR)	了	了	了	了
13		試験研究用等原子炉施設 (STACY)	了	了	了	了
14		試験研究用等原子炉施設 (常陽)	了	審査中	審査中	検査中
15		原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海 事業所)	了	審査中 ^{※6}	未申請
16	ウラン燃料加工施設(熊取 事業所)		了	了	了	了
17	(株)グローバル・ニューク リア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設 (KUR)	了	了	了	了
19		試験研究用等原子炉施設 (KUCA)	了	了	了	了
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設 (近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設 (トレンチ処分)	審査中		未申請	

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

※1) 設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。

※2) 保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。

※3) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

※4) 原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設については廃棄物埋設確認を行っている。

※5) 令和7年10月10日付けの補正により、申請対象施設の一部が除かれた。

※6) 令和7年7月に事業者が燃料製造施設を熊取事業所へ集約することを公表し、残りの分割申請は行わないとしている。今後、東海事業所については、集約を踏まえた事業変更許可申請がなされる予定であり、事業変更許可後に設計及び工事の計画の認可申請がなされる予定。

表中、以下の施設名については()で表記している。日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮施設)、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター(使用済燃料貯蔵施設)

■: 令和7年度に変更のあったもの

(4) 廃止措置に係る対応

① 実用発電用原子炉

実用発電用原子炉の廃止措置では、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体撤去作業が長期間をかけて行われるため、事業者から段階ごとの計画が順次申請される。これまでに 18 プラントから、廃止措置計画の認可申請があり、全 18 プラントについて認可を行っている。

令和 7 年度は、廃止措置計画の具体化に伴う第二段階の廃止措置計画変更認可申請に関し、九州電力玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉について令和 8 年 1 月 8 日に認可し、四国電力伊方発電所 1 号炉及び 2 号炉について令和 7 年 11 月 20 日に申請を受理し、審査を進めている。その他廃止措置計画変更認可申請に関し、東北電力女川原子力発電所 1 号炉について令和 7 年 12 月 12 日に認可し、東京電力福島第二原子力発電所 1～4 号炉について審査を進めている。

② 原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ

原子力機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や廃止措置に向けた安全確保に係る同機構の取組状況を継続的に確認するため、「もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合」を令和 7 年度は 2 回開催した。

原子力機構は、令和 5 年度からは解体準備期間である第 2 段階に移行し、第 2 段階前半の廃止措置作業として、炉心等にある全 599 体のしゃへい体等の取り出し作業、水・蒸気系等発電設備の解体撤去等を開始した。令和 8 年 3 月末時点で 205 体のしゃへい体等の炉心等から燃料池への移送が完了している。

原子力機構は、しゃへい体等取り出しに向けた動作試験において、令和 7 年 3 月 27 日に燃料交換装置のグリッパ爪動作不可事象が発生したことから、接続ピンの形状変更、ロッドガイド表面の硬化処理等の再発防止対策を講じた。その後、移送再開に向けた試験を実施していたが、同年 11 月 3 日に燃料交換装置のグリッパ爪開閉モータの破損事象が発生したことから、原因究明及び再発防止対策を実施している。

③ 原子力機構東海再処理施設

原子力機構東海再処理施設におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等を定期的に確認するため、「東海再処理施設安全監視チーム会合」（以下「東海再処理監視チーム会合」という。）を令和 7 年度は 3 回開催した。

原子力機構東海再処理施設の廃止措置については、保有する放射性廃液等のリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、高放射性廃液に係る安全対策やガ

ラス固化処理等の作業を進める必要があることから、以下のとおり、監視等を行った。

(i) ガラス固化処理の状況

ガラス固化処理については、平成 30 年 6 月 13 日に認可した廃止措置計画の当初認可において、令和 10 年度までにガラス固化体を 571 本製造する計画とされていたが、令和 5 年度の東海再処理監視チーム会合において、令和 20 年度までに完了する計画に見直す旨の説明を受けた。

令和 8 年 3 月 16 日の東海再処理監視チーム会合において、2 号溶融炉から取り外す付帯配管等の仮置きスペース確保のための大型廃棄物（旧解体場パワーマニプレータ等）の遠隔解体について、高線量の遠隔解体の対象物が大型かつ形状が複雑であり想定より増加したため解体作業に時間を要していること、及び解体場パワーマニプレータのスレーブアームの第 2 軸の位置制御に不調が確認されたことから、3 号溶融炉の運転再開時期が令和 8 年度第 3 四半期から遅れる見込みとの説明を受けた。原子力機構は、令和 20 年度までにガラス固化処理を完了する計画に影響がないとしており、引き続き、3 号溶融炉への更新作業等の状況を確認していく。

(ii) その他廃止措置の状況

工程内の回収可能核燃料物質（せん断粉、ウラン・プルトニウム溶液）を回収・安定化する作業である工程洗浄が、令和 6 年 2 月 5 日に完了したことから、原子力機構から、令和 6 年 5 月 13 日に機器解体の着手前に行う系統除染の計画等を反映した廃止措置計画変更認可申請を受理し、令和 7 年 5 月 29 日に認可した。原子力機構は、令和 7 年 7 月 18 日から機器解体時の作業者の被ばく低減を目的とした系統除染に着手している。

このほか、令和 7 年度には高放射性固体廃棄物貯蔵庫におけるセル内消火設備の設置等について 2 件の廃止措置計画変更認可申請を受理し、これらについて認可を行った。

④ 原子力機構のバックエンド対策

原子力機構の老朽施設の廃止措置や放射性廃棄物管理等、原子力機構全体のバックエンド対策に係る包括的な課題を取り扱うため、「原子力機構バックエンド対策監視チーム会合」を令和 7 年度は 2 回開催した。

令和 7 年度は、令和 7 年 7 月に改定された施設中長期計画、中小施設の廃止措置の実施状況等について説明を受けた。

⑤ 試験研究用等原子炉

令和 6 年 4 月 26 日に東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉の廃止措置第 2 段階以降の工程の見直し等に係る廃止措置計画変更承認申請を受理し、令和 8 年 3 月 27 日に承認した。

2. 原子炉等規制法に基づく検査の実施

(1) 実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る原子力規制検査等の実施

① 検査の実施状況

原子力規制検査は、使用前事業者検査や定期事業者検査等の検査の実施状況、技術上の基準の遵守状況、保安規定、核物質防護規定、廃止措置計画等の遵守状況、その他講ずべき措置の実施状況といった事業者が行う安全活動の取組を監視するものである。

事業者が行う安全活動の監視にあたっては、原子力安全、放射線安全、核物質防護といった監視領域を設定し、基本検査と安全実績指標により監視している。

具体的に、基本検査は、原子力規制事務所に駐在する検査官が主に実施する日常検査と、本庁の専門性を持つ検査官が主に実施するチーム検査で構成されている。また、事業者は、安全実績指標（原子炉の計画外停止回数や安全系設備の故障件数など事業者の活動の劣化兆候を的確に把握するための指標のこと。以下「PI」という。）を報告することになっている。

こうした原子力規制検査の結果をもって、事業者の安全活動の劣化の程度に基づく施設の状態の区分付けや、総合的な評定をしている。

令和 7 年度第 11 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 28 日）において、令和 6 年度の原子力規制検査の実績及び総合的な評定に関して、全ての原子力施設について年間を通じて対応区分が第 1 区分であり、自律的な改善が見込める状態と評価したことの報告を受けた。また、令和 7 年度の検査計画については、令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 30 日）において、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉の対応区分を令和 7 年 4 月 30 日から第 1 区分から第 2 区分へ変更することを了承していることを踏まえ、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉については基本検査に加えて追加検査 1 を行い、それ以外の全施設においては第 1 区分として通常の基本検査を行うことを了承した。

令和 6 年度第 4 四半期の原子力規制検査等の結果については、令和 7 年度第 9 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 21 日）及び令和 7 年度第 10 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 5 月 21 日）において報告を受けた。令和 7 年度第 1 四半期から第 3 四半期の原子力規制検査等の結果については、令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）及び令和 7 年度第 26 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 8 月 20 日）、令和 7 年度第 41 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 19 日）及び令和 7 年度第 43 回原子力規制委員会臨時会議

(令和 7 年 11 月 20 日) 並びに令和 7 年度第 60 回原子力規制委員会臨時会議 (令和 8 年 2 月 24 日) 及び令和 7 年度第 61 回原子力規制委員会 (令和 8 年 2 月 25 日) において報告を受けた。

(2) 中部電力の不正行為に係る原子力規制検査の実施

中部電力浜岡原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の設置変更許可申請書の新規制基準への適合性を説明する審査資料のうち、基準地震動の策定に関して、中部電力がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、令和 7 年度第 51 回原子力規制委員会 (令和 8 年 1 月 14 日) において、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、中部電力に対し原子炉等規制法に基づく報告徴収命令の発出を行うことを決定した。また中部電力に対する原子力規制検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認し、その状況を適宜報告するとする原子力規制庁の対応方針を了承した。

前述の対応方針の了承を踏まえ、原子力規制委員会は、令和 7 年度第 61 回原子力規制委員会 (令和 8 年 2 月 25 日) 及び令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会 (令和 8 年 3 月 18 日) において、中部電力の不正行為に係る検査状況の報告 (1 回目及び 2 回目) を受けた。また令和 8 年 3 月 31 日に、原子力規制委員会は、中部電力から上述の命令において報告を求めた事項のうち「本事案の事実関係及び経緯」に係る事項の一部をとりまとめた報告書を受領した。

引き続き、本事案の事実関係及び経緯について、関係者への聞き取りや関係資料の確認などを進め、検査の状況については、その情報が一定程度まとまった段階で報告を受ける予定としている。

(3) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況

① 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉に対する追加検査の実施

令和 7 年 4 月 17 日付けで、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉における令和 6 年度第 4 四半期の PI の報告があり、連続する過去 4 四半期 (令和 6 年度第 1 四半期から令和 6 年度第 4 四半期) において、重大事故等対処設備における運転上の制限からの逸脱件数が 4 件となったことから、安全実績指標に関するガイドに基づき、同発電所 7 号炉の PI において「白」が 1 件となった。

これを受け、原子力規制検査等実施要領等に基づき、同発電所 7 号炉における対応区分を第 2 区分に変更することについて、令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会 (令和 7 年 4 月 30 日) で了承するとともに、追加検査の実施に係る通知の内容を決定し、東京電力に発出した。

上記通知で求めた根本的な原因の特定や改善措置活動等に関する報告を東京電力から令和 7 年 5 月 12 日付けで受理した後、原子力規制検査等実施要領等に基づき、同発電所 7 号炉に対する追加検査を実施した。

追加検査を通して東京電力の対応を確認した結果、同発電所 7 号炉が自律的な改善が見込める状態になったと認められる旨、令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 9 日）で報告を受けた。これに伴い、同発電所 7 号炉における対応区分を令和 7 年 7 月 9 日から第 1 区分に変更することを了承し、同日付けで東京電力に通知した。

上記をもって、同発電所 7 号炉に対する追加検査は終了したことになるが、東京電力の改善措置活動については基本検査を通して引き続き監視していく。

② 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する核物質防護事案に係る追加検査の実施

原子力規制委員会は、令和 7 年 6 月 12 日及び 10 月 7 日に、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いを確認した。この検査指摘事項について、原子力規制委員会は、令和 7 年度第 60 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 24 日）において、重要度を、安全確保の機能又は性能への影響があり、防護措置の有効性の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準（重要度「白」）と、深刻度を、核物質防護上一定の影響を有する事態になり得たもの（深刻度「SLⅢ」）とする暫定評価を了承し、東京電力に通知した。令和 8 年 2 月 25 日に東京電力からこの通知に対して意見はない旨の回答を受領し、この回答を踏まえて、原子力規制委員会は、令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）において評価結果を確定し、原子力規制検査における対応区分を第 1 区分（事業者の自立的改善が見込める状態）から第 2 区分（事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態）に変更することを了承するとともに、追加検査の実施等を東京電力に通知した。この通知において、本事案に係るパフォーマンス上の問題を含めた事実関係、直接原因、根本原因及び背景要因の特定結果並びに特定した原因等を踏まえた核物質防護秘密の取扱いに係る改善措置活動について、令和 8 年 4 月 6 日までに報告することを求めた。（この検査指摘事項は令和 7 年度第 4 四半期の原子力規制検査の結果として令和 8 年 5 月頃に報告される予定である。）

（４） 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

① 令和 7 年度に発生した事故・トラブルへの対応

原子力事業者等は、法令報告事象が生じたとき、原子力規制委員会への報告を義務付けられている。令和 7 年度は、以下に示すとおり、実用発電用原子炉で 1 件、研究開発段階発電用原子炉で 1 件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について原子力事業者等から報告を受け、原子力事業者等が行う原因究明及び再発防止対策等について、確認を行っている。

加えて、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES³⁵) による評価を行っている。令和 7 年 7 月 23 日に関西電力高浜発電所及び令和 7 年 12 月 23 日に原子力機構新型転換炉原型炉ふげんで発生した 2 件の事象は評価中である。

(i) 関西電力高浜発電所 4 号炉蒸気発生器伝熱管の損傷事象

令和 7 年 7 月 23 日、関西電力から定期検査のため停止中の高浜発電所 4 号炉の 3 台ある蒸気発生器 (SG³⁶) の伝熱管について、健全性を確認するため渦流探傷試験 (ECT³⁷) を実施した結果、うち 2 台の 4 本の伝熱管に有意な信号指示 (内面に傷を示すものが 2 本、外面の減肉を示すものが 2 本) が認められたことから法令報告事象に該当するとの報告を受けた。本事象について令和 7 年度第 24 回原子力規制委員会 (令和 7 年 7 月 30 日) で、対応マニュアルに基づき対応方針 C³⁸で対応することを了承した。

令和 7 年 9 月 1 日付けで、関西電力から当該事象の原因と対策に係る報告が提出された。当該報告によると、内面の傷の原因は SG 製造時の伝熱管内面での局所的な引張り残留応力と運転時の内圧及び高温の 1 次冷却材環境が相まったことによる、1 次冷却材中における応力腐食割れである。また、外面の減肉の原因は、前回の定期検査時の薬品洗浄の後も残存した稠密なスケールが、プラント運転中に管支持板付近に留まり、振動した伝熱管と繰り返し接触したことによる摩耗である。現在原子力規制庁において報告の内容を確認中である。

本法令報告の評価については、今後、原子力規制庁から報告を受ける予定である。

(ii) 新型転換炉原型炉ふげん管理区域内での漏えい事象

令和 7 年 12 月 23 日、原子力機構から廃止措置中の新型転換炉原型炉ふげんにおいて、ホットカラム試験装置の解体作業を解体用ハウス内で行っていたところ、配管切断箇所からトリチウムを含む水の滴下が認められたことから、管理区域内における核燃料物質等の漏えいとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。本事象について令和 7 年度第 54 回原子力規制委員会 (令和 8 年 1 月 28 日) で、対応マニュアルに基づき対応方針 C で対応することを了承した。

本法令報告の評価については、今後、原子力規制庁から報告を受ける予定である。

³⁵ The International Nuclear and Radiological Event Scale

³⁶ Steam Generator

³⁷ Eddy Current Testing

³⁸ 規制機関において、事業者等の行う原因究明、再発防止対策等に対して特段の関与が必要ないとされる法令報告事象への対応方針

第2節 放射性同位元素等規制法に基づく規制の実施

1. 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等の利用による放射線障害を防止し、危険性の高い放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」という。）を防護することにより公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

令和7年度の規制の実施状況は以下のとおり。

(1) 申請・届出

令和7年度は放射性同位元素等規制法に基づく7,655件の申請・届出があった。また、令和7年度の放射線取扱主任者免状の交付件数は、第1種が430件、第2種が187件、第3種が289件であった。

(2) 立入検査

令和7年度は放射線障害の防止に係る立入検査を200件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を99件実施した。その結果、ただちに安全に影響を及ぼすような指摘事項は確認されなかったものの、手続・記帳等について、必要に応じ事業者には指摘・指導を行った。

(3) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

被規制者は、放射性物質の紛失・漏えいや被ばくなどの法令報告事象が生じたとき、原子力規制委員会への報告を義務付けられている。原子力規制委員会は、放射性同位元素等取扱事業所におけるこうした事象について、原因究明や再発防止策の確認を実施している。令和5年度及び令和6年度に原子力規制委員会が報告を受けた11件の法令報告事象について、令和7年度第7回原子力規制委員会（令和7年5月14日）において、原子力規制庁からその概要の報告を受け、また、そのうち4件については原因及び再発防止対策とそれに対する原子力規制庁の評価も併せて報告を受けた。

また、令和7年度に原子力規制委員会に報告された法令報告事象は1件であり、従業員及び公衆に対し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。その概要は次のとおりである。

① 福島県立医科大学における放射性同位元素の管理区域外での漏えい

令和7年9月12日、福島県立医科大学から、同大学附属病院において、密封されていない放射性同位元素（アスタチン211、3メガベクレル）を用いて実験

を行っていた放射線業務従事者 1 名が、汚染した無塵衣のまま管理区域外へ退出し、脱衣室床を汚染したことから、法令報告事象（管理区域外での漏えい）に該当すると判断したとの報告があった。

2. 放射性同位元素等規制法に係る規制の継続的改善

(1) 未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等に係る取組

令和 7 年 3 月 25 日、厚生労働省は、「医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 21 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく放射線防護に係る規制を受ける対象として、イットリウム 90 マイクロビーズ等の非密封放射性同位元素を用いた医療機器を追加した。これにより、当該医療機器が医療法と放射性同位元素等規制法による放射線防護に係る二重規制を受ける状況となった。この二重規制を解消するため、令和 7 年 9 月 5 日に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第 1 条第 2 号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の一部を改正する件」（令和 7 年原子力規制委員会告示第 16 号）により、当該医療機器を放射性同位元素等規制法の規制対象から除外した。

(2) 放射性同位元素等規制法に基づく規制に係るガイド

平成 29 年に改正された放射性同位元素等規制法の段階的な施行を受け、原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に規定する規制基準への適合性を判断する際に参考とする事項をまとめた放射性同位元素等規制法に係るガイドを整備した。

令和 5 年 3 月 29 日に制定した「放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」について、放射性同位元素等規制法に係る「確認の視点」を取りまとめたものであり、規制に係る実務において活用することでそれらの実効性を確認するとともに、許可届出使用者等にとって予見性の向上に資するため、令和 6 年度に引き続き立入検査等の際に周知を図った。

(3) 医療用ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプランへの対応

原子力委員会において令和 4 年に決定された「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に関して、令和 7 年第 29 回原子力委員会定例会議（令和 7 年 8 月 19 日）において、内閣府から令和 6 年度の関係省庁等の進捗状況が報告された。

原子力規制委員会は、第 4 回原子力委員会と原子力規制委員会との意見交換会（令和 7 年 10 月 16 日）において、当該アクションプランを含む原子力分野

の課題について意見交換を行った。

第3節 規制活動の継続的な改善と新たな規制ニーズへの対応

1. 規制活動の継続的改善

(1) 審査プロセスの改善の取組

原子力規制委員会の限られた資源を安全上重要な課題に適切に投入する観点から、審査プロセスの改善は重要であり、事業者と、審査の進め方について継続的に意見交換を行いながら、改善に努めている。实用発電用原子炉等の審査に関しては、令和6年度第42回原子力規制委員会（令和6年11月13日）で了承した審査プロセスの改善に係る方針に基づき、審査会合全般において、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する、原子力規制庁からの指摘事項が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認するとともに、指摘事項を必要に応じて文書化する、事業者の地質などの調査方針や実施内容をあらかじめ確認し早い段階から指摘を行う、また、事業者からの申出に応じて審査チームから主要な論点等の書面事前提示を行うなどの取組を行っている。また、審査の進捗状況や申請状況に応じて、より柔軟かつ的確に対応できるよう、令和7年7月から審査チームの体制を見直した。

(2) 特定重大事故等対処施設設置の経過措置に係る検討

特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）³⁹の設置については、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の日から5年間は適用しないとする経過措置規定が設けられている。

第22回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会（令和7年10月9日）において、事業者から、建設業界の労働環境変化による特重施設の設置工事の工期長期化の懸念が生じており、現行の5年の経過措置期間を3年延長してほしいとの提案がなされた。これを受け、事業者から追加の情報も聴取しつつ、原子力規制委員会において複数回議論を行った結果、経過措置期間を3年延長してほしいという要望については、事業者から具体的かつ定量的な根拠等が提示されなかったことから、経過措置期間を見直すに足る理由はないとして認めないこととした。

他方で、これまでの特重施設の工事实績に鑑み、当該施設の完成までに経過措置期間を超過している实用発電用原子炉がほとんどであったことから、令和7年度第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）において、規制の継続的改善の観点から、経過措置規定を見直すことを了承した。その後、令和8年度第1回原子力規制委員会（令和8年4月1日）において、特重施設設置に係る経

³⁹ 特定重大事故等対処施設の他、もう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）も同様に経過措置の議論に含まれる。

過措置期間の 5 年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する形で見直すこととし、規定の改正作業を進めることとした。

（３） 原子力規制検査の継続的な運用改善について

令和 2 年 4 月から運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のため、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を設けており、令和 7 年度は 4 回開催し、重大事故等対処設備に係る PI の見直し、設計管理検査の改善等について意見交換した。

また、原子力規制検査制度の導入から 5 年が経過したことを踏まえ、令和 7 年度第 28 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 3 日）において、検査制度の鍵となる要素に係る取組状況の検証の進め方について報告を受けた。鍵となる要素に関する課題について、検査グループ全体で振り返りの議論を行うとともに、第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和 8 年 3 月 30 日）にて事業者及び有識者とも意見交換を行った。

（４） 運転中保全に係る現場実証等

運転中保全（オンラインメンテナンス）については、令和 6 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 29 日）において、机上の議論のみでは把握できない保全作業の実態を把握するため、試験的に運転中保全を行う現場実証の実施について了承している。これを受け、令和 7 年度は、四国電力伊方発電所において非常用ディーゼル発電機を対象とした現場実証が実施され、その結果について、令和 7 年度第 20 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 16 日）で報告を受け、引き続き現場実証を実施する方針について了承した。

その後、四国電力伊方発電所及び関西電力大飯発電所での現場実証が実施された後（現場実証としては全 3 回）、令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 18 日）において、これまでの現場実証の報告及び事業者との議論の内容等に加え、これらに対する原子力規制庁の評価について報告を受けた。その上で、現行の保安規定に定められた AOT⁴⁰の範囲内において、運転中保全を計画的な保全作業として実施可能とし、関連内規の改定作業を行う旨の対応方針を了承した。

（５） リスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会

リスク情報活用について産業界と規制側が議論する場の設置については、産業界からの提案を受け、令和 6 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月

⁴⁰ Allowed Outage Time（安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備等が、運転上の制限から逸脱した際に要求される措置の完了時間）

29日)において了承している。令和7年度は、リスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を4回開催し、リスク情報活用にあたって障害となり得る確率論的リスク評価の基盤的課題に関し、その取扱いについて産業界と規制側との間で共通認識を得つつ、今後のリスク情報活用の対象となる候補や検討の優先順位について議論を行った。令和7年度第49回原子力規制委員会(令和7年12月24日)において、これらの議論の状況について報告を受けた。

2. グレーデッド・アプローチに応じた制度・運用の改善

(1) 安全性向上評価制度の運用見直し

原子炉等規制法第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価制度のあり方や運用の見直しについては、令和6年度までに、炉安審・燃安審において取りまとめられた「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて(令和6年7月5日原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会)」の内容と委員間討議を踏まえた短期的な見直し事項について対応するため、令和6年度第55回原子力規制委員会(令和7年1月22日)において、関係規則・運用ガイドの改正案及び意見公募の実施について了承した。

令和7年度は、意見公募を経て、令和7年度第7回原子力規制委員会(令和7年5月14日)において、提出意見に対する考え方について了承するとともに、関係規則・運用ガイドの改正について決定した。具体的な改正内容は、発電用原子炉における機器等の最新の状況を説明する資料の合理化、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見の取り扱いに関する見直し、評価の時期及び届出の時期の見直し、IAEA安全ガイド(SSG-25)のPSR(定期安全レビュー)に準拠する構成への見直し、並びに設計の古さへの対応である。

(2) 実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直し

原子力規制委員会は、第3期中期目標において、グレーデッド・アプローチ⁴¹の積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進めることとしている。グレーデッド・アプローチに基づく規制を一層進める目的は、規制リソースを安全上の重要性や効果に応じて最適な形で割り当てることを可能とし、組織理念である「真に実効ある規制」を推進することである。

原子力規制委員会は、IRRS ミッションの受入れに先立ち、原子力規制委員会の取組を自ら見直す機会として自己評価を実施し、作成した事前提出資料(ARM)

⁴¹ IAEAによるところの、安全を統制するシステムにおいて、統制の厳しさを起こりうる事故やリスクに応じたものとする手法のこと。

(令和 7 年度第 38 回原子力規制委員会 (令和 7 年 10 月 29 日) 了承) においては、以下の点を対応すべき課題とした。

- ・ 今後想定される人的資源が厳しくなる状況においても規制の実効性を確保し続けるために審査業務の効率性の向上に取り組んでいく必要がある。
- ・ グレーデッド・アプローチの更なる積極的な適用を行うために、また新規制基準適合性審査の経験も踏まえて、とりわけ実用発電用原子炉に係る許認可制度について、安全上の重要度に応じた規制制度となるよう見直しを検討すべきである。

これらの課題への対応方針 (アクションプラン) として、以下に示す取組を進めることとした。

- ・ 実用発電用原子炉施設の各種許認可制度におけるグレーデッド・アプローチの適用を強化する。
- ・ 廃止措置計画認可制度について、グレーデッド・アプローチを踏まえ必要な見直しを行う。
- ・ 審査の予見性の向上に資する許認可の在り方等規制のプロセスについて必要な見直しを行う。
- ・ その他の施設についても実用発電用原子炉の検討を踏まえて必要な見直しを行う。

その後、第 3 期中期目標や上記アクションプランを踏まえ、令和 7 年度第 41 回原子力規制委員会 (令和 7 年 11 月 19 日) 及び令和 7 年度第 48 回原子力規制委員会 (令和 7 年 12 月 17 日) において、実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しに関して討議を実施した。また、実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合を 2 回 (令和 8 年 2 月 20 日及び令和 8 年 3 月 26 日) 開催し、事業者意見の聴取及び担当者レベルでの意見交換を実施した。引き続き、IRRS ミッションでの指摘も踏まえ、許認可制度に係る見直しの方向性について事業者との意見交換や原子力規制委員会での討議を継続しながら、検討を進める。

3. 新たな規制ニーズへの対応

(1) フュージョン装置に係る規制の検討

核融合 (フュージョン) 装置については、原子力規制庁において、国内のフュージョン装置の現地確認を行うだけでなく、上期に米国、下期にフランス、英国、ドイツに出張し、現地のフュージョン装置の確認及び開発者や規制機関と意見交換を行い、海外の規制情報を収集した。令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会 (令和 7 年 6 月 18 日) において、フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会合の設置を了承し、原子力規制庁において計 6 回の意見交換会合を実施した。令和 7 年度第 48 回原子力規制委員会 (令和 7 年 12 月 17 日) 及

び令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において、意見交換会合の状況について 2 回の間報報告を受けた。

フュージョン装置の安全確保においては、放射線影響の観点から、放射性同位元素（燃料のトリチウム）の閉じ込め、放射線の遮蔽、放射線による材料の脆化対策、放射化物等の管理等の論点が複数存在するが、令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において、最も重要な論点として、まずはトリチウムの「閉じ込め」機能について、公衆への放射線影響を評価する考え方を検討することとした。また、引き続き、事業者等の開発の進捗に応じて意見交換を行うこととしている。

（2） 建替原子炉の設計に係る意見交換

建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を計 5 回（令和 7 年 8 月 1 日、同年 10 月 1 日（2 回）、同年 11 月 18 日、令和 8 年 1 月 15 日）開催し、常設設備を基本とした重大事故等対応、重大事故等対処設備（格納容器破損防止対策）と特重施設の機能統合、熔融炉心対策への新技術導入（コアキャッチャの導入）等について意見交換を実施した。

令和 7 年度第 40 回原子力規制委員会（令和 7 年 11 月 12 日）において、意見交換会での意見聴取結果について中間報告を受け、令和 7 年度第 67 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 25 日）において、原子力規制庁から、主に以下の規制上の論点等を整理した結果について報告を受け、規制上の対応方針を了承した。

- ・ 可搬型設備に依存しない常設設備を基本とした重大事故等対策を許容できる場合、可搬型設備を申請対象とする必要があるか。申請対象とする必要がある場合、規制上の位置付けはどうあるべきか。
- ・ 上記において申請対象とする必要がある場合、その必要数はどうあるべきか。
- ・ 特定重大事故等対処施設による格納容器破損防止対策について、大型航空機の衝突耐性を確保した格納容器圧力逃がし装置（フィルタベント）を設置しないことは認められるか。

（3） 福井県クリアランス集中処理事業に係る対応

福井県クリアランス集中処理事業では、新規事業主体が、複数の原子力発電所からクリアランス対象物を受け入れ、除染・熔融・放射能測定等を一拠点で集中的に行い、クリアランス確認後、再利用することを検討している。本件に関する令和 6 年度までの対応としては、令和 6 年度第 57 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 29 日）において、本事業に係る技術的論点への対応方針として、クリアランスレベルを満たすために、熔融その他の性状の変更を伴う処理をしてもクリアランスレベル以下になる見込みのない資材等を、放射性物質によって汚染されていない資材等と意図的に混合し、希釈してはならない旨をクリアランス

の審査基準として明確化することなどを了承した。

令和 7 年度においては、令和 7 年度第 4 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 16 日）において、令和 6 年度に了承された対応方針に基づき、クリアランス制度に係る審査基準の改正案及び意見公募の実施について了承した。その後、審査基準の改正案について意見公募を実施し、令和 7 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 25 日）において、提出意見に対する考え方について了承するとともに、審査基準の改正を決定した。

（４） 原子力機構 HTTR の熱利用試験施設に対する原子炉等規制法の適用範囲について

原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）の高温工学試験研究炉（HTTR）で計画されている原子炉の熱を利用した水素製造の実証試験について、原子力機構から同計画で設置が予定されている熱利用試験施設⁴²のうちどの設備が原子炉等規制法の適用を受けるか行政相談があり、令和 6 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 19 日）において、「原子力機構 HTTR の水素製造施設に対する原子炉等規制法の適用範囲に関する実務レベルの意見交換」を実施することを了承した。

原子力規制庁において意見交換を 2 回実施し、令和 6 年度第 69 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 19 日）において、意見交換の結果を踏まえた原子炉等規制法の適用範囲の整理について報告を受け、今後の進め方について了承した。

意見交換の結果を踏まえ、令和 7 年 3 月 27 日に原子力機構大洗原子力工学研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）の設置変更許可申請を受理した。

当該申請について、第 554 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和 7 年 7 月 1 日）で熱利用試験施設の一部を原子炉等規制法の適用範囲とする整理から、その全部を適用範囲外に変更する補正を行う方針が示された。令和 7 年 9 月 26 日に当該変更を反映した補正を受理し、審査を進めている。

4. 利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質）は、研究、医療、工業や農業などの分野で広く利用されてきたが、既に使用目的がなくなり、利用実態がないまま保管されているものや、出所や経緯が明確でなく法令上の管理下にはないものなどがある。「原子力利用に関する基本的考え方」（令和 5 年 2 月 20 日原子力委員会決定）の「利用実態がなく保管だけされている放射性物質が全国の多くの民間又は公的な事業所等に分散して存在しており、法令上の管理下にはない放射性物質が発見される例も多数あることから、安全上及び核物質防護上

⁴² 当初、原子力機構は「水素製造施設」と呼称していた。

のリスクの顕在化が懸念される。これらのリスクを低減させるため、このような放射性物質の集約管理を実現するための具体的な方策について、関係行政機関、原子力機構等が連携・協力して必要な検討をすべきである。」という記載を踏まえ、令和5年度から引き続き、関係行政機関、原子力機構等と利用実態のない核燃料物質の集約管理の実現に向けた検討を進めている。原子力規制庁では、こうした放射性物質が適切に管理されていない状態で発見された場合に、その取扱いについての相談を受け付ける窓口を設け、状況に応じた適切な管理がされるように対応している。令和7年度は、放射性同位元素で27件、核燃料物質で0件、核原料物質で16件の合計43件の発見の連絡を受けた。

第4節 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

1. 安全研究の積極的な実施

(1) 安全研究の実施と成果の公表

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和7年度以降の安全研究に向けて）（令和6年7月3日原子力規制委員会了承）」に基づき、安全研究プロジェクトを実施している。令和7年度は、新規11件を含め、14分野で20件の安全研究プロジェクトを実施した（表2-5を参照）。これに加え、独立行政法人や大学等を対象に、将来的に規制上の研究課題の提案を行える能力や規制活動を支援できる能力を養うなど、将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤（体制、設備及び人材を含む。）を構築することを目的として、令和6年度から「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」を実施することとし、5件の個別事業を採択し、令和7年度はそれら個別事業を継続した（表2-6を参照）。

表2-5 令和7年度に実施した安全研究プロジェクト

No.	分野	プロジェクト名
1	外部事象	地震動評価手法の信頼性向上に関する研究（R6-R10）
2		断層の活動性評価手法に関する研究（R6-R10）
3		地殻内地震津波の波源断層のモデル化及び津波堆積物に基づく津波高推定に関する研究（R7-R10、新規）
4		火山活動及び火山モニタリング評価に関する調査・研究（R7-R11、新規）
5		地震作用に対する原子炉建屋等の構造部材の耐力評価手法の適用性等に関する研究（R7-

		R10、新規)
6		地震荷重を受ける容器・配管溶接部の損傷形態等に関する研究 (R7-R10、新規)
7	火災防護	原子力施設の経年劣化等を考慮した火災影響評価手法の整備に関する研究 (R7-R10、新規)
8	リスク評価	原子力規制検査のためのレベル1PRAに関する研究 (R4-R8)
9	シビアアクシデント	重大事故進展を踏まえた水素挙動に関する研究 (R5-R8)
10		重大事故時における重要物理化学現象の不確実さ低減に係る実験 (R2-R7)
11	熱流動・炉物理	改良型燃料炉心核特性評価技術に関する高度化研究 (R7-R10、新規)
12	新型炉	次世代炉の事故解析に必要な基盤技術の構築に関する研究 (R7-R10、新規)
13	核燃料	事故耐性燃料等の事故時挙動研究 (R6-R10)
14	材料・構造	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究 (フェーズ2) (R7-R11、新規)
15	特定原子力施設	東京電力福島第一原子力発電所燃料デブリ分布の放射線計測に基づく推定方法に関する研究 (R7-R11、新規)
16	核燃料サイクル施設	再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の事象進展に係る研究 (R3-R7)
17	放射性廃棄物埋設施設	第一種廃棄物埋設施設の性能評価及び線量評価に関する研究 (R7-R11、新規)
18	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物の処分前管理及び施設の廃止措置に係る放射能濃度評価等の信頼性確保に関する研究 (R7-R10、新規)
19	原子力災害対策	特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル (EAL) 見直しに関する研究 (R3-R7)
20	放射線防護	放射線防護のための線量及び健康リスク評価の精度向上に関する研究 (R4-R8)

表 2-6 令和 7 年度「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」で採択した個別事業

No.	実施機関	事業名称
1	長岡技術科学大学	水素等可燃性ガスの爆発実験および安全研究インフラの整備
2	原子力機構	新技術・新概念に対する原子力規制行政を技術支援するための総合的技術基盤の構築事業
3	有人宇宙システム	レジリエンスを考慮した安全評価手法の原子力施設への適用に関する研究
4	東京大学	廃棄物埋設施設に用いられるセメント硬化体の 300 年を超える超長期性能評価に関する技術基盤研究
5	東京科学大学	核燃料廃棄物安全基盤研究拠点の創成

また、安全研究プロジェクトを中心とした安全研究で得られた実験データ等を基に、規制への活用の観点から考察し、規制基準、各種ガイド類、審査及び検査における判断の根拠となるものをまとめた報告書「NRA 技術報告」、調査等により得られたデータや情報を取りまとめた「NRA 技術ノート」を公表するとともに、学術論文、学会発表等により、研究成果を公表している。令和 7 年度は、令和 5 年度に公開した「緊急時対応技術マニュアル」の公衆被ばくの評価方法に関する技術根拠及び解説をまとめた NRA 技術報告、並びに、モンテカルロコードを用いた金属キャスク及び使用済燃料乾式貯蔵施設の遮蔽評価結果の信頼性確認手法についてとりまとめた NRA 技術報告の公表を行うとともに、1 件の NRA 技術ノートの公表を行った（表 2-7 を参照）。

表 2-7 安全研究成果の公表（NRA 技術報告、NRA 技術ノート）

No.	区分	公表年月	報告書タイトル
1	NRA 技術報告	令和 7 年 8 月	「緊急時対応技術マニュアル」の解説 －公衆被ばくの評価方法－
2		令和 8 年 3 月	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野におけるモンテカルロコードによる遮蔽評価結果の信頼性確認手法
3	NRA 技術ノート	令和 7 年 4 月	米国における発電用原子炉の確率論的リスク評価（PRA）レビューのための視点 －出力運転時内部事象レベル 1PRA－

このほか、21 件の論文の公表、7 件の会議プロシーディングス（査読付）の公表及び53 件の学会発表を行った。また、安全研究のアウトリーチ活動として、原子力機構原子力安全・防災研究所と連携し、同研究所との合同報告会で、原子力規制庁職員が2 件の口頭発表及び4 件のポスター発表を行った。

（２） 共同研究活動への参画

原子力規制委員会は、原子力機構原子力安全・防災研究所と協力し、国際共同研究プロジェクト等へ参画している。令和7 年度は、13 件の OECD/NEA での国際共同研究プロジェクトに参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見、諸外国の規制動向等を収集した。二国間の国際活動として、米国原子力規制委員会（NRC）及びフランス原子力安全・放射線防護機関（ASNR）と情報交換を実施した。また、平成29 年4 月21 日に策定した共同研究実施規程等に基づき、国内の大学や原子力機構等と10 件の共同研究を実施し、うち1 件を完了した。令和7 年度末時点で実施中の9 件の共同研究に加えて、令和8 年4 月から新たに2 件の共同研究を実施する予定である。

（３） 安全研究の評価及び方針の策定

原子力規制委員会は、令和7 年度第15 回原子力規制委員会（令和7 年6 月18 日）において、令和6 年度に終了した8 件の安全研究プロジェクトの事後評価を了承した。また、原子力規制委員会は、令和7 年度第49 回原子力規制委員会（令和7 年12 月24 日）において、令和8 年度から新たに始める予定の安全研究プロジェクト2 件を対象とした事前評価を了承した。原子力規制委員会は、令和7 年度第20 回原子力規制委員会（令和7 年7 月16 日）において、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和8 年度以降の安全研究に向けて）」を了承した。また、令和5 年度第52 回原子力規制委員会（令和5 年12 月13 日）での了承に基づき設置した安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換について、令和7 年度は、全体会合を1 回、リスク情報活用を議題とする個別テーマ会合を2 回、経年劣化を議題とする個別テーマ会合を3 回開催した。

2. 最新の科学的・技術的知見の蓄積

（１） 最新の科学的・技術的知見の収集

原子力規制庁では、平成28 年度第45 回原子力規制委員会（平成28 年11 月22 日）で了承された最新の科学的・技術的知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を整理した上で、我が国の規制や原子力施設の安全との関係で検討を要する情報を抽出す

る活動（GENERIC ISSUES タスクフォース）を実施している。令和 7 年度は、GENERIC ISSUES タスクフォースによるスクリーニングを経て 12 件の最新の科学的・技術的知見を技術情報検討会に報告した。このうち 2 件を何らかの規制対応が必要となる可能性がある要対応技術情報として整理した。

（２） 安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務での活用

原子力規制庁技術基盤グループでは、原子力規制庁が実施する安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査・検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制部への情報提供等の技術支援を実施している。令和 7 年度には、新規規制基準適合性に係る審査支援、審査会合への参加、放射線審議会への技術支援等 42 件の技術支援を実施した。

3. 規制基準の継続的改善

（１） 規制基準等への最新知見等の反映

① 規制基準等の記載の具体化・表現の改善

令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 10 日）において、核燃料施設等の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善として、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を決定した。また、令和 7 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 4 日）において、実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準等の改善に係る実施計画を了承し、検討を進めている。

② 実プラントのデータによる破壊靱性に係る対応

中性子照射の影響を受ける原子炉圧力容器の加圧熱衝撃評価について、事業者から提出されたデータが蓄積されつつあることから、原子力規制庁は、第 60 回技術情報検討会（令和 5 年 7 月 27 日）において、蓄積されたデータを用いた技術的検討の結果として、破壊靱性温度移行量と関連温度移行量がほぼ等価であるとする「原子炉圧力容器加圧熱衝撃試験実施委員会（発電設備技術検査協会）」の結果⁴³と大きな方向性を共有するものの、破壊靱性温度移行量の方が関連温度移行量より若干小さくなるという傾向とはやや異なる傾向となったことを報告し、引き続き検討を行うこととした。原子力規制庁は、第 72 回技術情報検討会（令和 7 年 5 月 28 日）において、同委員会の結果とやや異なる傾向となった要因が国内監視試験データと国内外試験炉データの機械的性質の差異にあるのではないかとの観点から、原子力規制庁、原子力機構及び事業者において検討がなされたが、その要因を特定するには至らなかったことを報告するととも

⁴³ 溶接部等熱影響部信頼性実証試験に関する調査報告書〔原子炉圧力容器加圧熱衝撃試験〕総まとめ版、平成 4 年 3 月、発電設備技術検査協会

に、引き続き関連する国際会議及び国際機関における会合への参加、海外規制機関との技術会議の開催等により海外情報の収集を行い、本件に係る安全研究を新たに行うこととした。技術情報検討会の結果は、令和 7 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 25 日）で報告を受けた。

③ 原子力発電所における高エネルギーアーク損傷に係る対応

平成 23 年 3 月 11 日に東北電力女川原子力発電所 1 号炉で発生した高エネルギーアーク損傷（High Energy Arcing Fault、以下「HEAF」という。）による高圧電源盤のアーク火災を受け、原子力規制庁は HEAF に関する安全研究を進めてきた。

HEAF は、第一段階の爆発現象と第二段階のアーク火災から構成される。第二段階への対応については、研究成果を踏まえ、平成 29 年度第 25 回原子力規制委員会（平成 29 年 7 月 19 日）において、「高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」（以下「HEAF 審査ガイド」という。）の制定を決定するとともに、同年 8 月 8 日、アーク火災の発生防止に係る規則等を改正した。

これを踏まえ、事業者は実機におけるアーク火災防止策として、HEAF 発生時のアークエネルギーを 25 MJ 以下に制限した。HEAF 審査ガイドでは、HEAF 発生時に周囲の電気盤へ影響を及ぼす可能性がある範囲の目安として水平距離 2.5 m を示しているが、その後の原子力規制庁の安全研究により、アークエネルギーが 25 MJ 以下であれば、この 2.5 m という距離は、第一段階の爆発現象による影響範囲（ZOI）を考慮しても十分に保守的な値であり、追加の対策は必要ないことが確認された。

この確認結果は、第 72 回技術情報検討会（令和 7 年 5 月 28 日）に報告され、原子力発電所における対応は完了した。また、これらの内容は、令和 7 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 25 日）で報告を受けた。

④ ドイツにおける溶融クリアランスに係る対応

原子力発電所から発生した金属廃棄物を放射線管理区域内に設置した溶融炉で溶融・インゴット化した上で、クリアランス制度に基づき再利用する「溶融クリアランス」が福井県において検討されている。原子力規制庁は、安全研究の一環として、溶融クリアランスの実績を有するドイツの溶融処理事業者の取組を調査した。本調査においては、放射能濃度の適切な評価の観点から、金属スクラップの溶融処理に際し、他の顧客のスクラップとの混合を避け、1 つのコンテナに収納されたものに限定して処理していること等を確認した。これらの知見については、溶融クリアランスに係る規制対応を想定したクリアランス審査基準の改正（令和 7 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 25 日）決定）に

向けた検討において活用した。(第2章第3節を参照)

また、本調査結果については、第74回技術情報検討会(令和7年7月31日)に報告され、安全研究において溶融クリアランスに係る諸外国の事例調査等を継続することとした。さらに、同検討会の結果について、令和7年度第27回原子力規制委員会(令和7年8月27日)において報告を受けた。

(2) 民間規格の技術評価

原子力規制委員会は、令和4年度から6年度までの「民間規格の技術評価の実施に係る計画」に基づき、日本機械学会が策定した「設計・建設規格2020年版」、「材料規格2020年版」、「溶接規格2020年版」及び「設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」2022年版」の技術評価を行い、令和7年度第31回原子力規制委員会(令和7年9月17日)において、技術評価書の策定並びに関係規則解釈及び関係ガイドの改正を決定した。

また、令和6、7年度の「民間規格の技術評価の実施に係る計画」に基づき、日本電気協会が策定した「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法(JEAC4206-2007[2023年追補版])」及び「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007[2024年追補版])」の技術評価を行い、前者については令和7年度第17回原子力規制委員会(令和7年7月2日)において実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈に引用しないことを了承するとともに、後者については令和7年度第31回原子力規制委員会(令和7年9月17日)において技術評価書の策定及び同解釈の改正を決定した。

さらに、日本電気協会が策定した「原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601-2021)」について、令和7年度第5回原子力規制委員会(令和7年4月23日)において「耐震設計に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チーム」の設置を了承し、同検討チーム会合を計4回(令和7年7月16日、同年9月30日、同年12月23日、令和8年3月24日)開催し、同規格の技術評価書の策定に向けた検討を進めた。

(3) 国内外のトラブル情報、自然現象に関する情報の収集・分析

① 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制庁は、最新の科学的・技術的知見や国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報を収集・分析し、技術情報検討会において、一次スクリーニングを通過した情報について規制への反映の要否の観点から二次スクリーニング等を実施している。国内外の事故トラブル情報については、令和7年度は一次スクリーニングを176件実施し、その結果、全て一次スクリーニングアウトした。また、二次スクリーニング対象案件1件について調査を継続中である。な

お、技術情報検討会では、一次スクリーニングを通過しなかった情報についても、その理由を確認するとともに、新たな情報により評価の見直しが必要になった場合には、改めて検討を行うこととしている。原子力規制委員会は、技術情報検討会の検討結果の報告を受け、規制対応が必要と考えられる案件については、基準化等の対応を判断している。なお、令和7年度は、技術情報検討会の検討結果の報告を6回受けた（令和7年度第7回原子力規制委員会（令和7年5月14日）、令和7年度第16回原子力規制委員会（令和7年6月25日）、令和7年度第27回原子力規制委員会（令和7年8月27日）、令和7年度第37回原子力規制委員会（令和7年10月22日）、令和7年度第49回原子力規制委員会（令和7年12月24日）及び令和7年度第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日））。また、原子力規制庁は、技術情報検討会の検討の結果について、外部の専門家で構成される炉安審及び燃安審（第19回原子炉安全基本部会・第13回核燃料安全基本部会（令和7年5月30日）及び第20回原子炉安全基本部会・第14回核燃料安全基本部会（令和7年12月18日））に報告した。

② 国内外の自然現象に関する情報の収集・分析

原子力規制庁は、国内外の自然現象に関する情報について、政府機関の公開資料、学術論文等を収集し、情報の分析を行った。具体的には、「日本海中南部の海域活断層の長期評価（第一版）—近畿地域・北陸地域北方沖—」、「不均質減衰を考慮したスペクトルインバージョンによる経験的サイト増幅率を用いた解放地震基盤面における地震動の推定」、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」、「原子力発電所に対する地震を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2024」について、それぞれ第72回技術情報検討会（令和7年5月28日）、第74回技術情報検討会（令和7年7月31日）、第75回技術情報検討会（令和7年9月25日）及び第76回技術情報検討会（令和7年11月27日）で報告した。原子力規制委員会はこれらの結果について、令和7年度第16回原子力規制委員会（令和7年6月25日）、令和7年度第27回原子力規制委員会（令和7年8月27日）、令和7年度第37回原子力規制委員会（令和7年10月22日）及び令和7年度第49回原子力規制委員会（令和7年12月24日）で報告を受けた。

③ 炉安審・燃安審火山部会の審議

九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山活動のモニタリングに係る評価結果、日本原燃が実施した再処理施設及び廃棄物管理施設の火山活動のモニタリングに係る評価結果並びにリサイクル燃料貯蔵が実施したリサイクル燃料備蓄センターの火山活動のモニタリングに係る評価結果に関し、原子力規制庁は炉安審原子炉火山部会報告書「火山モニタリングにおける

「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について」を活用して評価を行った。第 14 回炉安審・燃安審火山部会（令和 7 年 11 月 14 日）において、九州電力、日本原燃及びリサイクル燃料貯蔵のそれぞれが監視対象としている火山の活動状況に変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。

また、同部会で、第 74 回技術情報検討会（令和 7 年 7 月 31 日）で取り上げた知見 1 件を報告し、規制上の対応の要否に関する助言を受けた。

④ 炉安審・燃安審地震・津波部会の審議

原子力規制庁は、炉安審及び燃安審第 5 回地震・津波部会（令和 7 年 6 月 20 日）において、第 65 回から第 71 回技術情報検討会で取り上げた知見 5 件を報告した。具体的には、「震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルの妥当性確認—2018 年から 2022 年の観測記録の追加—」、「屈曲部を有する横ずれ断層地震による津波について」、「日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和 6 年 8 月版）について」、「令和 6 年能登半島地震に関する現地調査報告」、及び「2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の知見の収集結果」の 5 件である。

（４） 法令報告制度の見直し

法令報告の改善については、令和 6 年度第 49 回原子力規制委員会（令和 6 年 12 月 11 日）において、法令報告の改善に関する検討状況について報告を受けるとともに、今後の検討の進め方を了承した。その後、令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）において、公開会合における事業者との議論を踏まえた検討状況について、原子力規制庁から報告を受けるとともに、法令報告の改善の方向性を了承した。

第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

第1節 核セキュリティ対策の推進

1. 核セキュリティ対策の推進

(1) 核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施

① 核物質防護規定の厳正な審査

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の防護に関し必要な事項を定める核物質防護規定の審査を行っている。令和7年度には、令和7年度第30回原子力規制委員会臨時会議（令和7年9月10日）で改正が決定された核物質防護措置に係る審査基準（以下本節において「審査基準」という。）及び核物質防護規定の記載要領（以下本節において「記載要領」という。）に対応するための変更52件を含む114件の核物質防護規定の変更を認可した（審査基準及び記載要領の改正の経緯については後述）。

② 核物質防護に係る原子力規制検査の厳正な実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、核物質防護に係る原子力規制検査を行っている。原子力規制検査では、日常検査（原子力規制事務所に駐在する検査官が主に実施）とチーム検査（原子力規制庁の専門性を持つ検査官が主に実施）による基本検査等により事業者の活動を監視しており、令和6年度第4四半期～令和7年度第3四半期においては、10件の指摘事項を確認した。また、令和7年6月12日及び10月7日に、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所において確認した核物質防護秘密の不適切な取扱いについては、令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）において追加検査の実施等を東京電力に通知した（詳細は第2章第1節を参照）。

令和5年12月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所については、日常検査において重点項目（荒天時の監視、PPCAP⁴⁴及び核物質防護モニタリング室の取組）を設定し、事業者の取組状況を監視してきたが、それぞれの改善活動が日常的な核物質防護活動に浸透していることが確認できたことから、令和7年度第10回原子力規制委員会臨時会議（令和7年5月21日）において、通常の基本検査項目を通じてこれらの取組を確認することを了承した。

③ 核物質防護訓練の充実に向けた取組

原子力規制委員会は、令和7年度の原子力規制検査並びに事業者が行っている核物質防護事案を模擬した図上訓練及び実動訓練への参加を通して、核物質防護事案発生時に事業者が行う情報収集、事態の判断、情報共有等の初動対応に関する練度向上及び今後の課題抽出についての取組状況を確認した。

また、ERCを活用した実動訓練にはセーフティの対応要員も参加し、原子力

⁴⁴ 核物質防護に係る改善措置活動（Physical Protection Corrective Action Program）

規制庁内における原子力安全に関する対応との連携を確認した。

④ 特定核燃料物質輸送時の核セキュリティ対策

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、原子力事業者に対して特定核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関して、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印をするなどの防護措置を要求するとともに、運搬が開始される前に、発送人や受取人等の関係者間で運搬について責任を有する者を明らかにする等の取決めを締結した上で、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。令和 7 年度には、当該取決めの締結に係る確認を 45 件行ったほか、関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

⑤ 核物質防護に係る制度の改善の検討

原子力規制委員会は、核物質防護に係る制度の改善について検討するため、原子力事業者及び原子力エネルギー協議会（ATENA）との意見交換会合等を令和 6 年度に引き続き実施し、核物質防護に関する取組をより効果的かつ効率的なものとするための具体的な改善の方向性について検討を行った。

上記の意見交換会合等での議論及び令和 6 年度第 12 回原子力規制委員会臨時会議（令和 6 年 5 月 29 日）において了承した核物質防護に係る要求水準の特定の在り方に係る対応方針を踏まえ、令和 7 年度第 18 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 7 月 8 日）において、特定重大事故等対処施設内での 2 人ルールの運用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化などについての審査基準及び記載要領の改正案並びに事業者に対する意見聴取の実施を了承した。令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）において、事業者からの意見に対する考え方について了承するとともに、審査基準及び記載要領の一部改正について決定した。

また、原子力規制委員会は、令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 4 日）及び令和 7 年度第 62 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 3 月 3 日）において、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告を受けるとともに、関連する原子力規制委員会規則の改正等の今後の進め方を了承した。これらを踏まえ、令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 18 日）において、原子炉等規制法に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直し、小型無人機を検知するための設備の設置を義務付けるための「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案」を了承し、意見公募を実施することを了承した。

(2) 特定放射性同位元素の防護に係る規制の厳正かつ適切な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に基づき、特定放射性同位元素を取り扱う事業所に対して、悪意ある者から特定放射性同位元素の盗取を防止するために必要な措置を義務付けており、事業所への立入検査によりその措置の実施状況について確認を行っている。また、特定放射性同位元素防護管理者を育成するため、令和8年2月に原子力規制庁において、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを実施したほか、特定放射性同位元素防護管理者の資質向上のため、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関である原子力安全技術センターにおいて、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を2回開催した。

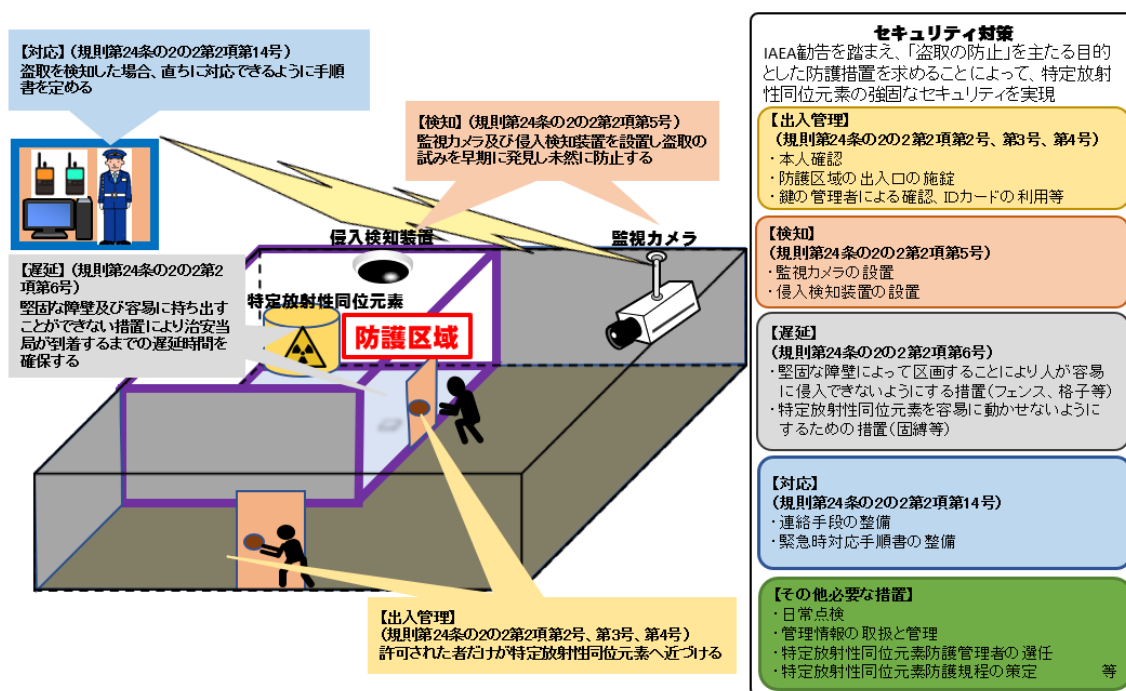


図 3-1 特定放射性同位元素に対する防護措置

2. 核セキュリティ上の課題への対応

(1) 原子力事業者との対話

原子力規制委員会は、事業者における核セキュリティ文化の醸成に係る取組その他の核物質防護に係る諸課題について、事業者の経営層や核物質防護管理者との対話、インタビュー等を実施した。

(2) サイバーセキュリティ対策の強化

原子力規制委員会は、サイバーセキュリティ対策の強化のため、審査基準の一

部を改正（令和 4 年 3 月 30 日決定。令和 5 年 10 月 1 日施行）し、令和 7 年度は、当該改正を踏まえて事業者から提出された核物質防護規定変更認可申請の審査を進めるとともに、当該改正を踏まえた事業者の防護措置（情報システムセキュリティ対策、核物質防護訓練等）の実施状況を原子力規制検査で確認した。

（３） IPPAS ミッションの結果への対応

原子力規制委員会は、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日までの間、IAEA の国際核物質防護諮問サービス（以下「IPPAS⁴⁵」という。）ミッションを受け入れた。その後、IPPAS ミッション報告書の勧告や助言を踏まえた対応状況について、令和 6 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 1 月 22 日）及び令和 6 年度第 58 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 1 月 29 日）において報告を受けた。令和 7 年度においては、これらの報告における対応の方向性を踏まえ、各勧告・助言の優先度及び重要度を加味し、必要な検討を行った。

（４） 建替原子炉の設計に係る核セキュリティの考慮

原子力規制委員会は、令和 6 年度第 36 回原子力規制委員会（令和 6 年 10 月 9 日）において、事業者と実務的に意見交換する場として意見交換会を設置することを了承した。令和 7 年度に、建替原子炉の設計に係る核セキュリティの考慮について事業者等との意見交換を 3 回実施した。なお、令和 8 年度第 2 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 4 月 1 日）においてその報告を受けた。

3. 国際会議への参加

原子力規制委員会は、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する観点から、国際会議等の場で得られた核セキュリティに関連する最新知見等を、関係法令等に適時に反映することとしている。

原子力規制委員会は、IAEA の核セキュリティガイダンス委員会（NSGC）会合（令和 7 年 7 月 17 日から 19 日まで及び 12 月 1 日から 4 日まで開催）において、核セキュリティ・シリーズ文書の改訂に関する議論及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての審議に貢献した。同会合の結果は、令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）及び令和 7 年度第 53 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 1 月 27 日）で報告を受けた。

また、日米二国間による核セキュリティ作業グループ（NSWG⁴⁶）の枠組みを通して、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）の有効な実施に向けて、引き続き日米二国間での技術

⁴⁵ International Physical Protection Advisory Service

⁴⁶ Nuclear Security Working Group

情報交換を行った。そのほか、サイバーセキュリティ、核物質防護訓練等の核セキュリティ課題について、英国を加えた日米英の3か国間での技術情報交換を行った。

第2節 保障措置の着実な実施

1. 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法（昭和30年法律第186号）において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府とIAEAとの間の協定（以下「日・IAEA保障措置協定」という。）及びその追加議定書を締結している。また、原子力の平和的利用に関する協力のために14の国及び1の機関と二国間原子力協力協定を締結している。これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和的利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEAを始めとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

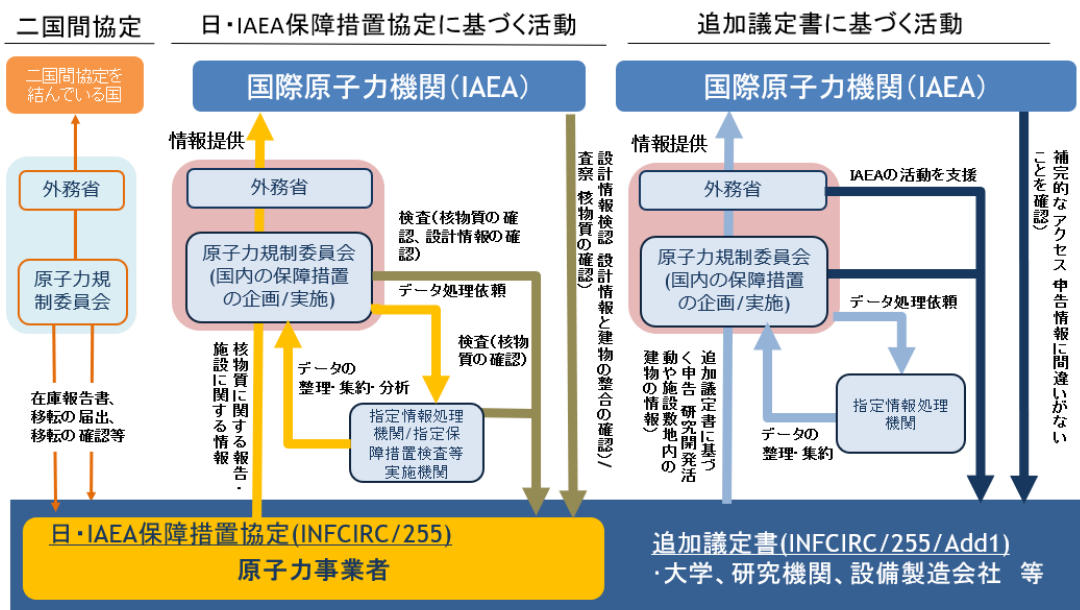


図 3-2 保障措置実施体制

(1) 日・IAEA 保障措置協定の履行

① 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日・IAEA 保障措置協定では、我が国が保有する全ての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、原子炉等規制法において安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資としての使用の許可又は承認の対象としている。令和 7 年度における国際規制物資使用許可又は承認は 38 件、変更の届出は 318 件であった。また、国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（以下「国際規制物資使用者等」という。）に対し、計量管理規定を定めることを義務付けている。令和 7 年度における計量管理規定の認可又は承認は 39 件、変更認可又は変更承認は 154 件であった。

② 計量管理報告、施設の設計情報等の提供及び追加議定書に基づく申告

保障措置の実施において、核物質の計量は基本的かつ重要な手段であり、国際規制物資使用者等は、原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。令和 7 年度の計量管理報告の対象は 2,177 事業者であり、各報告件数は表 3-1 のとおりである。

原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関である核物質管理センター⁴⁷による処理を経て計量管理報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。原子力規制委員会は、上記のほか、日・IAEA 保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 3-1 令和 7 年度の計量管理報告の件数
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	1,224 件
物質収支報告	400 件
実在庫明細表	4,907 件
核燃料物質管理報告書	3,749 件

③ 検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動のうち査察は、原子力規制委員会

⁴⁷ 核物質管理センターは、昭和 52 年から原子炉等規制法第 61 条の 10 に基づく指定情報処理機関に、平成 11 年から同法第 61 条の 23 の 2 に基づく指定保障措置検査等実施機関にそれぞれ指定されている。

による連絡・調整を経て、国の職員や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下、我が国の保障措置検査等と同時に実施されている。保障措置検査の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行っている。施設に関する設計情報の IAEA による検認は、原子力規制委員会の職員の立会いの下、原子力規制委員会の職員が行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく IAEA の補完的なアクセスへの立会いは、原子力規制委員会及び外務省の職員が実施している。保障措置に関する活動の様子は図 3-3 のとおりである。令和 7 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 令和 7 年度に国の職員等が実施した保障措置検査等の実績
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	143 人日	1835 人日	
設計情報検認	133 人日		
補完的なアクセス	38 人日		17 人日



図 3-3 保障措置に関する活動の様子等

④ 保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催してきた。令和 7 年度においても、特定の施設群に特化した施設タイプ別作業部会（12 回開催）を通じて保障措置上の問題の検討・調整を図った。

令和 5 年 1 月 28 日に日本原燃六ヶ所再処理施設で発生した査察機器監視対象区域における全消灯発生事象等を踏まえた 3S のインターフェースにおける取組の強化については、第 3 章第 3 節に記載している。

⑤ IAEA による保障措置結論

原子力規制委員会は、令和 7 年度第 11 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 28 日）で我が国における令和 6 年の保障措置活動の実施結果について原子力規制庁から報告を受け、IAEA による我が国の保障措置活動についての評価に資するよう、その結果を IAEA に情報提供した。IAEA は、保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られた全ての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、令和 6 年の保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的な原子力活動から転用されている兆候が認められず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も認められないことから、全ての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論（拡大結論）が、令和 6 年についても導出された。これにより平成 15 年の実施結果以降、20 年以上連続して我が国に対して拡大結論が導出されたことになる。

（2） 二国間原子力協力協定に基づく国際規制物資関連手続の履行

我が国は、14 の国及び 1 の機関との間で二国間原子力協力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果、生産された核燃料物質等について、互いに平和の目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続を行うことを約束している。令和 7 年度に原子力規制委員会は、締結している二国間原子力協力協定に基づき、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る通告の確認を 37 件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る通告を 3 件処理するとともに、指定情報処理機関である核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を報告するなどの対応を行った。

（3） 再処理施設等の審査の進捗に応じた保障措置の検討

六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設におけるしゅん工等の動向を踏まえ、今後の保障措置活動の増大に対応するため、保障措置体制の拡充に取り組む必要がある。このため、令和 7 年 7 月 1 日に保障措置室長を参事官（保障措置担当）にし、室を部門に改組することで、体制の充実を図った。また、保障措置に関する現状と課題について、原子力規制庁から令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）に報告がなされ、課題への対応に当たって検討が必要な項目として、以下の 4 項目が示された。

- ① 保障措置に対応する査察官等の人材確保及び育成
- ② 六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設の本格操業を見据えた、国内保障措置制度の実施体制の強化（指定機関制度のあり方の検討を含む）
- ③ 保障措置の試料分析に必要な設備や機器の適切な維持管理のあり方

- ④ 事業者における保障措置対応のあり方（保障措置上のトラブル対応、対応の品質向上、コスト負担等も含む）

これらの項目について検討を進めるため、令和7年度第33回原子力規制委員会（令和7年9月24日）において、国内保障措置制度のあり方検討会の設置を了承し、第1回（令和7年10月6日）、第2回（令和7年11月11日）及び第3回（令和8年2月19日）会合を開催し、検討を進めた。なお、令和8年度第1回原子力規制委員会（令和8年4月1日）において、本検討会における検討状況の中間報告を受けた。

2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の1～3号炉以外にある全ての核物質については、IAEAによる通常の現場検認活動が行われている。1～3号炉については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニタによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみ適用される特別な追加的検認活動を導入し、1～3号炉においても未申告の核物質の移動がないことをIAEAが確認できる仕組みが構築されている。令和7年度は、原子力規制庁職員の立会いの下、補完的なアクセスとして1～3号炉への特別な追加的検認活動を6回実施した。また、2号炉からの試験的な燃料デブリの取り出しに向けて、適切な検認手法及び計量管理が適用されるよう、IAEA及び国内関係機関との緊密な連携を図り、IAEAの保障措置活動に適切に対応した。福島タスクフォース会合⁴⁸については、令和8年2月に開催し、同発電所のサイト内に建設予定の燃料デブリの保管設備に係る計量管理及び保障措置手法に関する協議を行うとともに、保障措置の実施に必要な同発電所のサイト内の活動についての情報共有を行った。

3. 日本原燃六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設のしゅん工に向けた取組

日本原燃の六ヶ所再処理施設やMOX燃料加工施設のしゅん工予定等の動向を見据え、保障措置上の課題への対応について検討を進めるとともに、IAEAや事業者と綿密に連絡を取りながら、必要となる保障措置機器の開発や据付・導入等の計画的な遂行及び関連する設備や機器の適切な更新を図っている。

六ヶ所再処理施設については、核物質の計量精度の向上に係る評価、しゅん工に向けた課題の検討、IAEAにおける近実時間計量（NRTA⁴⁹）解析手法の開発への支援等を核物質管理センター及び事業者とともに実施した。一部の物質収

⁴⁸ 東京電力福島第一原子力発電所の保障措置に関して、我が国がIAEA部長級と協議するための会合。平成24年3月に設置。

⁴⁹ Near Real Time material Accountancy

支区域において、帳簿上の在庫量と実在庫量の差（MUF⁵⁰）が増加する傾向にあることについて、その原因調査を、IAEA、核物質管理センター及び事業者とともに実施した。

また、MOX 燃料加工施設については、機器の開発や据付・導入等に関する協議を IAEA、米国（ロスアラモス国立研究所）、原子力機構等と行った。令和 7 年 5 月から 7 月にかけては米国から測定機器の輸送及び MOX 燃料加工施設への搬入を完了したほか、同施設で実施する保障措置のために必要な機器の性能確認試験も原子力機構において完了した。さらに MOX 燃料加工施設の工事の進捗を踏まえ IAEA とも保障措置機器の輸送について協議を進め、令和 8 年 3 月から段階的に IAEA の保障措置機器の MOX 燃料加工施設への輸送を開始している。

さらに、六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設の設工認審査の状況については、審査会合、事業者のヒアリング等によって得られた情報を取りまとめ、IAEA に対して定期的に進捗の共有を図る取組を行っている。

加えて、六ヶ所保障措置分析所（OSL⁵¹）の適切な運営に資するため、OSL 設備の更新等を適切に実施するほか、万が一 OSL が短期・長期にわたり使用できない場合においても国際約束に基づく保障措置活動が継続的に実施可能な対応手順（OSL バックアッププラン）について最終的な確認試験を踏まえ、六ヶ所再処理施設における実在庫検認時及び稼働中の対応の検討を行っている。

4. 保障措置に関する国際貢献

（1）我が国の保障措置活動に係る情報発信

アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN⁵²）の年次会合（令和 7 年 11 月）、原子力協定の運用に関する当局間会合（令和 7 年 10 月）及び MSSP⁵³ コーディネータ会合（令和 8 年 2 月）において、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。

（2）IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

IAEA の主要加盟国は、IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援を行っている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画（JASPAS⁵⁴）」等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行す

⁵⁰ Material unaccounted for

⁵¹ Onsite Laboratory

⁵² Asia Pacific Safeguards Network

⁵³ Member State Support Programme

⁵⁴ Japan Support Programme for Agency Safeguards

る IAEA ネットワーク分析所への参画、ほかの加盟国における保障措置制度構築への技術的援助、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は同支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行っており、32 件の案件が進行中である。その他、原子力機構及び IAEA が共同開催した国の計量管理に関するトレーニングコース及び保障措置導入国に対する IAEA の支援プログラムにおいて、我が国の知見の提供を行った。

5. 原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として、その業務を適確に遂行することが義務づけられている。原子力規制委員会は、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、同センターの保障措置業務実施体制の強化を促すとともに、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的（概ね 2 年ごと）に実施し、原子炉等規制法の関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認している。

第3節 3Sの適切な取組と継続的な改善

原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Nuclear Security）及び保障措置（Safeguards）（以下「3S」という。）は、それぞれの対策が相互に影響を与えていることから、原子力規制庁は、3S の調和をより高いレベルで実現することを目指し「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務（原子力規制部、放射線防護グループ）」を令和 5 年 4 月に制定し、これに基づき許認可申請がなされた場合及び検査等を行う際の実務を実施している。令和 7 年度においては、相互の影響等を可能な限り排除するため、審査等に関しては、原子力安全、核セキュリティ又は保障措置に係る許認可申請がなされた場合、担当部署は、ほかの S の措置に対する影響概要（申請者による確認結果）について、原子力規制庁内業務ツールを通じて関係部署へ情報共有する取組を行った。

日本原燃再処理施設等の許認可に係る審査では、面談に原子力規制庁内の 3S 担当部署が同席した上で日本原燃における 3S 連携の基本的な考え方について確認した。同社の保安規定、核物質防護規定及び計量管理規定においては、3S 連携強化のための相互の関連が明記された。加えて、令和 7 年度においては、3S 連携を含む核セキュリティや保障措置の統括機能をより強化するための組織改正に係る核物質防護規定及び計量管理規定の変更を認可した。査察機器監視対象区域における全消灯事象に係る再発防止対策の実施状況については、原子

力安全に係ることは原子力規制検査で継続して確認中であり、保障措置に係ることは立入検査で確認している。このうち、立入検査については、令和 7 年 6 月 27 日に日本原燃再処理事業所において、トップマネジメントである社長、事業部長及び工場長並びに現場で保障措置を担当する日本原燃社員への聴取、記録類及び QMS に基づく規定類の確認を行い、再発防止対策が実施されていることを確認した。この立入検査の結果について、令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 10 日）で報告を受けた。

検査等に関しては、原子力規制事務所の原子力運転検査官が、原子力安全に関する原子力規制検査の中でほかの S の措置に関する気付き事項があった場合や、核物質防護対策官又は保障措置の査察官が、ほかの S の措置に関する気付き事項があった場合には、必要に応じて当該措置の担当部署へ情報共有を行った。また、各原子力規制事務所へ核物質防護対策官が配置されたことにより、原子力運転検査官との間で 3S の相互影響に係るコミュニケーションを図り、連携を深めた。加えて、原子力規制事務所の原子力運転検査官が、核物質防護措置に係る是正措置プログラム（CAP⁵⁵）の確認等を含めた現場の確認や巡視を実施し、気付き事項があった場合に担当部署に情報共有を行った。

3S 連携の実務において参考とするため事例集を整備しており、その拡充を目的として、3S の相互影響があった事例や、各 S を担当する職員の気付きにより相互影響を回避できた事例等について幅広く情報を収集した。併せて、事業者がほかの S への影響があると評価した事例（3S 影響評価書）について、四半期毎に開催している原子力規制庁内関係者会合で実務の参考となり得るかどうかのレビューを行った。そのほか、審査官・査察官の資格継続に係るセミナーにおいて、3S 連携に係る講義や 3S 合同セッションを開催し職員の知識の向上に努めた。また、原子力事業者内における 3S 連携の取組については、事業者自らが 3S 連携を主体的に進めることを過去の面談において要請していた。その取組状況の把握及び意見交換を目的とした面談の令和 8 年度開催に向け、事業者との調整を進めた。

保障措置を担当する部門では、原子力安全や核セキュリティを担当する部門における保障措置への理解醸成を目的として、検査官会議等を通じて保障措置に係る情報共有を行うとともに、原子力規制事務所に査察スケジュールを共有し、原子力運転検査官が実際に IAEA との査察の現場に参画する機会を提供した。また、日本原燃の MOX⁵⁶燃料加工施設に設置する予定の保障措置機器の仕様及び設置場所の情報を IAEA から入手し、原子力安全及び保障措置の相互に悪影響が及ばないよう当該情報を同社に伝えるなど、3S の連携に係る個別の懸念事項に対応した。さらに、同社の再処理事業所及び濃縮・埋設事業所の計量管

⁵⁵ Corrective Action Program

⁵⁶ Mixed Oxide

理規定の変更認可申請に係る審査における面談に、原子力安全や核セキュリティを担当する部門も同席し、原子力の安全の品質マネジメントシステム計画を用いて、3S インターフェースの相互連携の取組を計画的に実施及び評価する継続的な改善を図ることに関する規定の追加についての確認を行うなど、3S 連携の下での審査を行った。

核セキュリティを担当する部門では、情報システムセキュリティ対策に係る審査基準の改正（令和4年3月30日決定）を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請に対して原子力安全を担当する部門と連携し審査を行った。また、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与の在り方に係る意見交換」に参画するとともに、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練を通じて原子力安全との連携や情報連絡等について検討を進めた。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全 確保と事故原因の究明

第1節 廃炉に向けた取組の監視

1. 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために「措置を講ずべき事項」を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）について、留意事項を示した上で平成25年8月14日に認可し、当該実施計画によって施設の保安のための措置が講じられている。

令和7年度は、ゼオライト土嚢等処理設備の設置等の計14件の実施計画の変更を認可した。

使用前検査及び溶接検査を終了したと認めた件数は、それぞれ16件、10件であった。さらに、施設定期検査により特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置いて東京電力の取組を監視し、また現地に駐在する原子力運転検査官による保安検査等により東京電力の保安活動について確認を行った。また、特定核燃料物質に係る防護措置に関しては核物質防護検査を行った。令和6年度第4四半期～令和7年度第3四半期において、保安検査及び核物質防護検査で検査指摘事項等は確認されなかった。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善に向けた検討

原子力規制委員会は、実施計画に係る審査及び検査の見直しについて、令和7年度第38回原子力規制委員会（令和7年10月29日）において今後の見直しの全体像を了承した。その後、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（以下「1F技術会合」という。）及び特定原子力施設監視・評価検討会（以下「1F検討会」という。）において事業者及び外部有識者と議論を行った。

これら検討を踏まえ、令和7年度第47回原子力規制委員会（令和7年12月10日）及び令和7年度第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）での議論を経て、これまで10年程度積み上げてきた審査の事務手続きや審査内容など審査に係る実績や知見を集約し、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となる審査実務要領を作成したことに加え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の改正等により、溶接検査を使用前検査と統合することや、施設定期検査で確認していた施設の性能については保安検査において確認することとするなど、検査の枠組みを整理し、リスクに応じてより柔軟な検査が可能となる制度へと改善した。こうした審査及び検査制度の改善は令和8年度から運用を開始する予定である。

2. 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減マップの改定及び取組の監視

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に関する目標を示すことを目的として、平成26年度第57回原子力規制委員会（平成27年2月18日）において「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、これに基づき、廃炉作業の進捗等を確認するとともに、継続的にリスクマップの見直しを行っている。

令和5年度第59回原子力規制委員会（令和6年1月17日）で、今後のリスクマップの改定方針として、事故後10年以上が経過したことにより、短期的に対応すべきリスクが減少し、中長期的に取り組むべき課題が顕在化してきた現状を踏まえ、今後は10年間を一つの区切りとし、2033年度の実現すべき姿（以下「実現すべき姿」という。）を具体的に示した上で、実現すべき姿に向けて達成すべき目標については、東京電力の主体的な取組を促すことを目的として東京電力の意見を聴取した上で設定することとした。

令和7年度において、原子力規制委員会は、令和7年度第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日）にて、下記の（1）に示すリスク低減に係る活動の進捗とそれに対する原子力規制庁の評価について報告を受け、現行のリスクマップにおける「短期的な目標」などには大きな不確実性が内在しているものもあると認識しているものの、現状、その状況を正確に把握しリスクマップに反映できる状況にはないため、進捗やインベントリの変化に係る時点修正のみ行うことを了承した。今後、1F検討会等において、リスクマップ全体の改定の方向性やそこに記載すべき内容等について東京電力と議論を行い、リスクマップの改定を行う予定である。

（1） 中期的リスクの低減目標マップにおける取組の進捗状況及び原子力規制庁の評価

本リスクマップに示す目標の進捗状況について、原子力規制庁は東京電力より、第119回1F検討会（令和7年12月15日）及び第120回1F検討会（令和8年2月16日）において、リスクマップ上に示す時期を定めて達成すべき「短期的な目標」のうち、2025年度を達成時期としている7件について、4件が順調に進捗しており、3件（以下の①、③、⑥）については目標時期を見直すと報告を受けた。また、次年度以降を達成時期としている「短期的な目標」のうち4件（以下の②、④、⑤、⑦）についての目標時期を見直す必要がある旨報告を受けた。

○目標時期を見直すもの

【水処理廃棄物等】

- ①プロセス主建屋等ゼオライト等の回収着手（2025年度⇒2027年度）
- ②スラリーの脱水処理開始（2028年度⇒2030年度）

【瓦礫類等】

- ③表面線量率による瓦礫類放射能濃度管理手法の構築（BG相当・低線量）（2025年度⇒2028年度）
- ④溶融設備設置（2029～2031年度⇒2032～2034年度）

【核種分析】

- ⑤分析第二棟設置（2026年度⇒2028年度）

【廃炉作業を進める上で重要なもの】

- ⑥1/2号炉の高線量SGTS配管等の撤去・周辺の汚染状況調査（2025年度⇒2029年度）
- ⑦分析第二棟設置（2026年度⇒2028年度）

これに対し、原子力規制庁からは、

- ・上記の②と④を除く5つについては、2025年度又は2026年度を達成目標としていたものであるが、達成時期が近づく中、設計や工程などの検討が具体化する中で追加的な検討等の必要性が生じたことにより延期するものであり、現時点で「実現すべき姿」への影響は限定的であることから時点修正を行うことは妥当である。
- ・一方、②及び④に関する目標については、高線量の水処理二次廃棄物を取扱うことや低汚染の金属瓦礫を溶融処理し減容を図るという前例のない技術的な難しさを含むものであり、これまでも達成時期が繰り返し見直されてきたことから、大きな不確実性を含むものと認識しており更なる遅延等も考えられるが、現状、それを見通せる状況ではないため、当面の対応として、今回、東京電力より説明のあった目標時期にて改定をしておくべきである。との評価結果の報告を受けた。

（2）東京電力及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討

令和6年度第20回原子力規制委員会（令和6年7月17日）において、東京電力及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）から、東京電力福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る検討の状況について説明を受け、意見交換を行った。これを踏まえ、令和

6年度第47回原子力規制委員会（令和6年12月4日）にて、今後、東京電力及びNDFと1F技術会合にて意見交換を行い、規制の考え方を整理することを了承した。

その後、第24回1F技術会合（令和7年2月4日）、第25回1F技術会合（令和7年3月5日）及び第27回1F技術会合（令和7年8月15日）にて、東京電力福島第一原子力発電所の特性や現状を踏まえた安全確保策に係る考え方、燃料デブリの保管・取扱い設備の評価事例をつかったケーススタディ、3号炉からの大規模な燃料デブリ取り出しまでの準備工程の検討状況等について意見交換を行い、東京電力福島第一原子力発電所に対する規制についての共通理解を得た。その内容について、令和7年度第27回原子力規制委員会（令和7年8月27日）にて報告を受けた。この中で、東京電力から3号炉からの大規模な燃料デブリ取り出しまでの準備工程に12～15年程度かかる見込みが示され、またこの工程の精査について今後1、2年の期間が必要である旨の報告を受けたことから、東京電力の取組の進捗に応じて原子力規制委員会として更に検討を進めていくことにした。

第2節 事故の分析

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析

（1）継続的な事故分析

事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から調査・分析を進めている。

原子力規制委員会は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料採取が可能となってきたこと等を踏まえ、令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）において、追加的な調査・分析の実施方針及び体制について決定した。これを受けて、外部専門家も参加する「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」（以下「事故分析検討会」という。）で、現地調査の結果や東京電力福島第一原子力発電所事故時の記録等を用いた調査・分析を行っている。

令和7年度は、令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）において了承した「今後の事故の調査・分析の進め方」に基づき、東京電力による事故調査・分析の進捗状況を確認し、東京電力等と必要に応じて連携を図りながら計12回の現地調査を実施するとともに、事故分析検討会を4回開催し、1号炉非常用復水器（以下「IC」という。）に関する分析、1号炉原子炉格納容器ペデスタルで確認されたコンクリート損傷に係る調査等について検討を行った。

1号炉ICについては、事故時の事実関係について、福島原子力事故調査報告書等から事故時の挙動、操作履歴、系統構成、原子炉圧力の推移を整理した上で、津波襲来後にA系ICタンクの保有水が20トン減少していたことに着目し、調

査を行った。その結果、A系ICタンクの保有水が減少した時期について、事故発生から平成23年3月23日までの期間は原子炉への注水がほとんどできていなかったと考えられており、炉心では水蒸気が不足していた可能性が高く、この期間にこの保有水の減少が起きたとは考えにくいことを明らかにした。また、同日から始まった給水系統を経由した原子炉への注水により原子炉内に水蒸気が発生し始めた可能性が高いことから、同日以降に保有水が減少した可能性が高いことを明らかにした。また、当該タンクの保有水が減少したメカニズムについて、同日以降の原子炉への注水による水蒸気の発生により原子炉圧力容器及び格納容器の圧力が上昇し、A系IC配管へ一部の水蒸気が流入することにより、ICの除熱機能が一時的に回復したことで当該タンク保有水が減少した可能性があることが示された。

ペDESTAL壁内側下部で見られたコンクリート損傷については、1号炉ペDESTALコンクリートの模擬供試体から採取したセメント試料について分析を行った。その結果、試料を一定速度で加熱昇温した条件では、セメント組織構造の大きな変化は見られなかったものの、高温状態から除熱降温し常温になる条件においては、試料中にケイ酸二カルシウムが生成されるとともにその結晶構造がβ型からγ型に構造相転移し、粉末化(Dusting現象)が生じることが示唆された。そのため、実際のペDESTALコンクリート中のセメントにおいてもDusting現象が生じたことが推定された。

上記をはじめとする調査・分析の成果を「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2025年版)」として第52回事故分析検討会(令和7年9月4日)にて取りまとめた。

また、原子力規制委員会は、令和7年度第54回原子力規制委員会(令和8年1月28日)にて、事故調査・分析の今後の取組方針について了承した。まず、4つの主要課題(放射性物質の放出経路、水素爆発のメカニズム、機器設計に係る事項、原子炉格納容器内部調査の結果を踏まえた事項)については、分析などに一定の目処が得られているものは、具体的な調査・分析の計画に沿って行い、短期的(2~3年程度を目途)に成果を取りまとめることとした。その後については、短期的な取組において解明できないもの(物理・化学などの基礎的分野における検証等)や廃炉作業の進捗(例えば原子炉格納容器内部調査)に伴って得られる情報等から調査が必要と判断した事項について、その時点における最新の知見、廃炉の進捗状況、現場へのアクセス性等を考慮して取組方針を検討し、具体的にどのような事故調査を実施するか判断することとした。

事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、資源エネルギー庁、NDF、東京電力及び原子力規制庁が参画する「東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を定期的に開催しており、令和7年度は令和7年4月16日及び令和8年2月20日に開催し、燃料デブリの試験的取り出しの分

析データや原子炉建屋を含めた東京電力福島第一原子力発電所構内で採取した試料の分析データ等の情報共有について必要な調整を行った。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見の規制への反映に係る検討

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制への反映に係る検討を実施している。

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見のうち、今後検討するとしていたベント機能、減圧機能及び隔離機能に係る知見について、これまでの審査実績の蓄積を踏まえ、再検討した結果と今後の対応案について、第71回技術情報検討会(令和7年3月27日)において検討を行った。その後、令和7年度第4回原子力規制委員会(令和7年4月16日)において、検討結果の報告を受け、新たな規制要求を追加する必要はないものの、引き続き個別の審査・検査において適切に確認していくこと、また、事業者に対しては安全性向上のために必要な対応を継続して行うことを求めるとする規制上の取扱いの考え方を了承した。

2. 事故の分析に係る情報発信等の取組

原子力規制委員会は、国内外に対し事故分析に係る情報発信を行っている。

令和7年度は、令和6年度の調査において解明された事項及び東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に係る最近のトピックについて、OECD/NEA/FACEプロジェクト第6回及び第7回会合、日本原子力学会2025年秋の大会、米国原子力学会2025年冬の大会、米国との意見交換(Forensics Meeting)といった会議等を通じて国内外に5回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。

第3節 福島県を中心とする環境放射線モニタリングの実施

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

(1) 福島県を中心とする陸域及び海域のモニタリング

福島県及びその近隣県に平成23年から平成25年にかけて設置された可搬型モニタリングポスト約700台及びリアルタイム線量測定システム約3,000台により空間放射線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表している。

令和7年9月2日には、福島県及びその近隣県における走行サーベイによる空間放射線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量、それらの結果をまとめた統合マップ等の令和6年度の調査結果を原子力規制委員会ホームページ

ージで公表した。また、福島県及びその近隣県において航空機モニタリングを実施し、令和 8 年 3 月 4 日に、それらの地域における空間放射線量率の分布マップを原子力規制委員会ホームページで公表した。

「総合モニタリング計画」に基づき、関係機関が連携して海域モニタリングを実施している。原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行い、人や環境に影響を及ぼすレベルではないことを確認するとともに、モニタリングの結果を原子力規制委員会ホームページで公表した。

この他、安定した測定を維持するため、老朽化が著しいモニタリングポストの修繕等を計画的に実施しており、令和 7 年度は約 250 件の修繕や交換を行った。

(2) 国内外への情報発信

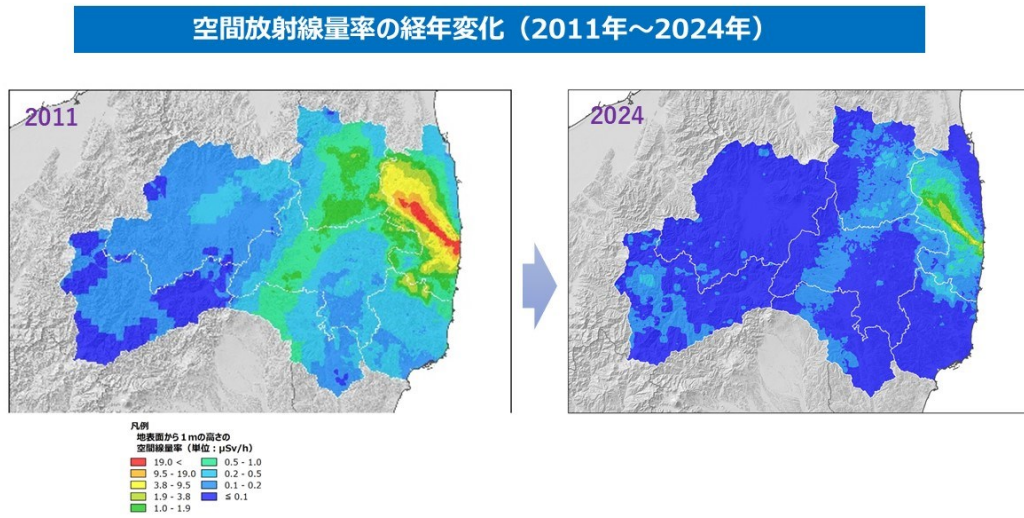
令和 7 年度第 28 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 3 日）において、原子力規制庁から、福島県内に設置されているモニタリングポストや航空機等により測定した福島県全域の東京電力福島第一原子力発電所事故以降の空間放射線量率の経年変化と現状を取りまとめた「福島県における空間放射線量率の状況」の報告を受けた。また、その資料などを用いて、原子力規制庁は令和 7 年 11 月から令和 8 年 2 月までに福島県内の全 59 市町村に直接説明を行った。

国外への情報発信に向けた取組として、平成 26 年から我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、原子力規制委員会は IAEA と協力し、東京電力福島第一原子力発電所近傍の試料採取及びそれを用いた分析機関間比較（分析結果の相互比較）を毎年実施している。また、令和 4 年から東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水に係る海域モニタリングの測定方法及び分析結果の適切さを確認する分析機関間比較も実施している。令和 7 年度については、令和 7 年 9 月 2 日から 12 日にかけて IAEA 及び第三国分析機関の関係者が来日し、試料採取等の状況を確認した。さらに、令和 6 年 9 月に我が国と IAEA との間で IAEA の枠組みの下で追加的モニタリングを実施することで一致したことを受けて、令和 7 年 9 月 9 日及び令和 8 年 2 月 4 日に、同モニタリング参加国の分析機関による採水等が実施された。

福島県を中心とする陸域、海域のモニタリング結果について公表している「東日本大震災以降の環境放射線モニタリング情報サイト（福島関連データベース）」（RAMDAS⁵⁷）を改修し、文字情報で表示していた測定項目をより直感的に理解できるようピクトグラムを用いた視覚的表示へと改めたほか、原子力規制委員会のみならず関係機関のモニタリング結果も集約して一元的に確認できるようにし、さらに IAEA の要請に応じ海域モニタリング結果を自動で送信し最新

⁵⁷ Environmental Radiation Monitoring Data Search Site about the Great East Japan Earthquake

の結果を提供できるようにし、その運用を令和8年3月10日より開始した。



出典：原子力規制委員会「福島県における空間放射線量率の状況(令和7年9月3日 第28回原子力規制委員会資料)」を元に作成

図 4-1 福島県の空間放射線量率の経年変化（2011年～2024年）

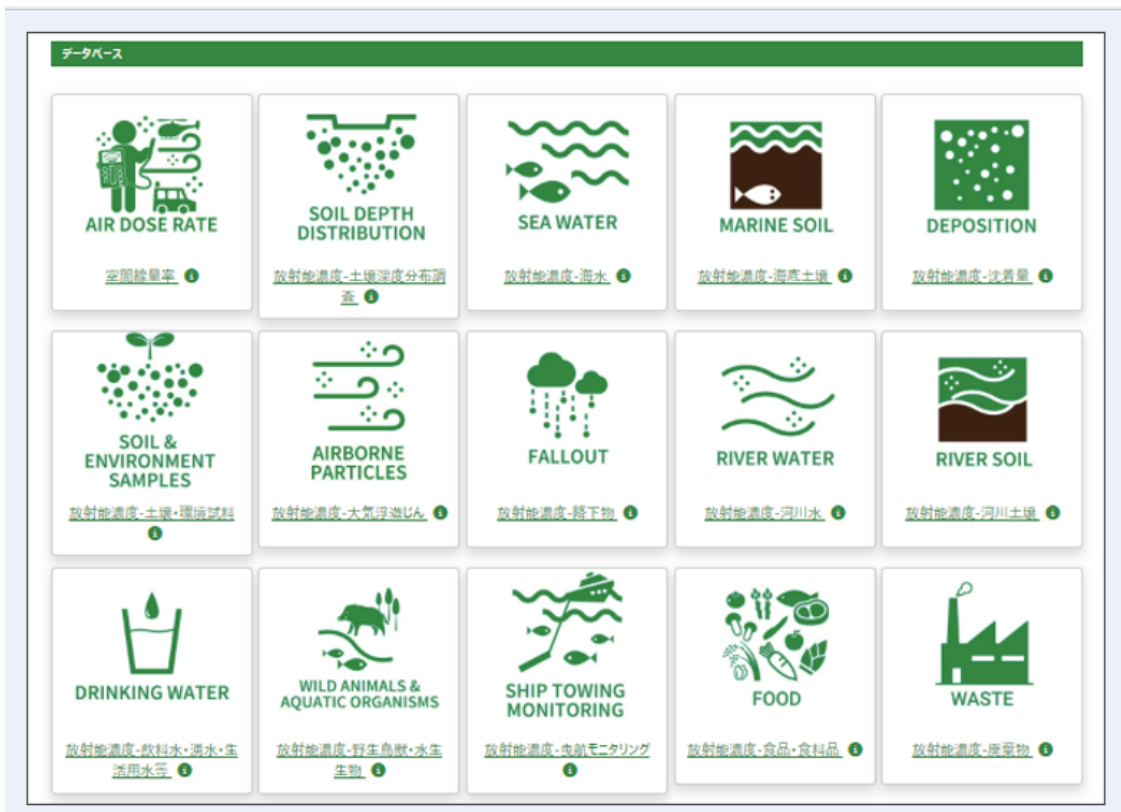


図 4-2 ピクトグラムを用いた視覚的表示（RAMDAS）

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

第1節 放射線防護対策の推進

1. 放射線審議会の調査審議

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

放射線審議会は、総会を4回、航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会（以下「航空機部会」という。）を3回開催し、調査及び審議を行った。

自然起源放射性物質については、平成15年に放射線審議会が策定した報告書「自然放射性物質の規制免除について」の改訂に向け、令和2年より検討を重ね、放射線審議会第168回総会（令和7年9月29日）において「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」を取りまとめた。また、報告書の周知活動等の取組を報告するとともに、報告書中で今後の検討課題とされた職場環境におけるラドンについて、更なる改訂に向け、我が国及び諸外国の動向等の調査結果を報告した。

航空機乗務員の宇宙放射線被ばくについては、平成18年に放射線審議会が策定した「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」の改訂に向け、第162回総会（令和6年8月）にて航空機部会の設置を決定した。令和6年12月以降に航空機部会を計4回開催し、意見公募も経て、令和8年3月25日の同部会においてガイドラインの改訂案を決定するとともに、改訂に当たっての考え方を報告書「航空機乗務員等の宇宙放射線被ばくの管理についての考え方」として取りまとめた。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した除去土壌の復興再生利用に関する答申のフォローアップとして、環境省から「復興再生利用に係るガイドライン」の策定等の報告を受けた。また、放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向や、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた原子力災害対策の現状を報告した。

第2節 危機管理体制の整備・運用

1. 緊急時対応能力の強化

(1) 緊急時対応

① 九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

令和7年7月26日21時49分に、原子力規制委員会は、九州電力から、玄海原子力発電所周辺上空において、3つの光を確認したことにより、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報（情報収集事態相当）として通報を受けたことから、同日21時57分に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）を設置した。その後、直ちに、事業者から情報を収集し、設備に影響を及ぼす異常がないことを確認するとともに、

関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、7月27日0時30分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

② 青森県東方沖を震源とする地震への対応

令和7年12月8日23時15分に発生した青森県東方沖を震源とする地震により、原子力施設所在市町村である青森県むつ市及び東通村で震度5強、六ヶ所村で震度5弱が観測された。原子力規制委員会は、同日23時22分に情報収集事態に該当すると判断して合同情報連絡室を設置して、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、12月9日9時26分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

③ 鳥根県東部を震源とする地震への対応

令和8年1月6日10時18分に発生した鳥根県東部を震源とする地震により、原子力施設所在市町村である鳥根県松江市で震度5強が観測された。原子力規制委員会は、同日10時25分に情報収集事態に該当すると判断して合同情報連絡室を設置して、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、同日10時56分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

④ トカラ列島近海で発生した地震への対応

令和7年7月3日16時13分にトカラ列島近海で発生した最大震度6弱の地震を受けて、原子力規制委員会は、情報収集連絡体制を強化して、事業者から原子力施設に異常がないことを迅速に確認し、関係省庁等に対して情報共有を行うとともに原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った。

⑤ 北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応

上記②の青森県東方沖を震源とする地震の発生により、令和7年12月9日に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを受け、上記②の対応の際に設置した合同情報連絡室から、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された市町村に所在する原子力施設に係る事業者等に対し、当該情報を踏まえた防災体制の確認等の注意喚起を行うとともに、同市町村に所在す

る原子力規制事務所に対しても注意喚起等を行った。

(2) 防災訓練における機能強化

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和 7 年度は、緊急時対応能力向上のため、四国電力伊方発電所を対象とした令和 7 年度原子力総合防災訓練（令和 7 年 11 月）や原子力事業者防災訓練への参加をはじめ、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2 回）等を実施した。

また、原子力事業者防災訓練では、ERC チームプラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求し、さらに ERC チームのほかの機能班も参加した訓練では、原子力事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順の確認を実施した。原子力施設等所在地域の地方公共団体と地上回線及び衛星回線の通信確認を行うために、緊急時通信訓練（17 回）を実施した。緊急時モニタリングセンターの迅速な立ち上げ及び円滑な運営を行うために、緊急時モニタリングセンターに係る活動訓練（13 回）を実施した。また、核物質防護事案が発生した際に、原子力事業者との円滑な情報共有を構築できるように、核物質防護に係る訓練（40 回）を実施した。

(3) 危機管理対応に関するマニュアルの改善

核物質防護事案を踏まえた「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しを行った。

その他実際に発生した情報収集事態等への対応や訓練等を通じて得られた教訓を活かし、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」の改定（令和 7 年 6 月 2 日）や「原子力規制庁初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～」の改定（令和 7 年 5 月 2 日）等を行った。

また、令和 7 年 2 月に実施した令和 6 年度原子力総合防災訓練で得られた教訓等について内閣府原子力防災担当とも連携して改善点の抽出等を行い、「原子力災害対策マニュアル」（原子力防災会議幹事会）の令和 7 年 10 月 10 日付けの改訂に協力した。

(4) 九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

令和 7 年 7 月 26 日に発生した九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案は、初めての核物質防護事案であったことから、事案の概要及び施

設の安全性について、どのような情報を発信するべきか判断に時間を要し、結果的に発信内容を事後的に訂正したことなどが課題となった。それらの課題及び対応について、令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 9 月 10 日）及び令和 7 年度第 43 回原子力規制委員会臨時会議（令和 7 年 11 月 20 日）で報告を受け、報道対応強化のために広報室員（広報担当）が ERC に参集することや核物質防護事案において情報発信する際には核物質防護担当等に確認を行うこと等について、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しをするなどの改善を行った。

引き続き、関係機関等と調整の上、追加の改善策をとりまとめ、関連マニュアルの改正を計画的に進める。

2. 原子力事業者防災の強化

(1) 原子力事業者防災訓練の実施とその継続的改善

原子力規制委員会は、原災法に基づき原子力事業者が実施する原子力事業者防災訓練について、その結果の報告を受けることとなっている。原子力規制庁は、平成 25 年度から毎年度原子力事業者から報告を受けた訓練結果をとりまとめた上で、原子力規制委員会委員及び原子力事業者の参加を得て、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和 7 年 7 月 17 日に開催した第 17 回原子力事業者防災訓練報告会では、令和 6 年度の原子力事業者防災訓練について、原子力規制庁の評価結果や、能登半島地震の教訓を踏まえた訓練の実施成果、事業者が主体的に運営している訓練経験共有ワーキンググループの活動状況（ノウハウやマルファンクションなどのデータベース化）等について報告があり、良好事例や教訓などが共有された。

実用発電用原子炉施設については、令和 3 年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させるため、広報対応訓練への実記者参加の拡大、美浜原子力緊急事態支援センターの参加・連携、炉心損傷後の原子炉施設を安定状態に導く段階に係る訓練シナリオの採用等の方策を令和 7 年度の訓練実施方針に反映することとした。この方針は令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）で報告を受け、これに基づき令和 7 年度の訓練が実施された（表 5-1～5-3 を参照）。大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和 6 年度に引き続き令和 7 年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練が実施された（同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練の実施事業所については表 5-1～5-3 注釈を参照）。今後、令和 7 年度

の訓練結果から課題の抽出・改善等を行う予定である。

表 5-1 実用発電用原子炉における令和 7 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○実用発電用原子炉における令和7年度原子力事業者防災訓練の実績

No	実施日	事業所
1	令和7年9月2日 ^{※1}	東京電力ホールディングス [㈱] 福島第一、第二原子力発電所
2	令和7年9月16日	九州電力 [㈱] 川内原子力発電所
3	令和7年9月30日	関西電力 [㈱] 大飯発電所
4	令和7年11月4日	中国電力 [㈱] 島根原子力発電所
5	令和7年12月5日	九州電力 [㈱] 玄海原子力発電所
6	令和7年12月12日	北海道電力 [㈱] 泊発電所
7	令和7年12月16日 ^{※2}	日本原子力発電 [㈱] 敦賀発電所
8	令和7年12月23日 ^{※3}	東北電力 [㈱] 女川、東通原子力発電所
9	令和8年1月20日	関西電力 [㈱] 高浜発電所
10	令和7年1月23日	北陸電力 [㈱] 志賀原子力発電所
11	令和8年1月30日 ^{※4}	日本原子力発電 [㈱] 東海第二発電所
12	令和8年2月6日	四国電力 [㈱] 伊方発電所
13	令和8年2月17日	中部電力 [㈱] 浜岡原子力発電所
14	令和8年2月20日	関西電力 [㈱] 美浜発電所
15	令和8年3月13日	東京電力ホールディングス [㈱] 柏崎刈羽原子力発電所

○実用発電用原子炉における令和6年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	指標	
指標1	中期計画	
指標2	情報共有のための情報フロー	
指標3	3-1	事故・プラントの状況
	3-2	進展予測と事故収束対応戦略
	3-3	戦略の進捗状況
指標4	3-4	要員の育成配置
	4-1	プラント情報表示システムの使用
	4-2	情報共有のためのツール等の活用
	4-3	リエゾン ^① の活動
指標5	4-4	COOP ^② の活用
	4-4	ERC ^③ 備付け資料の活用
指標6	確実な通報・連絡の実施	
指標7	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画	
指標8	8-1	シナリオの多様化・難度
	8-2	現場実動訓練の実施
	8-3	現場対応
指標9	9-1	隠微な対応
	9-2	EAL ^④ 判断
	9-3	人身・放射線安全
	9-4	復旧戦略
指標10	10-1	緊急時対応組織の実効性向上に係る年度計画
	10-2	緊急時対応組織の実動訓練
	10-3	より現実的な実働を伴った訓練設定
	10-4	実効性向上に係る支援活動の実施
指標11	広報活動	
指標12	訓練結果の自己評価・分析	

※1 東京電力ホールディングス[㈱] 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の同時発災を想定した訓練
 ※2 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんとの同時発災を想定した訓練
 ※3 東北電力[㈱] 女川原子力発電所及び東通原子力発電所の同時発災を想定した訓練
 ※4 日本原子力発電[㈱] 東海第二発電所及び日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所との同時発災を想定した訓練

表 5-2 核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理施設）における令和 7 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理施設）における令和7年度原子力事業者防災訓練の実績

No	実施日	事業所
1	令和7年11月11日 ^{※1}	日本原燃 [㈱] 再処理事業所
2	令和7年12月2日 ^{※2}	日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
3	令和8年1月30日 ^{※3}	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
4	令和8年2月24日 ^{※4}	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

※1 日本原燃[㈱] 濃縮・埋設事業所（濃縮事業部及び埋設事業部）並びに（公財）核物質管理センター六ヶ所所蔵措置センターとの同時発災を想定した訓練
 ※2 日本核燃料開発[㈱]との同時発災を想定した訓練
 ※3 日本原子力発電（株）東海発電所、東海第二発電所との同時発災を想定した訓練
 ※4 （国）東京大学大学院工学系研究科原子力専攻及び（公財）核物質管理センター東海保障措置センターとの同時発災を想定した訓練

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理施設）における令和7年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No	指標
情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
	2	ERC ^① プラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況 ②進展予測と事故収束対応戦略 ③戦略の進捗状況
	3	情報共有のためのツール等の活用 ①プラント情報表示システムの使用（ERSS等を使用した訓練の実施）、②リエゾン ^② の活動、③COOP ^③ の活用、④ERC ^④ 備付け資料の活用
	4	確実な通報・連絡の実施 ①通報文の正確性、②EAL ^④ 判断根拠の説明、③10条確認会議等の対応、④第25条報告
原子力事業者防災訓練の改善への取組	5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
	6	シナリオの多様化・難度
	7	現場実動訓練の実施
	8	広報活動 ①ERC ^① 広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信
	9	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業者災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動
	10	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策

表 5-3 核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理施設を除く）
における令和 7 年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理を除く）
における令和 7 年度原子力事業者防災訓練の実績

No.	実施日	事業所
1	令和7年12月16日 ^{※1}	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖炉原型炉もんじゅ
2	令和7年10月7日	東芝エネルギーシステムズ㈱ 原子力技術研究所
3	令和7年11月25日	㈱グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
4	令和7年10月14日	(学)近畿大学 原子力研究所
5	令和7年10月28日 ^{※2}	(国)京都大学 複合原子力科学研究所 原子燃料工業㈱ 熊取事業所
6	令和7年10月31日	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
7	令和7年11月11日 ^{※3}	日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業所 (濃縮事業部・埋設事業部) (公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
8	令和6年12月2日 ^{※4}	日本核燃料開発㈱
9	令和7年12月9日 ^{※2}	三菱原子燃料㈱ MHI原子力研究開発㈱
10	令和7年12月19日	原子燃料工業㈱ 東海事業所
11	令和8年1月27日	リサイクル燃料貯蔵㈱
12	令和8年1月30日 ^{※5}	日本原子力発電㈱ 東海発電所
13	令和8年2月24日 ^{※6}	(国)東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (公財)核物質管理センター 東海保障措置センター

※1 日本原子力発電所敦賀発電所との同時発災を想定した訓練

※2 同時発災を想定した訓練

※3 日本原燃(株)再処理事業所との同時発災を想定した訓練

※4 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所との同時発災を想定した訓練

※5 日本原子力発電(株)東海第二発電所及び日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所との同時発災を想定した訓練

※6 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所との同時発災を想定した訓練

○核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研及び JNFL 再処理を除く）
における令和 7 年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No.	指標
情報共有・通報	1	緊急時対策所とERCプラント班との情報共有
	2	確実な通報・連絡の実施 ①10条、15条事象発生通報、②通報文の正確性、 ③EAL半断根拠の説明、④第25条報告
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	3	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
	4	シナリオの多様化・難度
	5	現場実動訓練の実施
	6	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プ レーヤーの参加(他原子力事業者広報担当等を含む)、 ③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部 への情報発信
	7	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対 策支援拠点との連動
	8	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結 果を踏まえた対策

(2) 原子力災害対策に関する関係省庁との連携

原子力規制委員会は、防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び原子力エネルギー協議会（ATENA）を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしている。令和 7 年度は、関係機関と連携した訓練等の実施状況や原子力事業者の取組等について、原子力災害対策中央連絡会議を令和 7 年 9 月 25 日及び令和 8 年 3 月 17 日に開催した。また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしている。令和 7 年度は 4 地域で開催し、関係機関の連携強化を図った。

3. 通信ネットワーク整備・システムの強化

統合原子力防災ネットワークシステムについては、常に安定して利用できるように、機器の定期点検及び機能確認等、適切な維持管理を行っている。

また、次期システムへの更新については、令和 6 年度から引き続き作業を進め、計画したオフサイトセンター等の各拠点を対象に更新作業を実施した。全ての対象拠点において更新を完了したことにより、統合原子力防災ネットワークシステム全体として、災害時対応に必要な通信・情報共有機能の信頼性及び運用性の向上を図った。

緊急時対策支援システム（ERSS）については、常に原子力施設の情報を提供できるように、適切にシステムの維持管理を行い、連続運用を継続している。また、原子力施設の設備更新に対応するためのシステム改修を行い、令和 8 年 3 月に改修版に移行した。

原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした、放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）については、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携機能を含め、適切にシステムの維持管理を行い、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時においても放射線のモニタリング情報を公表している。なお、令和 8 年 3 月に RAMIS の新システムを、国と関係道府県の環境放射線モニタリング情報をクラウド環境上に集約する基盤である「放射線モニタリングプラットフォーム（RAMP）」の上に整備した。

原子力災害発生時における関係府省庁、原子力事業者、地方公共団体との防災情報に係る連携を目的とした、原子力防災システム（NISS）については、次期システムである原子力緊急事態連携強化プラットフォーム（RINEL）の構想を立ち上げ、試験運用を通して関係者との合意形成を行い、令和 9 年度の切り替えを目指して要件定義を完了し調達手続きを開始した。また、要員がシステムの操作に習熟した状況でシステム切り替えを迎えられるように、令和 8 年度の調達に先立ち RINEL の基本的な機能を体験できる環境を整えた。

4. 原子力災害医療体制の継続的改善

原子力災害対策指針では、平成 27 年の「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」の決定を受けて、原子力災害時には、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）が指定する原子力災害拠点病院を中心として、国が指定する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが支援し、立地道府県等及び国が指定する原子力災害医療協力機関が協力する、原子力災害医療の実施体制を定めている。上記の体制整備のため、原子力規制委員会では「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」に基づき高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターを指定し、原子力災害医療に係る研修の支援や資機材の整備の補助等を行っている。

令和 7 年度は、令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 18 日）において、高度被ばく医療支援センター等に対する指定要件に係る確認結果を

了承した。

また、令和 3 年度から研修業務の拡充を目的に開始した高度専門人材確保育成事業については、令和 7 年度第 35 回原子力規制委員会(令和 7 年 10 月 8 日)において、これまでの実績を整理し、育成プログラムや修了後のキャリア支援等のあり方に関して検討を行うとの報告を受けた。

第3節 原子力災害対策指針の継続的改善

原災法に基づき、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針(以下「指針」という。)を定めている。指針については、新たに得られた知見や地方公共団体の取組状況、防災訓練の結果等を踏まえ継続的に改善を進めることとしている。

1. 原子力災害対策指針の改正等

(1) 原子力災害時における屋内退避の運用に関する検討

令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会(令和 7 年 4 月 2 日)において、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームが取りまとめた報告書及びそれを踏まえ指針を改正することについて了承した。令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会(令和 7 年 9 月 10 日)では、主に報告書の下記の内容を反映した指針の改正を決定し、令和 7 年 10 月 3 日に改正指針が官報に掲載された。

- ・ 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安
- ・ 屋内退避から避難への切替えの考え方
- ・ 屋内退避中の一時的な外出
- ・ 屋内退避の解除要件
- ・ 発電用原子炉施設以外の原子力施設に対する屋内退避

また、令和 7 年度第 58 回原子力規制委員会(令和 8 年 2 月 18 日)において、改正指針における屋内退避の運用に係る基本的な考え方をまとめた指針の関連文書である「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」の策定を了承した。

指針の改正及び関連文書の策定に当たっては、意見公募を実施するとともに、地方公共団体や関係省庁にも意見照会を行い、改正案及び文書案への意見に対する回答や反映を行った。

報告書や改正した指針の内容を踏まえた屋内退避の運用の周知及び理解促進にも取り組んでおり、地方公共団体から要請を受けた説明会や各地域の原子力防災協議会作業部会等の場において、住民や地方公共団体関係者等へ説明を行った。例えば、令和 7 年 6 月の新潟県柏崎市、長岡市での住民説明会、柏崎市原子力防災セミナーでの講演会、令和 7 年 10 月の新潟県議会、令和 7 年 11 月

の鹿児島県専門委員会などの場で屋内退避の説明を行った。

(2) 緊急時活動レベル（EAL）の見直し

原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）については、平成 25 年 12 月に指針に具体的な基準を定めて以降、新規制基準に適合した原子力施設の運転開始や特定重大事故等対処施設の導入などのタイミングで、都度見直しを行ってきた。

令和 7 年度においては、令和 7 年度第 9 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 21 日）において、EAL の長期課題について整理を行い、同じ緊急事態区分内での深刻度の相違、同じ EAL に対するプラント間での発出条件のばらつき等の 6 つの課題を検討することを了承した。これを踏まえて原子力規制庁は「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を 3 回開催した。その中で、長期課題の検討を、

ステップ 1：我が国の EAL の考え方等の整理

ステップ 2：現行の EAL 体系における事象のエスカレーションの整理

ステップ 3：新たな EAL 体系の検討

ステップ 4：EAL の具体的な見直し案の提示

の 4 ステップに分けて検討することとし、これまでにステップ 1 の検討を完了させるとともに、「屋内退避を解除できる原子炉施設の要件等の具体化」に係る論点について検討を行った。

これらの検討状況については、令和 7 年度第 61 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 25 日）において報告を受けた。

(3) 高度被ばく医療支援センター等の指定要件確認期間の見直し

高度被ばく医療支援センター等の指定要件を満たすことの確認は、平素の指導監督業務を通じて運営状況を十分に把握した上での確認にとどまる現状にあることを踏まえ、令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 10 日）で指定要件確認期間をおおむね 3 年からおおむね 5 年へ変更するための指針の改正を決定した。

第 4 節 環境放射線モニタリングの実施

1. 平時及び緊急時モニタリング体制の整備及び強化

原子力規制委員会は、立地道府県等による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し公表した。

原子力規制委員会は、緊急時に原子力施設周辺等の緊急時モニタリングを指揮する上席放射線防災専門官の施設周辺への常駐化や、モニタリングポスト等

の測定資機材の整備・維持管理を始め、実効性のある緊急時モニタリング体制を整備している。令和 7 年度においては、これまで開発を進めてきたドローン搭載型モニタリングポストについて 2 地域へ試験的に配備した。

2. 環境放射線モニタリングプラットフォームの運用

原子力規制委員会と立地道府県等の環境放射線モニタリング情報を集約する基盤として「環境放射線モニタリングプラットフォーム (RAMP)」の運用を令和 8 年 3 月より開始した。RAMP には、全国のモニタリングポストの測定データを集約するとともに、環境放射線モニタリングに係る国や道府県のシステムを運用する基盤として活用していく計画であり、令和 8 年 3 月時点では、放射線モニタリング情報共有・公表システム (RAMIS) と、2 県 (佐賀県、山口県) のシステムが RAMP に移行済である。今後、他の道府県のシステムについても RAMP への統合を順次進めていく予定である。

令和 7 年度においても引き続き、原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした RAMIS において、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のため、平常時におけるモニタリングポストのリアルタイム情報を公表した。

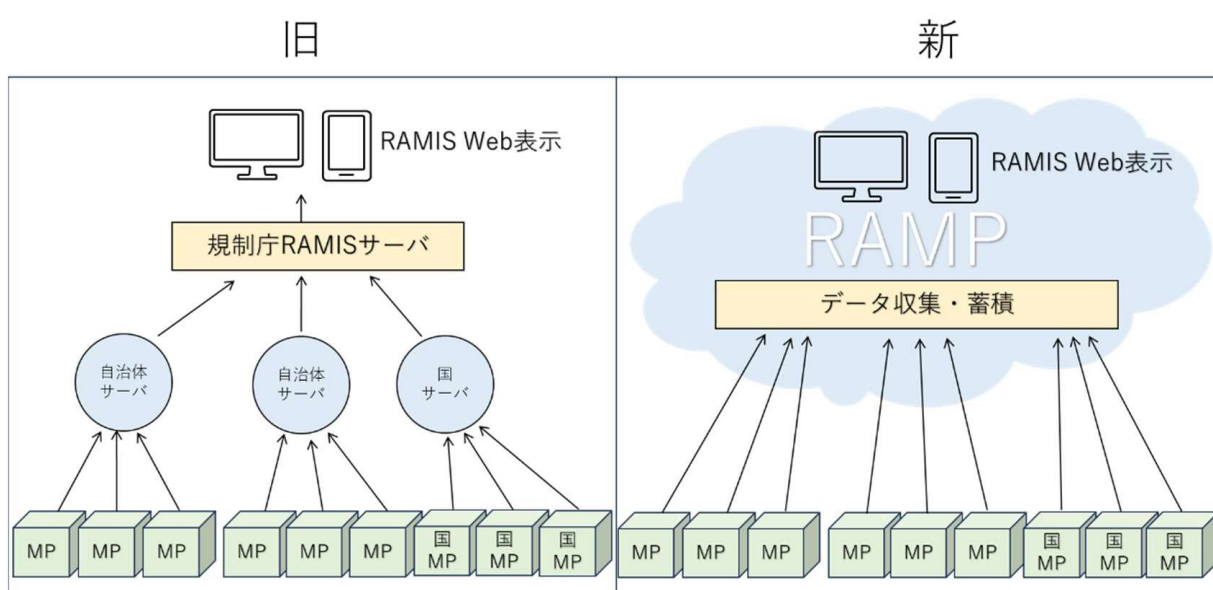


図 5-1 令和 8 年 3 月前後の新旧システム構成イメージ

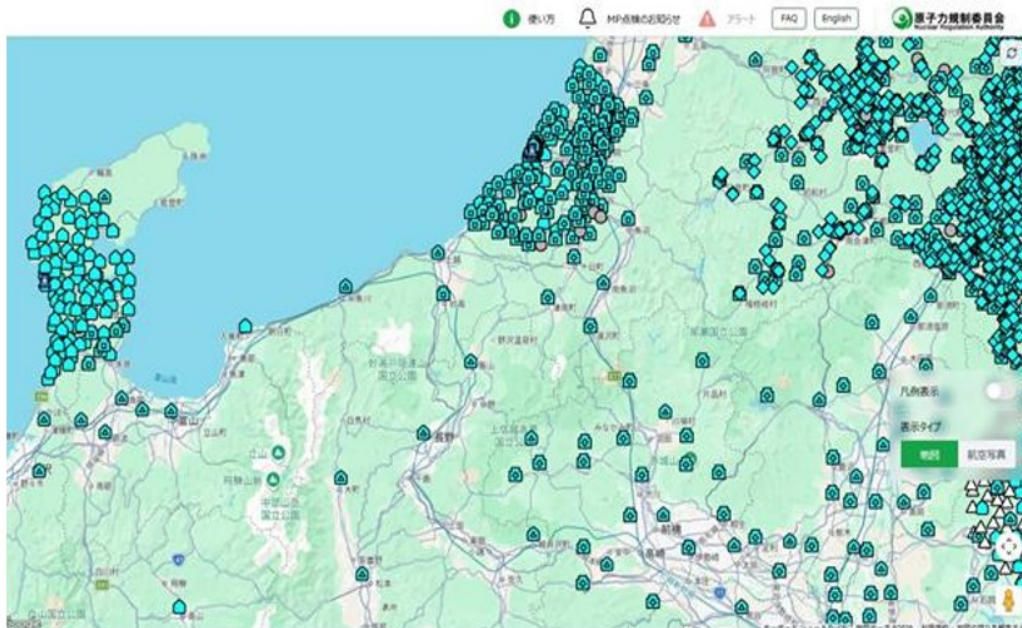


図 5-2 放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）の表示画面

3. モニタリング技術の発展

環境放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めた。具体的には、モニタリングポスト等の通信に使用する回線として、これまで活用していた携帯回線、有線回線、衛星回線に加え、新たな通信回線として LPWA⁵⁸を導入することを目指し、実証試験の実施や、LPWA と組み合わせて使用する小型モニタリング機器の開発を進めた。また、航空機モニタリングの実効性向上のため、原子力総合防災訓練や自治体の訓練で航空機モニタリングを合計 4 地域で実施するとともに、有人機を用いた航空機モニタリングシステムについて測定結果の解析をリアルタイム化する改修を行った。

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため環境放射線モニタリング技術検討チーム会合（以下「モニタリング検討チーム会合」という。）を開催している。令和 7 年度に開催した 2 回（令和 7 年 10 月 9 日（第 23 回）及び令和 8 年 2 月 10 日（第 24 回））のモニタリング検討チーム会合では、放射能測定法シリーズ「放射能測定における品質保証」及び「緊急時における放射性ストロンチウム分析法」の新規策定案、同シリーズ No.6

⁵⁸ LPWA : Low Power Wide Area

「NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法」の改訂案を取りまとめたほか、令和 8 年度以降の放射能測定法シリーズの制改訂計画（案）についても議論を実施した。また、令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 30 日）での議論を踏まえ、第 23 回モニタリング検討チーム会合において、環境放射線モニタリングの効率化や設備のコスト削減につながる費用対効果の高いモニタリングポストの導入に係る検討を開始した。

指針により定められた「その他の原子力施設」である原子力機構人形峠環境技術センターと東芝エネルギーシステムズ原子力技術研究所周辺において地方公共団体が最低限実施する必要がある平常時モニタリングの内容について検討し、モニタリング検討チーム会合での議論を踏まえ、令和 8 年 3 月 26 日に原子力災害対策指針補足参考資料の関連資料として、平常時モニタリングの実施範囲及び主な実施項目を定めた。

4. 訓練・研修による人材育成

地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、原子力規制庁は、地方公共団体職員等を対象に研修等を実施している。令和 7 年度は、立地道府県等を対象にモニタリング技術に関する基礎的な講座を 25 回、EMC 活動訓練を 13 回実施した（再掲）ほか、環境放射線モニタリングを行っている 47 都道府県の実務担当者を対象に「環境放射能分析研修」を 15 回実施した。

また、緊急時モニタリングに関する状況把握能力向上のため、原子力規制庁職員を対象に、放射性物質の大気拡散計算の結果を活用した机上訓練を 2 回実施した。

5. 全国の中環境中の放射線等の測定

(1) 国内の中環境放射線及び放射性物質の水準調査

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施し、測定結果を順次データベース化して公表した。また、全国約 300 か所のモニタリングポストで空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで公表した。

なお、測定結果については、これまで「日本の環境放射能と放射線」というウェブサイトにて公表していたところ、令和 7 年 6 月に刷新し、「環境放射能・放射線データベース（ENVRADDB）」として新たに公開した。

発電用原子炉施設等及び再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国の中環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析を引き続き行った。令和 7 年度に実施した結果については、データベース化し令和 8 年夏頃に原子力規制委員会ホームページで公表する予定である。

(2) 国外の原子力事象による影響の監視

原子力規制委員会は、国外で原子力関係事象が発生した場合に我が国への放射性物質の影響を確認できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを設置して空間放射線量率の状況を把握している。令和 7 年度も引き続き、原子力規制委員会ホームページでその測定値を公表した。

6. 原子力艦放射能調査

原子力規制委員会は、米国の原子力艦が寄港する神奈川県横須賀港、長崎県佐世保港、沖縄県金武中城（きんなかくすく）港の 3 港で、原子力艦寄港の有無にかかわらず、海上保安庁等関係機関と連携し、定期的に放射能調査を実施している。特に原子力艦寄港時には現地に放射能調査班を編成し、放射能測定及び海水試料等の分析を実施している。令和 7 年度は、原子力艦寄港時の分析を合計 343 回行い、測定結果が入港前調査の測定値と同一レベルであることを確認した。原子力艦の入出港時及び寄港時の放射能調査結果は原子力規制委員会ホームページで毎日公表するとともに、過去に実施した調査結果についても定期調査を含めデータベース化し公表している。

また、横須賀原子力艦モニタリングセンターに配置するモニタリングカー1台の更新を行った。